

平成 29 年

第 2 回美浜町議会定例会会議録

平成 29 年 6 月 6 日 開会

平成 29 年 6 月 20 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成29年第2回美浜町議会定例会会議録目次

6月6日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第1号から議案第24号まで7件一括提案説明	4
散 会	6

6月8日（木曜日）第2号

議事日程	7
会議に付した事件	7
会議に出欠席した議員	7
説明のため出席した者の職、氏名	7
職務のため出席した者の職、氏名	7
開議の宣告	8
町政に対する一般質問	8
○8番 荒井勝彦君	8

- 1 中学校での部活動について
- 2 小中学校教室の空調について
- 3 被災建築物の応急危険度判定士及び家屋被害認定士について
 - (1) 美浜町内で登録されている被災建築物応急危険度判定士は何名で、ネットワークは構築されているか。
 - (2) 登録されている被災建築物応急危険度判定士のうち、役場職員は何名で、今後増やす予定はあるか。
 - (3) 本町におけるり災証明発行業務は誰がどのように行うことになっているか。
- 4 住宅ストック循環支援事業補助金のPRについて

○9番 大岩 靖君	15
-----------------	----

- 1 自転車通学の安全確保について
 - (1) 中学校の自転車通学について、生徒に対しどのような指導をしているか。
 - (2) 自転車通学時の交通事故について、事故対応や補償はどのように行っているか。
 - (3) 自転車通学路へのグリーンベルト設置条件は。
 - (4) 河和中学校前の六反田交差点における自転車通学生徒への安全対策は。

2 町営住宅建てかえ事業について

- (1) 今回の町営住宅建てかえ事業について、今後の整備計画は。
- (2) 住民相互の交流を目的とした共有スペースについて、町としてどのようにしていく考えか。
- (3) 国道等からの居住者プライバシー保護について、町としてどこまでの対策を計画しているか。

○ 7 番 横田貴次君 2 2

1 美浜町運動公園整備事業について

- (1) 本事業を提案した「名鉄知多奥田駅東部開発可能性調査検討会」の組織概要は。
- (2) 既存の総合公園に加え運動公園を整備する必要性と、双方の施設の住み分けをどう考えているか。
- (3) 健康の拠点、子育て世代の交流・地域の憩いの場として、具体的に町民のどのような利用が期待できるか。
- (4) 防災の拠点として、仮設住宅用地、救援活動場所などの機能充実が期待されるが、救急・消防機能の拠点としても有効利用する計画はないか。
- (5) 運動公園を利用する町民のため、巡回バスの増便等の具体的な検討を予定しているか。
- (6) 運動公園は障がいのある人も利用可能な仕様が計画を進めているか。

○ 3 番 鈴木美代子君 3 2

1 中学校の勤務実態について

- (1) 美浜町内の小中学校教員の1週間あたり勤務時間の平均値は。
- (2) 教諭の労働基準法における時間外労働の上限はどれほどか。また、10年前と比べ美浜町の時間外労働の実態はどうか。
- (3) 教諭の時間外労働が増加する理由は何が原因だと考えるか。
- (4) 活動の練習を縮小する考えはあるか。また、早朝練習を中止してはどうか。
- (5) 部活動の休養日に関する県からの通達を各中学校は守っているか。

2 介護保険の低所得者対策について

- (1) 介護保険法の改正により、介護サービス利用者の個人負担はどの程度増減するか。
- (2) 平成29年度から始まった総合事業の現状説明を。
- (3) 低所得者層に対する救済対策を行う考えはあるか。

○ 1 番 森川元晴君 4 1

平成29年度施政方針等について総合計画施策大綱「6本の柱」に分け伺う

- 1 「自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり」に関して、生活排水処理に係る新たな手段の検討について
- 2 「安心・安全な暮らしができるまちづくり」に関して、循環型社会の推進について
- 3 「産業経済に活力のあるまちづくり」に関して、農地の環境保全について
- 4 「支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり」に関して、地域包括ケアシステムの構築について
- 5 「人が学び合い、育ちあうまちづくり」に関して、小学校における英語教育等について

6	「参画と協働によるまちづくり」に関して、自助・共助・公助の適切な機能分担に対応できる効率的な財政運営について	
○ 2 番	山本辰見君	5 0
1	公共施設等総合管理計画に関連して	
(1)	美浜町役場本庁舎の建てかえについて、財政の中長期的計画も含めどのような検討を考えているか。	
(2)	本庁舎以外の施設について、長寿命化計画にとどまらず建てかえも含めた検討をどのように進めるか。行政、住民代表による検討組織が必要では。	
2	小中学校の教職員の多忙化を解消し、健康を守るための条件整備を	
(1)	小中学校それぞれの教職員の残業を含めた実情及び現場の教員の中での大きな問題・課題は。	
(2)	宿泊を伴う行事、休校日の出勤に対する対応及び休憩時間はどのようにになっているか。	
(3)	指導・教育の課題だけでなく、メンタル面を併せて健康管理が求められるが、労働安全委員会など組織的にどのように対応しているか。	
(4)	教員の多忙化解消プロジェクトについて、町の見解を。	
3	放課後児童クラブの運営の充実について	
(1)	放課後児童クラブの利用状況及び利用者並びに待機者からの要望についてどのような状況か。	
(2)	奥田小学校区における放課後児童クラブの増築計画について、利用希望者が多いと思われる夏休みに間に合うか。	
(3)	指導員の補充・確保の際、中心となるアルバイト・パートの処遇改善について、どのような対策を考えているか。	
○ 6 番	江元梅彦君	6 0
1	美浜町の開発事業実施について	
(1)	運動公園及び総合公園整備事業について、町民に対する説明が不十分との声を耳にするが、周知を図る手だては。	
(2)	これらの事業に都市計画税を充てることで他の事業展開経費を圧迫することや、美浜の里構想も重ねた財政を心配される声もあるが、いかがか。	
(3)	運動公園整備事業委託費、総合公園整備事業委託料、土地購入費の各事業費について、町民にもわかるよう丁寧に説明を。	
(4)	運動公園と日本福祉大学内のプール、スポーツジム等に係る住民と大学生の相互利用及び連携について大学と協議する環境にあるか。	
(5)	奥田駅東部開発事業について、美浜町の将来を見据え、活性化の推進施策として実施する町長の考えに揺るぎはないか。	
散 会		6 8

6月13日（火曜日）第3号

議事日程	6 9
会議に付した事件	6 9
会議に出欠席した議員	6 9
説明のため出席した者の職、氏名	6 9
職務のため出席した者の職、氏名	7 0
開議の宣告	7 0
諮問第1号（質疑・討論）	7 0
同意第3号（質疑・討論・採決）	7 1
議案第21号（質疑・委員会付託）	7 1
議案第22号（質疑・委員会付託）	7 2
議案第23号（質疑・委員会付託）	7 2
議案第24号（質疑・委員会付託）	7 2
発議第2号（提案説明・質疑）	7 2
発議第3号（提案説明・質疑）	7 4
発議第4号（提案説明・質疑・討論・採決）	7 7
美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員の選任	8 0
散 会	8 1

6月20日（火曜日）第4号

議事日程	8 3
会議に付した事件	8 3
会議に出欠席した議員	8 3
説明のため出席した者の職、氏名	8 3
職務のため出席した者の職、氏名	8 4
開議の宣告	8 4
議案第21号から議案第22号まで2件一括（修正説明・質疑）	8 4
議案第21号から議案第23号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 6
議案第24号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 8
発議第2号（討論・採決）	8 9
発議第3号（撤回説明）	9 0
報告第2号から議案第26号まで3件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	9 1
議員派遣の件	9 4
議会閉会中の継続調査事件について	9 4
閉 会	9 5

平成29年 6 月 6 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成29年 6 月 6 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 平成28年度美浜町一般会計繰越明許費について

諮問第 1 号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

同意第 3 号 美浜町教育委員会委員の任命について

議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議案第23号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 森 川 元 晴 君

2 番 山 本 辰 見 君

3 番 鈴 木 美代子 君

4 番 石 田 秀 夫 君

5 番 杉 浦 剛 君

6 番 江 元 梅 彦 君

7 番 横 田 貴 次 君

8 番 荒 井 勝 彦 君

9 番 大 岩 靖 君

10番 横 田 全 博 君

11番 野 田 増 男 君

12番 大 崎 卓 夫 君

13番 丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長 神 谷 信 行 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

教 育 長 山 本 敬 君

会 計 管 理 者 坂 本 順 一 君

総 務 部 長 本 多 孝 行 君

企 画 部 長 沼 田 治 義 君

厚 生 部 長 西 田 林 治 君

経 済 環 境 部 長 天 木 孝 利 君

建 設 部 長 石 川 喜 次 君

教 育 部 長 竹 内 康 雄 君

総 務 課 長 杉 本 康 寿 君

防 災 安 全 課 長 石 濱 克 彦 君

税 務 課 長 夏 目 勉 君

企 画 政 策 課 長 磯 貝 尚 美 君

秘書広報課長 日 比 郁 夫 君

住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君

福 祉 課 長 高 橋 ふじ美 君

子 育 て 支 援 課 長 宮 崎 典 人 君

健康推進課長 久 綱 勇 君

産 業 振 興 課 長 小 島 康 資 君

環境保全課長 藪 井 幹 久 君

建 設 課 長 鈴 木 学 君

都市整備課長 宮原佳伸君
学校教育課長 竹内与七君
学校給食センター所長 夏目明房君

水道課長 鈴木晴雄君
生涯学習課長 河村伸吉君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷充則君

局長補佐兼
議会係長 山下美幸君

〔午前９時００分 開会〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第２回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

５月10日に開かれました議会臨時会において議長に就任させていただき１カ月が経過しようとしていますが、責任の重さと大変さを痛感しているところです。精いっぱい努めさせていただきますので、議員、執行部の皆様、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。

この会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

また、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第２回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただき、まづもってお礼を申し上げます。

さて、議会におかれましては、さきの改選による新体制によりまして議案の御審議をしていただくこととなりますが、私ども執行部も、議員の皆様には御理解をいただけるよう、丁寧な説明と答弁を尽くしてまいりたいと考えております。

これまでの２年間同様、町政への御協力をよろしくお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第２回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成29年2月分、3月分及び4月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告のあった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から報告の申し出がありましたので、これを許可します。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、私のほうより諸般の報告を2件申し上げます。

初めに、平成29年3月定例会におきまして繰越明許としてお認めをいただきました河和中学校体育館天井撤去工事についてでございますが、入札手続を現在進めているところでございます。本件は、予定価格が5,000万円を超える工事となりますので、来る6月14日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結する予定をしております。

また、児童生徒用机・椅子の購入についてでございますが、昨年度に続き本年度も小・中学校それぞれ1学年分となる380組の購入を予定しております。本件は、購入予定価格が700万円を超える財産の取得となりますので、天井撤去工事と同様に、来る6月14日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結する予定をしております。

これら2つの案件につきましては、いずれも本契約締結に当たり美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例の規定により、議会の議決が必要となります。よって、今定例会最終日に契約議案の上程を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告は以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

以上で町長の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番 杉浦剛君、9番 大岩靖君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月20日までの15日間と決定しました。

日程第3 報告第1号 平成28年度美浜町一般会計繰越明許費についてから

議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）まで7件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第3、報告第1号 平成28年度美浜町一般会計繰越明許費についてから議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括議題とします。

以上7件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

本日御提案を申し上げますのは、報告第1号 平成28年度美浜町一般会計繰越明許費についてを初めとして、7件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第1号 平成28年度美浜町一般会計繰越明許費についてでございますが、去る3月議会において繰越明許事業としてお認めをいただいた地方公共団体情報システム交付金、経済対策臨時福祉給付金支給事業、畜産クラスター事業、体育館天井落下防止対策事業、文化財保護事業に要する経費を平成29年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げるものでございます。

次に、諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の委嘱につきましては、市町村長が人格・識見とも高く、広く社会の情勢に通じているとして推薦した者の中から、法務大臣が委嘱することとなっております。

本町の委員は4名でございますが、そのうち3名の任期が本年9月30日で満了となります。よって、野田明雄氏については、退任の意向があるため、後任として大岩久晃氏を、また鬼頭津奈江氏、前畑義昭氏については引き続きお願いし、計3名の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、同意第3号 美浜町教育委員会教育委員の任命についてでございますが、前教育委員の加藤信氏が平成29年3月31日をもって辞任されたことに伴い、教育委員が1名欠員となっております。

今回、後任の河和学区選出教育委員としまして、神谷英明氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

神谷英明氏は、専門学校を卒業後、新日鉄情報通信システム株式会社に勤務され、現在はハウスみかんを中心に農業経営者として御活躍されておられます。

さらに、地元の人望も厚く、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間を引き継ぎ、平成32年9月30日まででございます。

次に、議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等における用語整備及び固定資産税等の課税標準の特例

の規定等でございます。

なお、施行日は原則平成31年1月1日でございますが、附則第10条の2第18項を同条第19項とし、第17項の次に1項を加える改正規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日、附則第16条の2の改正規定は、平成31年10月1日とするものでございます。

次に、議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、固定資産税等の課税標準の特例の規定等でございます。

なお、施行日は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。

次に、議案第23号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、損害補償額に係る補償基準額の改定等でございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条において歳入歳出それぞれ351万1,000円を追加し、補正後の予算総額を72億9,851万1,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、まず、2款総務費、1項総務管理費では、企画費において、地方創生推進交付金事業を活用した生涯活躍のまち美浜モデルトリプルA推進事業における、地域大学エルダーカレッジ事業の人材育成事業委託に要する経費を計上いたしました。

また、電子計算費においては、国庫補助金の交付対象事業による財源更正でございます。

同款、4項選挙費、選挙管理委員会費においては、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行に伴う、選挙人名簿システム改修に要する経費を計上いたしました。

3款民生費、2項児童福祉費、児童福祉総務費においては、子ども・子育て支援法の改正に伴うシステム改修に要する経費を計上いたしました。

また、同款、同項保育所費、6款農業水産業費、1項農業費及び7款商工費、1項商工費では、まち・ひと・しごと創生交付金として、地方創生推進交付金事業の不採択による財源更正でございます。

10款教育費、2項小学校費、学校管理費においては、野間小学校体育館の緞帳修繕に要する経費を計上いたしました。

同款、4項社会教育費、図書館費においては、空調設備修繕工事に要する経費を計上いたしました。

続いて歳入予算の内容でございますが、14款国庫支出金、総務費国庫補助金にて、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金の増を、また、地方創生推進交付金の減をそれぞれ計上いたしました。

なお、歳入不足となる分については、18款繰入金、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

以上、提出案件7件について慎重に御審議いただき、全案お認めくださるようお願い申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす6月7日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、あす6月7日は休会することに決定しました。

来る6月8日は、午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午前9時20分 散会〕

平成29年 6 月 8 日（木曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成29年 6 月 8 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	経 済 環 境 部 長	天 木 孝 利 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君	教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮 崎 典 人 君
健康推進課長	久 綱 勇 君	産 業 振 興 課 長	小 島 康 資 君
環境保全課長	藪 井 幹 久 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
学校教育課長	竹 内 与 七 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	----------------------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

それでは、皆様、おはようございます。

東海地方もいよいよ梅雨に入りました。この季節、体調を崩される方が多いと思われます。皆様、体調の管理には十分お気をつけください。

また、傍聴の皆様、早朝より足元の悪い中御苦労さまでございます。

また、町執行部側が退職・異動がございまして、8名の新課長が加わり、新たな気持ちで我々とともに一丸となって町の発展に努めてまいります。一層の御支援、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。御理解と御協力をお願いいたします。

また、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、会議に入ります。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には 7 名の諸君より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様においては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いします。

8 番 荒井勝彦君の質問を許可します。荒井勝彦君、質問してください。

〔 8 番 荒井勝彦君 登席 〕

○ 8 番（荒井勝彦君）

皆さん、おはようございます。

8 番、チャレンジ M I H A M A、荒井勝彦でございます。

昨日よりこの地方も梅雨に入った模様でございます。じめじめした雰囲気を払拭するような明るく爽やかな議会を目指したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただきました一般質問通告書に基づいて、本日は 4 項目の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、1つ目の質問でございますが、中学校での部活動についてお伺いをいたします。

思春期にスポーツや芸術活動など、みずから選んだ道に打ち込めることは大変素晴らしいことだと思っております。しかし、この時期に過度な運動をすること、こういうことをすると成長に必要なエネルギーが不足し、けがをしやすくなるなど、最近問題視されるようになってまいりました。

これを受けて、早朝練習を自粛させている自治体もふえてきたようですけれども、美浜町では中学校での部活動についてどのようにとられておりますでしょうか。

2つ目の質問に移らせていただきます。

小中学校教室の空調についてお伺いいたします。

地球温暖化が進み、私が子供のころと比べると明らかに夏場の気温が上昇してまいりました。阿久比町では本年4月1日現在、小中学校の普通教室でほぼ100%空調設備の取り付けを完了しております。子供の数が減り続けている本町において、子供を取り巻く教育環境を充実させることも人口減少の傾向にブレーキをかける手だての一つだと、このように私は考えますけれども、町執行部としてのお考えをお聞かせ願います。

3つ目の質問でございます。

被災建築物応急危険度判定士及び家屋被害認定士についてお伺いをいたします。

昨年4月に発生いたしました熊本地震では、マグニチュード6.5の前震に続き、28時間後にマグニチュード7.3の本震が発生し、いずれも最大震度7を記録しております。前震の発生後、速やかに被災建築物の応急危険度判定、こういうものがなされておれば、次の本震が来る前に倒壊の危険がある建物から退去できていたであろうと思われまふ。救われていたであろうという命が失われてしまったことは、ざんきの念にたえません。

そこで、以下3つの質問をさせていただきます。

本町で登録されている被災建築物応急危険度判定士は現在何名でありまふでしょうか。また、そのネットワークというものは構築されておりますでしょうか。

2つ目ですけれども、登録をされている被災建築物応急危険度判定士のうち、役場の職員は何名おりますでしょうか。また、今後ふやしていく予定はございますでしょうか。

3つ目ですけれども、熊本地震では、り災証明の発行手続を行う家屋被害認定士が不足して、その後の仮設住宅の入居や税金の減免措置に非常におくれが生じたといまふました。愛知県では、本年度夏ごろに家屋被害認定士の養成に乗り出すそうですが、現段階で本町におけるり災証明発行業務、これはどの部署の誰がどのように行うこととなっておりますでしょうか。

4つ目の質問に移ります。

住宅ストック循環支援事業補助金、これのPRについてお伺いいたします。

国土交通省は、中古住宅を購入し、省エネや耐震改修などのリフォーム工事を行った人に、最大で65万円を補助する制度を昨年10月11日に創設いたしました。対象者を40歳未満に絞り、子育て世帯など若年層の住宅取得を後押しするとともに、中古住宅やリフォーム市場を活性化させる狙いもあるようでございます。本町における空き家対策としてこの制度を積極的にPRし、利用促進を図るべきだと考えまふますが、いかがでございまふでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。明快なる御回答をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めまふ。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

今回の6月議会におきましては、7人の議員の皆様から一般質問をいただいております。どの質問の内容につきましても、本当、これからの町政に対し大切な内容ばかりでございますので、私を初め幹部職員一同わかりやすく丁寧に誠意を持ってお答えをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、荒井議員の御質問にお答えいたします。

私からは、御質問の3点目及び4点目をお答えし、それ以外については、教育部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、被災建築物の応急危険度判定士及び家屋被害認定士についての御質問の1点目、美浜町内で登録されている被災建築物応急危険度判定士は何名で、ネットワークは構築されているかと、御質問の2点目、登録されている被災建築物応急危険度判定士のうち、役場職員は何名で、今後ふやす予定はあるかについては、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

町内で登録されている被災建築物応急危険度判定士につきまして、平成28年12月末現在、建築士並びに建築施工管理技士等では29名であり、役場職員は平成29年3月末現在35名となっております。

ネットワークについてでございますが、建築士関連では、毎年1月17日の阪神・淡路大震災発災日に合わせて愛知県下一斉に連絡訓練を実施しており、また、役場職員は、毎年町の防災訓練実施時に各避難所において訓練を実施しております。これらを踏まえまして、ネットワークは構築されているものと考えております。

今後は、役場職員をできる限り数多く研修に参加させ、被災建築物応急危険度判定士をふやしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、本町における災害証明発行業務は誰がどのように行うことになっているかについてでございますが、愛知県では家屋の被害認定調査研修の受講者を対象にした登録制度、仮称でございますが、家屋被害認定士制度を創設し、災害時における迅速な体制整備を予定していると聞いているところであります。制度が円滑に機能すれば、熊本地震等でも課題となった被害認定の遅延に効果があるものと考えております。

なお、現在本町における災害証明の発行業務は、防災安全課にて現地確認の上で実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、住宅ストック循環支援事業補助金のPRについての御質問でございますが、本事業は、平成28年8月2日に閣議決定されました未来への投資を実現する経済対策の一つであります。

良質な既存住宅の市場流通を促進し、若者の住居費負担の軽減、既存住宅流通市場の拡大、耐震化率の向上等を目的としている施策で、リフォーム業者等の事業者が本年3月末までに事業者登録をし、6月末日までに交付申請した事業が対象となるものと聞いております。

事業者と国が直接やりとりをする制度であるため、申請状況等は把握できておりませんが、本町における空き家対策、耐震化の推進、若者の定住促進にも有益な取り組みであると思います。

私どもも、このような事業について情報収集に努めてまいりますが、議員におかれましても、新たな補助制度等の情報がございましたら御提供をお願いいたします。

また、事業の内容を検討し、必要に応じて広報活動に協力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

それでは、荒井議員の御質問にお答えいたします。

まず、中学校での部活動についての御質問でございますが、知多管内5市5町におきまして早朝練習を行っていないのは、大府市が1年生で1学期、それから、2、3年生は6月と7月でございます。それぞれ実施しておりません。

そして、常滑市では、4月中は実施しない学校が1校、そして、6月及び7月中は実施しない学校が1校ございますが、他の市町におきましては、そのような動きは現在ございません。

学習指導要領によりますと、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感と連帯感を育てること等に役立つものであり、学校教育の一環として行われております。

県教育委員会は、本年度、平成29年度に部活動指導に関する実態調査を行いまして、平成30年度に部活動指導ガイドラインを作成して、部活動指導全般に関する指針を示すとされております。

成長期にある中学生が一日の限られた時間の中で、運動、栄養、睡眠のバランスのとれた生活習慣を身につけるためには、部活動にどう取り組むべきかをさまざまな角度から検証し、来年度示される県のガイドラインを踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、小中学校教室の空調についての御質問でございますが、学校での子供たちの健康管理や良好な学習環境を整える手段といたしまして、平成22年度に扇風機を小中学校の全教室に設置いたしました。荒井議員御提案の全ての普通教室へのエアコン設置には多額の費用が必要となってまいります。

他市町の例をもとに本町の小中学校8校に導入した場合を推計いたしますと、設置費で約1億6,000万円、電気代で年間約600万円が必要となるほか、キュービクル等の電源設備もあわせて改修する必要が出てまいります。

老朽化が進む学校施設の改修工事を優先的に進めている現状では、早急な設置は難しいと言わざるを得ません。今年度、河和中学校の体育館つり天井の撤去工事を進めておりますが、今後とも児童生徒の安心・安全な施設整備を優先的に進めてまいりたいと考えております。

このような状況でありますので、現時点においては、エアコン設置については検討課題の一つであると考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず最初に、部活動についてでございますけれども、豊橋市教育委員会では、2017年度市立中学の部活動の朝練を禁止する方針を定めて全22校に通知をしたそうでございます。教委の通知というのはより強い指示で、各校はこれに従う義務が生じるそうです。

これにより、現在いろいろ問題視されております教師の長時間労働、多忙化の歯どめになると期待をしているようでございますが、半面、中には部活動を一生懸命行っている生徒もいると、私はそう思います。

そんな生徒と教師のためにも、美浜町では部活動に外部の指導者を導入するお考えというのは、これはございませんでしょうか。

○学校教育課長（竹内与七君）

美浜町に指導していただける方がいれば検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（荒井勝彦君）

指導者がおれば検討していただけるということで、本当に教員の部活動に費やす時間、これを学習の準備に費やせられたらもう少し子供たちに熱心に教えられるということも伺ったことがあります。どうか前向きに検討していただきたいと思います。

それと、愛知県が今年度から公立中学校と高校の部活動に休養日を設けたと、一昨日、6月6日の朝日新聞で報道されておりました。これに先立ち、愛知県教育委員会は、本年3月教員多忙化解消プランを公表し、中学校は週2日、高校は週1日部活動を休むことを必須としたと、このようにされておりました。

河和中学校では、私も交通立哨などで伺ったことがありますけれども、毎週月曜日はたしか部活動を休みにして、一斉下校を行っていると思います。その後先生たちの会議があるということも伺いましたが、この1日だけが部活動の休養日でしょうか。それと、また、野間中学校ではどのように部活動休養日を設けておりますでしょうか。お願いいたします。

○学校教育課長（竹内与七君）

両中学校とも月曜日を1日休みとして、土日はいずれかの1日を休みとしております。なお、大会等がある場合は、別の日を振りかえて休みをとって行っております。

以上でございます。

○8番（荒井勝彦君）

大会等があるときは別の日に振りかえるということは、確実にこの週2日間は、今現在美浜町の中学校では部活の休養日が設けられるということでよろしいですか。

○学校教育課長（竹内与七君）

校長会のほうへ、一応そのようにお願いをしておりますので、学校のほうもそのように守っていただけておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

平成29年度に、先ほどの御答弁で部活動の指導に関する実態調査を行い、平成30年度に部活動指導ガイドラインが示されると伺いましたけれども、全ては子供たちのために、あらゆる可能性を排除することなく、子供たちの健全育成を目指して御指導をお願いして次の再質問に移らせていただきます。

小中学校の教室の空調について再質問をさせていただきます。

エアコンの設置については、多額の費用がかかること、これはもちろん私も承知の上でございます。検討課題の一つであると御回答でございましたけれども、将来、現在の校舎の老朽化が進み、建てかえる必要があると判断されたとき、もしくは、一連の学校施設の改修工事が終わったときには教室の空調を視野に入れて検討していただけるということでよろしいでしょうか。

○学校教育課長（竹内与七君）

まだ今後は、再編計画等いろいろありますので、それを見きわめながら、一応計画的にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

計画的にやっていただけるということですが、例えばどんどん子供たちが少なくなってきました。将来もしかしたら統廃合やむなしとなった場合、1校分全ての維持管理費が浮いてきますけれども、そうなった場合には、どうでしょう。前向きに空調に関しては一番に入れるということではできませんでしょうか。

○教育部長（竹内康雄君）

今の荒井議員の御質問というか、御提案でございますけれども、先ほども私御答弁申し上げましたように、エアコンの設置費、それから電気代、加えて電源装置、キュービクルとかクーリングタワーとかいろんな呼び名がありますけれども、それも交換なり増設なりしていきましないと、実際問題として電源が飛んでしまいます。ということもありますので、やはり相当な工事になります。ということも御理解いただけたと思いますけれども、そういうこともあわせながら考えてまいりたい。

それから、やはり他市町の状況も、少なくともこの知多管内の状況を見ながら考えてまいりたいと考えております。御理解賜りたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

確かに他市町の状況を見ますと、知多半島内では100%実施しているのは阿久比町のみであります。そこに倣えということは言いませんけれども、できないことはないかなと思って次の再質問に移らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

被災建築物応急危険度判定士及び家屋被害調査士についての再質問に移させていただきます。

実は、私も被災建築物応急危険度判定士として登録をさせていただいております。御答弁にもございましたけれども、毎年3月11日に判定士の連絡訓練、これが実施されておまして、私の携帯に役場のほうから3.11の被災建築物応急危険度判定士の連絡訓練ですよ、荒井さんよろしく願いしますねという連絡がきますと、私は町内在住の判定士4名の方に連絡をし、結果を役場のほうに報告することになっております。

実は、この判定業務というのは2人1組で行うこととなっておりますので、しかしながら、私は、美浜町に登録されている私以外の他の判定士と余り面識がございません。先ほど御答弁にもありましたけれども、役場の有資格者、この判定士の資格を持っている職員の方が一体誰なのかも、これも判定士の一人としては私は存じ上げておりません。

いざというときに備えまして、判定士同士の顔合わせをすること、これだけでも必要だと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○総務部長（本多孝行君）

では、お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、誰だかわからないようではコンビも組めないということが基本的なことなので、必要だという御意見でございます。

今おっしゃいました応急危険度判定士につきましては、建築士系の方々と役場の職員と大きな2つのグループができておるわけなんですけれども、これを相互に、例えばあえて顔合わせ会ということをし、もしできればそれがいいんですけれども、なかなか皆さんお仕事を持ってみえる方ですので、それはなかなか難しい。

ですが、例えば町の防災訓練を秋に行いますので、その場合につきましては、6学区全てのところで町の職員が訓練を行います。その場合、例えば建築士関係の方々にも御協力をお願いして、そちらへ来ていただく、そういったようなことの繰り返しにおいても顔がわかるといったことが期待できるのではないかなと今考えております。

その点につきましては、ことしの秋、またお声をかけさせていただくということも前向きに考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

今、総務部長にお答えいただきましたけれども、本当に誰だかわからない、いざというとき、地震災害が起こ

ったときには、本当に常日ごろ、あなたは誰々だね、あなたは誰々だねという、そういう顔合わせができていないのでは大きな違いがあると思っております。ぜひともその防災訓練とか、そういうときで結構ですので、紹介し合って、実は、私も被災建築物応急危険度判定士に登録してからかなりの年月になりますけれども、4名のうち2名の方は、実は、全くもって違う学校のPTAで一緒だって、あんなるほど、あなたもか、そうかねというふうに初めてお会いしたのが現状でした。ぜひともそういう顔合わせの機会を設けていただきたいと思います。

それと、本年1月19日に、愛知県内各市町村から56名の参加を得まして、被災建築物応急危険度判定コーディネーター講習会、こういうものが行政の方を対象に行われていたこと、これは、我々判定員に郵送されてくる冊子で私は知ることとなりました。

本町都市整備課の女性職員の体験レポートを拝読いたしました。それによりますと、県へ要請し、派遣されてくる判定士がどれだけ来てくれるかわからないため、地域の民間判定士をふやしていくことが、これは絶対必要だと、こういう意見が出ていたと、このように記されております。

美浜町では、今後、こういう私どものような民間判定士をふやしていく努力をしておりますでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

議員の御質問にお答えいたします。

先ほどのコーディネーターのお話でございますけれども、もともと災害が発生した場合、災害本部というものが立ち上がります。そこの本部長は町長になるわけですが、そこで危険度判定が必要な場合には、そこで指示が出ます。それを受けてコーディネーターが判定士の方に御連絡差し上げて、招集、参集していただくという形になっております。

まずは、町に登録されている、町内にお見えの判定士の方を最初に参集させていただく。その場合、足りない場合には、県のほうに依頼を出しまして要請をすると、それで参集していただくという形になってございます。

そういうこともございますので、うちのほうから強制的に一般の建築士さんのほう、判定士になっていただくことはできませんけれども、そういう体制もできておりますので、県のほうへ依頼して、足りない分を補足することもできますけれども、そういう方がお見えになれば、ぜひ参加していただきたいというふうに思っておりますので、私のほうもPRしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

強制的になってくれというのは、これは無理な話で、恐らく役場の職員の判定士の方も、激甚災害のような大きな地震が起こった場合には、避難所の開設だとか、その他本来の業務にもう引っ張り出されて、とてもそんな状態ではないと思います。

今後も、そんな強く、首根っこつかまえてやらせるのではなくて、どうですかという努力を、日々の努力を積み重ねていていただきたいと思います。

それでは、最後の質問の住宅ストック循環支援事業補助金のPRについての再質問をさせていただきます。

御答弁にもございましたように、今月末で、実は交付申請が打ち切られてしまいます。事業者と国とが直接やりとりするから、うん、とかいうことなく、住民にとって何が有益な事業なのか、常にアンテナを張りめぐらせて、積極的にPRをしていく姿勢を示していただきたいと思います。

かつて県内の自治体では、独自のリフォーム助成制度を実施しております。これは、耐震改修とは別個に住宅に付随する工事に助成を行ったものでございます。これが起爆剤となってさらなる経済波及効果が得られたそうでございます。

残り少なくはなりましたけれども、現在でも県内数カ所の自治体がこの制度を行っていると伺いました。美浜町でも空き家対策の一環として、さらには、若年層の住宅取得、地元の建築関連事業者の活性化を図るためにも独自の支援策を考えていただけませんか。

○建設部長（石川喜次君）

住宅リフォーム助成制度につきましては、実は、平成22年度から一般質問のほうで3度ほど御質問をいただいております。この助成の創設は、地域の経済の活性化を図りまして、町の経済効果を高める施策の提言でございました。

その際に、町といたしましては、住民の安心・安全につながる、例えば家具の転倒の防止の対策事業とか、民間木造住宅耐震診断とか改修等々をまずは優先して行くと。それと、あと近隣市町の状況も見守りながら検討を進めていくとお答えしておりますけれども、現在もその考えに変わりはありません。

しかしながら、今議員のお話のとおり、喫緊の課題であります空き家対策等において、効果的な方法を模索していくことになりますので、その中で住宅リフォームの助成についても検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

先ほどの答弁、家具の転倒防止器具の取り付けにも力を入れていただいているということ、私も実際取り付け工事に伺ったことがあります。本当に、家具一つ固定するだけで皆さんの安心・安全が図れると、これは高く評価をさせていただいております。

しかしながら、近隣市町の状況を見ながらとか、そういう後ろ向きじゃなくて、積極的にこれから美浜町独自でやれることがあれば、一生懸命推し進めていっていただきたいと思います。

残り15分ほどございますけれども、私の質問は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦君の質問を終わります。荒井勝彦君は自席に戻ってください。

〔8番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

続きまして、9番 大岩靖君の質問を許可します。大岩靖君、質問してください。

〔9番 大岩靖君 登席〕

○9番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

4月より新年度になりまして、私も3年目になります。毎回、この席に立つとかなり緊張しますが、新年度に始まり、今回私は一般質問について、自転車通学の安全確保についてと町営住宅の建てかえ事業について、2点質問させていただきます。

新年度になりまして、中学生のほうも、自転車通学の子たちも、私はたまたま河和中学校のすぐ近くに住んでおりますので、自転車通学の子たちの朝の通学時間帯を少し見ていると、やはり新入生の子供たちは、学校の指導もありまして、きちっと横断できているように思います。

ただ、たまたまこの間、4月の春の交通立哨のときに拝見させていただいたんですが、当然、朝の通勤時間帯に重なるわけで、ちょうど自転車通学の子供たちが河和中学校へ向かうのに、町営住宅の前の海岸通りをずっと自転車通学の子たちが来まして、あそこの交差点を横断するのに、時間帯によりますけれども、30台、40台、50台と自転車がつながる場合があります。

そこで、たまたまそのときに立哨していた校長先生ともちょっと話していたんですが、何とかこの自転車通学の子たちを安全に、スムーズに渡れるように何とかならんだろうかということをおっしゃいまして、今回この自転車通学に関しまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、中学校の自転車通学について、生徒に対しどのような指導をしていますか。

2点目、自転車通学時の交通事故について、事故対応や補償はどのように行っていますか。

3点目、西部地区同様に東部地区においても自転車通学路へのグリーンベルトの設置が必要と考えますが、どのような設置条件がありますか。

4点目、河和中学校前の六反田交差点における自転車通学の生徒が安全かつスムーズに通行できるようにするための対策をどのように考えていますか。

質問の2点目、町営住宅の建てかえ事業についてですが、皆さんも御存じのとおり、六反田交差点の近くの今まであった2階建ての町営住宅が新しく、すごくデザイン性の高い平家の町営住宅ができました。その事業について、今回3点質問させていただきます。

まず1点目、今回の町営住宅建てかえ事業について、今後の整備計画はどうなっていますか。

2点目、今回建てられた町営住宅には、居住者相互の交流を目的とした共有スペースが設けられていますが、町として今後どのようにしていく考えですか。

3点目、斬新な設計ではありますが、国道からの居住者のプライバシー保護対策が必要と考えますが、町としてどこまで対策を計画していますか。

以上、2項目7つの質問について明確な答弁をお願いいたします。

壇上からの質問は以上です。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、自転車通学の安全確保についての御質問の3点目及び町営住宅建てかえ事業についてをお答えし、それ以外については、教育部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、自転車通学の安全確保についての御質問の3点目、自転車通学路へのグリーンベルト設置条件はについてでございますが、道路交差点などで目にするカラー舗装は、視覚環境の改善による抑止力の強化、目標物の表示など交通事故防止対策として危険箇所を設置されております。中でもグリーンベルトは、歩行者の安全対策として、歩道がない道路の路側帯を緑色にカラー舗装することで路側帯を強調し、ドライバーに注意喚起を行う安全対策でございます。

法的な設置条件は特にございませんが、道路管理者の判断により交通量の多い通学路等に設置し安全対策を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、町営住宅建てかえ事業についての御質問の1点目、今回の町営住宅建てかえ事業について、今後の整備計画はについてでございますが、平成27年度と28年度で既設住宅の3棟を取り壊し、新たに木造平家建ての住宅を10戸建設いたしました。今年度におきましては、入居者の退去が完了したC棟の取り壊しを計画しております。

今回の建てかえ計画では、さらに4戸の建設を予定しておりましたが、新築住宅のみならず既設住宅への入居応募者が少ない状況から、建設は見合わせている状況でございます。

今後の入居状況、要望等により、必要性を見きわめながら判断いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、住民相互の交流を目的とした共有スペースについて、町としてどのようにしていく考えかについてでございますが、現時点において、建物以外のスペースは本町の管理とし、個々の入居者への管理区域の線引きはしておりません。

住宅の完成から2カ月を経過しましたので、入居者からの御意見も参考にして、管理区域の線引きなどを決めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、国道等からの居住者プライバシー保護について、町としてどこまでの対策を計画しているかについてでございますが、今回の住宅の設計は、従来の集合団地で見られる2方向の窓設置ではなく、一戸建てでの特性を生かして4方向に窓を設け、開放的な住宅へと転換を図ったものであり、実際に生活される場面では、カーテン等の使用を前提としております。

外部からの視線の全てを遮る目隠しの塀等の設置はせず、中高木及び生け垣の植栽で視線を遮る計画でしたが、子育て世代のために広い空間を生かせること、維持管理しやすい状態を保つこと等を考慮し、広い窓への視線を遮る木製フェンス設置にとどめております。

御質問の2点目でお答えいたしました共有スペースでもありますので、今後入居者の御意見も参考に考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

それでは、大岩議員の御質問にお答えいたします。

まず、自転車通学の安全確保についての御質問の1点目、中学校の自転車通学について、生徒に対しどのような指導をしているかと、御質問の4点目、河和中学校前の六反田交差点における自転車通学生徒への安全対策はにつきましては、関連がございますのであわせてお答えいたします。

各学校におきましては、交通安全を推進するため、年間を通じてあらゆる機会を捉え、指導の徹底に努めております。例えば、児童生徒対象の半田警察署による交通安全研修のほか、交通安全週間などにおきましては、学校教職員と保護者の皆さんで随時、交通安全指導を行うなど、実態に即した交通安全指導の徹底を図っておるところでございます。

なお、愛知県警から自転車の通行ルールといたしまして、横断歩道を渡る場合に、横断歩道に歩行者がいなくて、歩行者の通行を妨げるおそれがないときは、自転車に乗って横断歩道を渡ることができるというふうに示されておりますことから、河和中学校前、六反田交差点におきましても、そのように指導をしているところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、自転車通学時の交通事故について、事故対応や補償はどのように行っているかについてでございますけれども、通学中における生徒のけがにつきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターより災害共済給付金が支給されることになっております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○9番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

ただいまの答弁につきまして、随時質問をさせていただきます。

まず、自転車通学に関しまして、河和中学校の自転車通学における危険箇所の把握はどのようにしているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（竹内与七君）

平成27年度に通学路の安全点検が行われております。河和中学校からの報告がありましたのは、1つ目が河和北屋敷の天神社の横から玉屋までの道路幅は狭く、車が通るとき危険であるので登下校時の時間帯を通行規制してほしいという要望と、もう一点目の2つ目が、河和中学校前の歩道が狭いので自転車用と歩行者用の路側帯を設置してほしいという要望でありました。

美浜町通学路安全対策推進協議会へ資料を提供しておりますが、いずれの案件もすぐに解決できる方策に至っておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁ですと、河和中学校のほうは、一応学校のほうから出ているのは、今の2カ所だけというふうに。

たまたま私の住んでいる近くが、六反田の交差点の近くに住んでいるので、今の答弁の中で六反田の交差点につきまして、先ほど部長のほうからの答弁もありましたが、道交法の第7条では、信号機のある交差点では、自転車、皆さん御存じだと思いますけれども、軽車両になりますので、進行方向の信号に従って信号機のある交差点ではそのまま、乗ったまま通過していいという。

今の交差点で、中学校前の車道が狭く、歩道との路側帯との境があるんですけれども、その件につきましても、たしか道路交通法で特例という形で、具体的に言いますと、時志の観音の前の道路、たしか海岸線のほうは、岸壁側は余りにも道が狭いということで、自転車通学の子は、逆に歩道のほうを歩いていいというふうにちょっとお聞きしたんですが、それを踏まえまして、今の中学校前は特例が適用されるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○建設部長（石川喜次君）

時志の前の国道に設置されている歩道につきましては、以前、通学の生徒が多いということもございまして、公安委員会が直接許可を出したわけですが、歩道に対しても自転車も通ってもいいというものでございまして、現場のほうに看板が設置されております。

今も使われておるわけですが、河和中学校の前の歩道は、町道につきましては2.2メートルほどという狭い幅員になっております。本来自転車が通ってもいいという歩道につきましては3メートル以上というふうに道路交通法上なっております、それには該当していません。

ですので、今のところだと分離して通られているということは現状なんですけれども、その辺もどちらが安全なのかということもございまして、今ここでいいとか悪いということは御返事できませんけれども、一度確認したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

それでは、先ほどの天神社の中のほうの道というのは、なかなかやっぱり道幅も狭く、通学時間帯は、どうしても簡単に進むということはないと思いますので、できる限り、また何かいい方法があれば、我々も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問2点目なんです、自転車通学の通学時の事故についてなんです、先ほどの答弁の中でもありましたが、例えば自転車通学時の事故については、災害給付金が支払われるとなっておりますが、これはたしか

4年前に神戸のほうで起きた事故で、結構今の賠償が高額になっているということが、たしかになっていまして、たしか4年前の神戸の事故で、小学校6年生の男子児童が60代の女性を自転車ではねたと、重い後遺症が残ったということで、裁判所のほうから9,500万円の賠償命令が保護者のほうに出ているということを知りました。

それにつきまして、たまたま先ほどの答弁の中では、けがをされたら災害給付金が支給されるとなっていますが、例えば加害者になる場合もあると思います。加害者になった場合、例えば先ほどの答弁の中で、任意でそういう保険もあると聞いていますが、その任意保険の加入率はどのぐらいだということを把握していますか、その辺ちょっとお聞きします。

○学校教育課長（竹内与七君）

その件につきましては、民間の保険でありますので、うちのほうでは把握はしておりません。

当初、相手方の補償につきましては、新入学時に愛知県のPTA連絡協議会が契約者となって、総合保険制度という、そういうもののチラシを配布させていただいております。ですので、これはあくまでも民間の保険ですので、任意ということになっております。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

いつ加害者になってもという話がありますので、できる限り、例えば今自動車保険の特約でもそういう保険があると思いますので、できる限りそちらのほうも入るように勧める指導をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の再質問のほう。

先ほど町長の答弁もありましたが、美浜町におけるグリーンベルトの定義というものがあれば、もう一度ちょっとお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

○建設部長（石川喜次君）

定義というお話なんですけれども、確実な定義というのは決められてございません。ただ、グリーンベルトは、先ほど町長の答弁で申したとおり、幅員が狭く、本来であれば歩道を設置して分離することが一番安全だということになるわけなんですけれども、そういう状況ができない場合に、路側帯にグリーンベルトを設置しまして、運転手の、例えばスピードを減速させたり、そういう注意喚起をしまして、交通安全に努めるという形になるわけですので、先ほど言ったとおり、例えば歩道があるところにグリーンベルトを設置するということはやっておりません。

これにつきましても、愛知県のほうにも確認をしております。愛知県につきましても、やはり歩道のあるところには設置しない。また、交差点の中には設置しないという取り扱いをしているそうですので、よろしく願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

できる限り、やっぱり今のグリーンベルトは、なかなか、たしかに難しいとは思いますが、やっぱり今の交通量、それから利用者も含めてできる限り、もう少し前向きに、私ももう少しよく調べてまた質問させていただきます。

今のグリーンベルトにも少し関係はあるんですが、この自転車通学の質問の一応再質問の最後にちょっと聞きたいのが、特に六反田交差点においては、朝の通勤時間帯と重なるため、ちょうど今の自転車通学の子たち、海岸側から中学校まで町道から国道247号を横断する場合なんですけど、先ほど部長の答弁でもありましたけれども、

道交法ではそういうふうで、信号機のあるところは直進してくださいというふうになっているんですが、六反田交差点、御存じのように、横断歩道が少し南側にあります。やっぱり一部の生徒は、まだ1年生だとは思われるんですが、自転車をおりて自転車で横断して、おりて渡って、また先方で乗りおりしようと、それをまた見ていまして、たまたまそのときにすごく先方のほうで重なり合っちゃって、大変危険だなと思いましたので、できる限り今の交差点につきましては、先ほど何度も答弁の中でもありましたが、ドライバー側からの注意喚起をするためにも、あそこの交差点は学校近くでもありますし、スクールゾーンという表示もないので、何とかその辺を注意喚起していただきたいんですが、その辺は町としての考えはあるのでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

六反田の住宅の交差点に中学生の自転車通学の生徒が多く横断していることは、私たちも承知しておりますので、先ほどグリーンベルトは、きょうも県は歩道のあるところでは設置しない、交差点には設置しないというお話をさせていただきましたけれども、実は、一方で、国土交通省の道路局と警察庁の交通局が平成24年に安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインというものを作成しております。

この中では、実は、交差点内の自転車用の路面標示の設置例が出ておりました。この内容も、私たちも把握できておりませんけれども、今後学校と協議の上、必要があると判断した場合には、道路管理者及び県の公安委員会と協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

それでは、今後、やっぱり子供たちのためにできる限り前向きに検討していただきたいと思います。

質問の2項目のほうの町営住宅に関しまして移らせていただきます。

町営住宅、先ほど答弁のほうをいただきましたが、完了した後、現在と具体的にどのように変わるのかをお聞きします。

○建設部長（石川喜次君）

今の現状を申し上げます。

もともと町営住宅の建設は、C棟からF棟まで4棟取り壊しまして、14戸の建設を予定しておりました。たまたま事業の量等によりまして、27年度と28年度で10戸完成しております。そうすると4戸が残っておるということでございますけれども、その間に、新築住宅の募集をいたしました。9戸募集したところ、10世帯の方が応募されたという状況がございます。

それと、あとあわせて、既設3階建てのほうも募集いたしました。そこにつきましても、応募がなかったというような状況でございましたので、先ほど町長が申したとおり、4戸につきましては見合わせるという判断をしておるわけですが、今のA、B、Cというのは残っております。C棟につきまして、今年度取り壊しを予定しております。

A、Bにつきましては、現在7世帯の方がまだ入居されております。近いうちに2世帯の方が3階建てのほうに移り変わっていただくとなっておりますけれども、継続して5世帯の方はまだ入居されるという形になっておりますので、なかなか取り壊しということもできないという状況もございます。

また、C棟の跡地につきましては、4戸建てるということもございますけれども、現在のところ、住宅内の駐車場として利用を考えておりますので、今後の募集状況を見ながら判断したいと思います。

少し過去の状況を申し上げますと、町営住宅の募集、応募とか入居の関係なんですけれども、平成12年、十六、七年前なんですけれども、毎年15戸から17戸ぐらいの募集をしまして、入居をされておりました。近年、1戸ないし2戸という状況がございますので、恐らく私たち判断しておるのは、もともとは民間でできない住宅提供を公

共がやっておったわけですが、現在におきましては、民間のほうでもかなり多く住宅のほうも提供されておりますので、町営住宅に対するニーズが減少してきたかなというように思っておりますので、そんなような状況でございます。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁ですと、今のA、B棟の方が3階建てのほうに移られる。多分、高齢でひとり暮らしの方が多いたと思いますので、できる限り低層階のほうへ入居されるようによろしく願いいたします。

それでは、今の町営住宅の建てかえの件なんですが、質問の2項目です。現在平家建ての住居は、皆さん御存じだと思いますけれども、国道247号沿いにありまして、全く247号の国道から往来が自由な感じに思われます。若年層の世帯を一応コンセプトとして建てられた平家のデザイン性の高い町営住宅ではありますが、若年層ということは、子育ての小さい子供を含めたそういう世帯だと僕は認識しておりますので、247号の往来が自由ということは、子供の飛び出しという心配も多々あると思います。

たまたま僕も、あの交差点で信号でとまって、中を見るわけじゃないんですが、住宅を見てみますと、当然今まで2階建てが建ててあったときは、棟と棟との間からそのまま国道へ出られる通路があったと思うんですが、それがそのままそういうデザイン性というか、平家の1戸建てなんで、間隔が結構ありまして、昔の2階建てのときと同じように棟と棟の間からそのまま国道へ出られるようになっている状況で、もし子育てしている小さい子供たちが国道に飛び出しや何かがちょっと心配だと思われるんですが、その対応はどのように考えていますか。

○建設部長（石川喜次君）

今回の新築住宅につきましては、実は12名の多くの子供さんが入居されております。御存じのとおり、新しい住宅の周りには囲いは一切ございません。当然その辺の道路の飛び出し等、危険を私たちも感じておりましたので、実は、この4月に国道を管理しております愛知県に対しまして、反対側、中学校側に歩道がございまして、その内側にガードフェンスパイプというものが設置してございます。あれと同様なものを設置してほしいという要望をしております。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁を聞いて安心しました。

せっかく若い方々に住んでもらうというコンセプトでつくった町営住宅でありますけれども、やっぱり子供が安心・安全で暮らせるところじゃないといけないと思いますので、できるだけ早急にまた動いていただきたいと思います。

それでは、今、町営住宅に関しまして、最後の質問をさせていただきますが、皆さんも御存じですが、とってもデザイン性の高い町営住宅、平家建てなんですが、たまたまこの間私が交差点で車でちょっととまったときなんですが、きょうのような天気雨の日に、たまたま、全く関係ないと思われる高齢の方が、雨が降っているからといって、平家住宅の軒下に雨宿りして入っているのを見まして、これはさすがにちょっとまずいんじゃないかと。特に若い世帯の方が入っていただいているという状況の中で、プライバシーの保護をどのように具体的に考えているか、ちょっと。

○建設部長（石川喜次君）

実は、私どもも、知らない方が縁側に座っておったというお話を伺っております。そういうこともございまして、実は、今何もないところに、先ほどは住宅の敷地と歩道の外側にガードフェンスパイプということをお話しさせていただきましたけれども、住宅の周りにも何か仕切りを、大きなものじゃないですけども、小さな仕切りをつくって、少し区別するという形をとって、その辺のことはないように対応したいというふうに思っております。

ます。

あともう一つ、プライバシーということもございますので、もともとは、先ほど議員のほうから御説明のあったとおり、開放的な建物にしたということが一つありますけれども、それが設計の方針でございますので、その半面、私たちもプライバシーが、本当に共存できるのかということをごく気にしておりました。

もともとは、そのプライバシーを守るために外周に少し植木をして、視線を遮るという計画も持っていたわけですが、入居された方たちの御意見を聞いてから、そういう植栽をするに当たっても実施したいという考えを持っておりまして、実は、先月5月31日に、もう2カ月たったということもございましたので、再度入居者の方に御意見を伺いました。

その結果、実は、プライバシーのことについては御意見がなかったというのが現状です。それは、一つには、自分自身でカーテンを設置される、またはよしずを設置するということで、特に気にならないということがありました。ですので、かえって私たちも、外から見る方よりも入居者の方と、やっぱり感覚が少し違うのかなというように感じております。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

現状、入居者の方からプライバシーに関しまして、それほど問題がないというふう。

ただ、やっぱりあそこのエリア、僕は一つのコミュニティのエリアと考えて、やっぱりせっかくあれだけデザイン性の高いものをつくったのであれば、やっぱりコミュニティエリアという考えで、今の部長の答弁でもありました、やっぱり敷地を確保するという方策、例えば仕切りに少し何らかをするということを見ましたので、逆に、今の入居者のほうからまたそういう問題でプライバシーのことについて出てきた場合に、どのような対応をするか、また前向きに検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大岩靖君の質問を終わります。大岩靖君は自席に戻ってください。

〔9番 大岩靖君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩とします。再開を10時35分とします。

〔午前10時13分 休憩〕

〔午前10時35分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 横田貴次君の質問を許可します。横田貴次君、質問をしてください。

〔7番 横田貴次君 登席〕

○7番（横田貴次君）

皆さん、こんにちは。7番 横田貴次でございます。

私ごとにはなりますけれども、昨年6月の定例会会期中に双子が誕生いたしまして、1年たつと今、つかまり立ちをしながらよちよちと歩みを始めております。家族の中でいろいろ難しい局面もあるわけでございますけれども、いろんな話をしながら、末永くこの子供たちの行く末を見守っていきいたいというような話を奥方としておりました。

振り返って、このまちづくりに携わる一議員として、やはり決断すべきときには決断をし、また、その決断したことに対して末永く責任を持ち、見守る必要もあるのだなという思いから、奥方にまちづくりと一緒にだねという一言を言いますと、こんな子育てまでまちづくりを持ち出してくるのとお叱りを受けながらも、子供から元気とやる気をいただきながら、また議員活動をさせていただけることに日々感謝している横田貴次です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき、質問をさせていただきます。

本年度、開発基本計画を進める美浜町運動公園整備事業について、現在開示される情報が少なく、また、少し偏っているのかなというふうに感じるほど、町民の中では多額な税金を投じて陸上競技場の整備が必要なのか、そのような漠然とした不安を抱く町民の皆様の声の高まりを実感しています。しかし、私自身、これからの美浜を支える働く世代、また、世の中では責任世代とも言われるこの我々の世代にとって、この運動公園整備事業に大いなる夢と希望を抱いています。地域の御年配世代の皆様が生き生きと元気に活動する傍らで子供たちは元気に遊び、それを見守る子を持つ親の世代、ともに交流の輪が広がり、お年寄りも子供たちともに光り輝く笑顔にあふれた豊かな暮らしが実現できる、そのような夢を抱く一方で、今後の40年、美浜町町制100周年に向け、本町のまちづくりの新しい指針、また起爆剤になるであろうと大変期待を高めているところでございます。

重要な事業の全体概要と町の発展の可能性は伝わらずに、基本計画の段階で示された予想される総事業費の総額、危機感だけが町民の中で広まり、運動公園整備事業、奥田駅東部開発事業という言葉を目にすると、イコール陸上競技場を建てるのかと連想してしまうような町民の皆さんも多いのではないかと危惧をしています。

基本計画で示された運動公園の全体概要をパネルで用意させていただきました。本日はこの基本計画をもとに、美浜町運動公園整備事業の全体像について6つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の質問です。本事業を提案した名鉄知多奥田駅東部開発可能性調査検討会について、組織の概要を教えてください。

2つ目の質問です。本町既存の総合公園に加え、新たに運動公園を整備する必要性と双方の施設のすみ分けをどのように考えているのかをお聞かせいただきたいです。

3つ目の質問です。健康の拠点整備の位置づけとして子育て世代の交流、地域の憩いの場としての活用を見込んでいます。町民が具体的にどのような運動公園の利用が期待できるのかをお聞かせいただきたいです。

4つ目の質問、防災の拠点整備の位置づけとして仮設住宅の建設用地、救援物資供給所、救援隊の活動場所としての機能充実が期待されています。このほかに救急・消防機能の拠点として有効利用する計画はあるか、お聞かせいただきたいです。

5つ目の質問です。町民が運動公園を利用するには巡回バスの利用は必要不可欠だと感じています。施設整備と並行し、巡回バスの増便はもとより、町民に利用しやすい運行スケジュールの再構築が必要だと思います。具体的な検討はなされているのかをお聞かせいただきたいです。

最後になります。6つ目の質問です。障害のある人も運動公園を有効に利用することが可能になるような仕様で計画は進められているのかをお聞かせいただきたいです。

以上、6つの質問をさせていただきます。本年度、基本設計を進める段階なので、法律を遵守して業務に当たる行政執行部の皆さんにとっては、決まっていないことを無責任にお話しすることはできないと答弁も限られてくるかもしれませんが、できる限りの情報を御提供いただくことを切にお願い申し上げまして、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩に引き続き、横田貴次議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

まず、御質問にお答えする前に、運動公園事業についての情報が少なく、住民の方が不安を抱いているとの御意見をいただきましたので、一言説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、運動公園整備事業につきましては、昨年度、地権者説明会及び住民説明会を開催し、意見公募、いわゆるパブリックコメントも実施いたしました。住民の皆様からさらなる情報を求める声もお聞きいたしておりますので、私が出席する各種団体総会、そしてまた各地域のサロン等の機会あるごとに、直接事業に関するお話をさせていただいております。そうした中で、今現在約1,000人ほどの方を対象に説明をしてきたと思っております。少しでも多くの皆様方に知っていただくよう今後も努力してまいりたいと考えております。そうした中で、今後も引き続き情報の提供に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、美浜町運動公園整備事業についての御質問の1点目、本事業を提案した名鉄知多奥田駅東部開発可能性調査検討会の組織概要はについてでございますが、知多奥田駅の周辺地区につきましては、地元において平成6年度から土地地区画整理事業による開発の検討がなされてまいりましたが、景気状況などから計画は休止しており、事業実施には至っておりません。しかしながら、当地区は知多奥田駅及び日本福祉大学を有していることから開発が必要であるとして、美浜町総合計画及び都市計画マスタープラン等でも住宅・商業ゾーンあるいは学園ゾーンとして位置づけられているところでございます。

本町といたしましては、この地区の開発を推し進めるために法規制等を整理し、開発の可能性を模索し、事業化を検討する素案の作成を目的として、平成27年度に各関係課の主幹以下の職員12名で名鉄知多奥田駅東部開発可能性調査検討会を組織し、対象地区に隣接する日本福祉大学の意見も参考にしながら検討を進めました。検討会では4回の会議を経て素案をまとめ、その素案をもとに、奥田地区の議員、区会、大学の皆様を交えて意見交換会を5回開催いたしました。地元関係者の意見を踏まえたものを提案書として取りまとめた上で行政報告会、都市計画審議会、地権者説明会及び住民説明会を行ったものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

次に、御質問の2点目、既存の総合公園に加え運動公園を整備する必要性と双方の施設のすみ分けをどう考えているかについてでございますが、美浜町運動公園の整備及び美浜町総合公園の拡張につきましては、本年3月23日に都市計画決定され法的な位置づけがなされ、また、去る5月19日には、都市計画事業として県の事業認可をいただきましたので、この場をおかりし御報告をいたします。

さて、美浜町運動公園の必要性としましては、1点目の答弁で申し上げましたように総合計画等での位置づけがなされていること、また、地元において当地区の面的整備が長い間望まれていること、また、奥田地域は整備された公園が少ないということがまず挙げられております。また、陸上競技場を初めとする公園施設の利用者の増加による経済効果や大学という民間活力の導入による活性化が期待できるということもあり、駅、大学に隣接するこの場所をにぎわいのある地域の拠点として整備することが必要であると考えております。

また、この運動公園の整備をきっかけに、駅西側での住宅、商業施設等の整備に発展していくことも期待しております。

一方、美浜町総合公園につきましては、平成元年の整備開始以来、スポーツ、レクリエーション、文化活動の

拠点的な役割を担ってまいりました。現在、準工業地域に所在する町民第2グラウンドを廃止し、総合公園に統合してグラウンドを拡張整備することで利用者の利便性向上や災害時の仮設住宅用地の確保といった多様な住民ニーズに応え、美浜インターに近い立地を生かした町内外の人々が集う交流拠点としての役割もさらに向上するものでございます。なお、施設のすみ分けにつきましては、続いての答弁にて総合公園グラウンドとは異なる運動公園の特色等を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、健康の拠点、子育て世代の交流、地域の憩いの場として具体的に町民のどのような利用が期待できるかについてでございますが、基本構想において、健康に関する施設としては、交流ゾーンに多世代での交流が図れるクラブハウス、スポーツゾーンに陸上競技場、遊戯ゾーンに子供用の遊具を設置した芝生広場、健康ゾーンに健康器具の設置や散策道のある空間を計画するとともに、駐車場を兼ねる多目的スポーツ広場等も想定しております。陸上競技場ではトラックとフィールドを使った陸上競技大会等、多目的スポーツ広場ではグラウンドゴルフ、芝生広場では子育て世代の交流など、幅広い世代の方にさまざまな形で利用いただけるよう考えてまいります。具体的な施設の配置、規模や中身につきましては、これまでの説明会等でいただいた御意見も参考にして設計業務の中で詰めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の4点目、防災の拠点として仮設住宅用地、救援活動場所などの機能充実が期待されるが、救急・消防機能の拠点としても有効利用する計画はないかについてでございますが、基本構想としまして、先ほど説明いたしましたもののほか、防災・減災ゾーンも想定しております。

施設としては、大型の防災機器の収納や運搬車を入れての積み込み作業ができる防災備蓄倉庫、大規模災害時の飲料水確保に備える耐震性貯水槽、炊き出し用のかまどベンチの設置等を想定しております。また、住民説明会等においては、消防団の活動できる場所、消防、救急の拠点としての機能を期待する御意見もお聞きいたしておりますので、関係機関とも相談し検討をしております。さらに、有事の際には多目的スポーツ広場や陸上競技場内を仮設住宅の設置、物資供給の拠点とすることも想定しております。既に日本福祉大学とは防災協力協定により美浜キャンパスを避難所の開設地として指定をしております。当地区の防災拠点としての機能向上も図れるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、御質問の5点目、運動公園を利用する町民のため、巡回バスの増便等の具体的な検討を予定しているかについてでございますが、美浜町運動公園は、スポーツ振興を図る陸上競技場及び広く住民の集いの場としての多目的な広場として多くの住民も利用できる運動公園として計画しておりますが、その利用は巡回バスの活用が大変重要であるという横田議員の御意見には私も同様の認識を持っております。

運動公園を整備する奥田駅東地区には、従来から巡回バスが運行しており、また、昨年度の巡回バス増便により本町の東部地域からも直行便を利用することができるようになったことは、議員も御存じのことと存じます。現在は運動公園整備事業の基本設計等を進めている段階であり、今年度、直ちに巡回バスの見直し等に着手する予定はございませんが、より多くの方に活用していただくためにも、この施設の運用開始時期に合わせ、バスの運行スケジュール、バス停など具体的な検討を実施し、運動公園利用者にとっても便利な巡回バスの整備に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の6点目、運動公園は障害のある人も利用可能な仕様が計画を進めているかについてでございますが、本公園は国で示されておりますバリアフリー基準の都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに沿って設計をいたしております。また、昨年度施行されました障害者差別解消法に基づく配慮義務、あるいは日本福祉大学生の利用推進、各種障害者スポーツ大会の誘致も考慮して、障害のある方でも有効に御利用いただけるような施設の計画を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問ありますか。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。順次再質問をさせていただきたいと思います。

1点目の質問、可能性調査検討会の概要についてお伺いをいたしました。日本福祉大学を含めて関連する職員12名で検討を開始されたということでございます。その後、議員、区会の皆さんと5回の検討会を経て本事業の提案に至ったと伺っております。

先日から私、ちゃぶだいMEETINGというのによく参加をさせていただいておりますし、最近ワークショップ形式で広く声を吸い上げるような手法でまちづくりも検討されているなど思ったんですけれども、まさしくこの公園整備事業についても、広く町民の意向というものを酌み上げるような試みがなされてきたのかなと期待を持ったわけでございますが、限られた人によって検討会がなされたという裏には、さまざまな法規制等をクリアしなければ県や国の認可がおりないというような事情がありまして、幅広い選択肢の中で今回の運動公園というチョイスをしたのではなくて、限られた選択肢の中で一番よりよい選択をされたというような形で受け取ればよろしいのでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

議員のおっしゃるように、民意に耳を傾けることは大切なことと私も認識しております。そのような中で、昨年、地区意見交換会、地権者説明会、住民説明会を開催いたしまして、幅広く御意見をお伺いしております。

御質問のこの検討会につきましては、先ほどの町長の答弁で申しましたが、繰り返しになりますけれども、住民の皆様の御意見を伺う場ではなく、あくまでも法の規制、地区の状況、大学とのかかわりなどを研究、調査したものでございますので、限られた選択肢の中で最善の道を模索したものと思っております。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

私も議員としてここに立たせていただく前には、もっと山側に家を建てられるようにしたらどうかとか勝手な要望ばかりを持っておりまして、難しいものだなというふうに感じておったわけでございますが、町民の皆さんからなぜ競技場という答えが出たのかというところが私もよく聞かれることでございまして、恐らくいろいろな規制の中で大規模な開発を進めるには、やはりいろいろな選択肢が限られてくるのではないかというようなお答えをさせていただいておりましたので、安心をいたしました。

2番目の質問の運動公園の必要性和既存の総合公園のすみ分けについて伺いました。運動公園につきましては、町の宝である大学という民間活力の道入を図り、駅に隣接する好条件を利用して幅広い世代の町民が利用できる施設の運営というようなことで、総合公園と運動公園、特に町外からお越しになられる皆さんが非常にわかりづらいただろうと感じております。本町として、この施設を今後町外の方にも、ひょっとしたら美浜町の方も総合公園が運動公園に変わるのかというようなことを考えておられる方もいるかもしれませんが、そういったわかりやすいすみ分け、ネーミングライツという言葉がよく社会的に出回っておりますが、人気のある名前だけつけられればその仕様がわかるというようなものでもないと思いますが、そういった利用のすみ分けに合わせた町の方策等は考えておられますでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今、議員言われるように、総合公園は既に平成元年から整備が始まりまして今日に至っております。そこで新しい運動公園を整備するわけですが、総合公園につきましては、これまでも町民の方、特に体育協会さん、現在ではみはまスポーツクラブの方にいろいろな利用の形でグラウンドについては利用していただいております。

今後、第2グラウンドの機能もあわせ持つということで、より今の利用勝手がよくなるということになりますので、これまでのように住民の方、各種団体、あるいは相互利用をしております近隣市町の方にも広くPRしていこうと思っております。

また、運動公園につきましては、総合公園と一緒にのかなということをおっしゃっておりますが、こちらにつきましては、まずスポーツゾーンに陸上競技場という今まで美浜町にない施設を計画しております。また、それ以外にも、先ほど答弁で申し上げましたけれども、各ゾーンにいろいろな特色を持っておりますので、今までスポーツ団体があります。また陸上競技場でやっていただく競技のPR、またはそういった専門の機関、町外の大きなスポーツ機関、競技機関にも大学等を通じてPRできたらなと思っております。よろしくお願いします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

私は美浜町民でありますので、総合公園という一番思いがあるのが消防の観閲式ですとか、操法の大会ですとか、世代によっていろいろとり方は違うと思うんですが、屋外スポーツ、グラウンドスポーツが中心、また産業まつりや文化祭、成人式など各種式典にも利用されているということで、その辺のすみ分けをしっかりとさせていただいて、外部にわかりやすく、また豊かなこの公園の呼び名も検討いただきたいな、総合公園、運動公園じゃないものを期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いての御質問に移ります。3つ目に聞きました健康の拠点、また子育て世代の交流、地域の憩いの場の利用について伺いました。交流ゾーンとして多世代での交流が可能なクラブハウス、スポーツゾーンとしては陸上競技場、遊戯ゾーンとして子供用の遊具を設置した芝生広場の設置、また健康ゾーンとして健康器具の設置や散策道のある空間を設けられるというふうに聞きました。特に興味を引くのは、駐車場を兼ねた多目的スポーツ広場を設置されるということで、これはグラウンドゴルフだとかの利用も可能なことを想定しておられるのかをお聞かせいただきたいです。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

多目的スポーツ広場ですが、こちらはイベント時等には駐車場として利用できるという面の確保の目的もございます。今のところの計画では芝生を敷いた広い空間となりますので、当然グラウンドゴルフというもののその中の利用形態の一つと考えております。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

言っているのか悪いものか、三河湾側に住む我々にとっては非常に興味の薄いところで、周りの住民の皆さんも、え、何で芝生化というような声も聞くのですが、私は布土から輩出いただいている議員の一人として、布土の問題解決にもつながるのかなと期待をしております。と申しますのが、旧布土小学校のグラウンドで今、盛んにグラウンドゴルフをお楽しみになられる御年配世代の皆さんがいっぱいいらっしゃるんですが、布土として地域住民の皆さんの声を聞きますと、早くあそこ、使用の内容を変えて布土に人が移り住むような工夫をしたらどうかとかいろいろな御意見をいただくわけですが、目の前でやっぱり笑顔あふれる御年配世代の皆さんが毎日グラウンドゴルフを楽しまれる姿を見るとなかなかそうもいかないというような中、この運動公園ができることによってもっといい環境で、トイレもろくにないような環境で今、皆さん頑張っておられますので、そういった各

地で持ついろいろな課題が解決できるような可能性を秘めているのかなというような気持ちでグランドゴルフについて伺いましたわけですが、御年配世代の皆さんや子育て世代の皆さんの声というのを最大限生かした公園にさせていただきたいというのが私が常々思っていることでございます。

青年会議所で活動させていただく中で、全国をくまなく回りました。いろいろな取り組みをなされている市町村もありまして、近隣でいいますと武豊町のゆめたろうプラザですか、あそこはほぼ町民の声を生かしてつくった。何が欲しい、劇場が欲しい、こんなスペースが欲しいといった声をたくさん拾い上げて完成させた施設だと聞いております。そのようなことから、今でも町民が喜んであの施設を大切にここにこしながら使っているという話を聞きます。

また、この子供たちの遊具の設置につきましても、私が郡山にお邪魔したときに紹介されたのですが、結構広い公園に5つの遊具があったんですけれども、子育て世代の皆さんにコンペを行って、どんなような遊具が欲しいかというのを10種類ぐらい提示する中で皆さんに選んでいただくと。実際にあった遊具を私見ましたけれども、町民が選んだナンバーワンの遊具はこれだ、ナンバーツーの遊具はこれだというような取り組みがなされています。やはり、美浜町民全ての皆さんにこよなく愛していただける運動公園にするためには、計画段階でいろいろ町民の声を拾うことも大切なと思います。そのような、今年度基本設計ということで、来年実施計画に進むということを伺っておりますが、その過程の中でそういったような町民の声を取り入れる試みというものは可能なのでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

例えば今の御質問ですと、遊具一つとっても住民の方の意見を反映してはどうかということでございますが、個別の、施設以前の公園の中の機能としては、これまでのいろんなワークショップですとかこの運動公園の住民生活会の中でもこういったものが欲しい、ああいったものが欲しいという意見はお聞きしております。その先の具体的な配置ですとか、こういった遊具、ここにこういった椅子を置くとかというものに関しましては、個々の意見を伺うということは非常に大事だというふうには思っておりますが、皆さんのニーズというのは遊具一つとっても非常に多様だと思ひまして、ですので、ある程度専門家である設計者の意思というのは、今の美浜町に限らず全国的なやり廃り、遊具の今はこういうものはニーズが高いですよとかいう知識もありますので、そういった知識やニーズの把握に努めながら、可能であればそういった形のもを関係の方にお示しできれば、それで意見もお聞きしてできていけばいいなと思っておりますけれども、なかなか個々の意見を皆さんに聞いて回ったり、投票したりというのができるのかというのは、今、また今後の検討とさせていただきます。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

大変不謹慎なことながら、私の5歳の娘は常滑市の多屋公園が大好きでございまして、実はそこで美浜町在住の子供を連れてお母さんとよくお会いするのですが、常々、美浜町もこういった子供を本当にはだして遊ばせられるような公園があったらいいですねというような話をします。この間も聞かれたんですけれども、富士山滑り台というのが多屋公園にあるんですけれども、横田さん、富士山滑り台というのはできるのと聞かれると、わからないと言うしかなくて、何が欲しいと聞くともう収拾がつかないことは私も十分承知しておりますので、少しでも、例えば選択する幅を設計の段階から、例えば7種類の中で5個選ぶとかそういった工夫をして、少しでも町民の皆さんの声を生かすような努力が必要なのかなというふうに思いましたので、引き続き御尽力くださるようお願いを申し上げたいと思います。

続いて、防災の拠点、4つ目に伺いました防災の拠点という視野でということを伺いました。大変期待してお

ります。特に今、近くで知多南部消防組合の分遣所も今年度から設置されたということで、救急車両の到着時間が飛躍的に短縮されたということで、町民の生命を守る意味では大変大きな責任を果たしておられるなど感心しております。常々減少する消防団員をどうしようかといったときに、特に布土分団でも最近聞くんですけれども、火事だと聞いてもなかなか消防車を出動させる最低人数がそろわないということで、まごまごしている間に本署に先を越されるというようなことがあるということなんですけれども、例えば奥田地区の消防蔵の集約ですとか、救急防災の拠点に合わせた本庁直轄の消防団のそういった活動の拠点というような構想は今の段階で持っておられるかというのをちょっと伺いたいと思います。

○総務部長（本多孝行君）

議員がおっしゃいますように、消防団員が減少してきたということは、私もへばいながら消防団員をやってまいりましたので、非常に寂しい思いがいたしております。少子高齢化が進みまして、この先、団員不足は一段と進むという、そういったことを考えますと、今の状況といいますか、分散していることが果たしてできるのか、やはり集約したほうがいいんじゃないかという議員のお考えには、基本的に同様のことを思っております。ですがその一方で、やはりおらが村の消防団、やはり地元に消防団の施設が欲しいという意見もございますし、それをもっともだという気がいたしております。

差し当たって現時点のことを申し上げますと、平成29年度におきましては、野間分団の詰所を新たにつくります。これは、今2つに分かれております分団の施設を一つに統合するという形でございます。これは野間だけではなく、今後、各小学校ごとに6分団、これはやはり進めていかざるを得ない状況であろうと考えております。そういった意味を含めますと、西部の拠点という位置づけの奥田地区への集約、これは現時点では考えていない。今の各分団の中では集約、例えば奥田でも今、北、中、南と3班ございます。これを集約化するという流れはあろうかと思いますが、西部全体というような大きなものは今のところはないということをまず前提で申し上げたいと思います。

この先、各分団、やはり老朽化等しておりますので、詰所は集約して新たにつくる方向になろうかと思います。そういった時点におきまして、奥田においては今ある3つの班を今の、例えば真ん中にある奥田の公民館のところにするのか、いや、新たに奥田駅のほうにするのかといったことは当然考えることでありますし、集約するのであれば、それなりの規模、また面積が必要でございますので、その点を考えますと、今議員がおっしゃったこの駅東地区への整備というのも除外するものではございません。ただ、現時点ではまだ各分団のほうの集約化、整備という考え方でございますので、この場でそのとおりでございますと言えるものではございませんが、可能性としては決して低いものではないとお答えをさせていただきます。よろしくお願いします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

人の集う公園でございますので、行く行くそのような視点でも、少しでも町民の安全が確保できるようなシステムもこの施設に反映できたらなという思いで質問をさせていただきました。理解いたしました。

続いて、巡回バスについて伺いましたが、先ほど町長からの御答弁で施設利用開始とともにやはり考えていただいておりますということで、特に今、布土の御老人は自転車で行って旧布土小学校まで行っておる方があっちへ行きたいと思うとやっぱりバスを利用せざるを得ないということで、河和からよくお越しになられる皆さんは元気な方がいらっしゃって、皆さん車でまだ移動されるということで、本当にこれを機にということではありませんけれども、ある程度、町もこの巡回バスには投資をして、町民の足の充実にはしっかり努めていただきたいなと思いました。バスについてのことは理解いたしました。

続いて、6項目めで質問をしました障害のある方にも気軽に利用できるような設計で進められているかということで、ガイドラインに沿って設計されているということでちょっと安心しておるんですけども、この整備に係るガイドラインというのは、私いろいろ障害のある皆さんと活動をともにする中で、最近ベビーカーを使った子育て世代のほうも視野に入ってきたよというようなことを伺ったことがあるんですが、このガイドラインを概要を簡単に結構ですので教えていただきたいと思います。対象だけでも。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

ガイドラインですけども、先ほど申し上げましたが、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインというのが国土交通省のほうで定められております。そちらは対象とする方が障害者だけではございません。高齢者の方、妊産婦の方、また、今議員言われるように乳幼児を連れた、ベビーカーを押して来場される方も対象としております。対象とされる方はそういった方で、受け入れる側の施設としてはどうかといいますと、例えば園路ですとか広場ですとか、あとトイレとか休憩所、ベンチの形というものについてそれぞれ、この部分は絶対やりなさい、この部分はやったほうがいいですよというような項目が細かく定められております。例えば道路・通路ですと、ベビーカー同士がすれ違えないかんよということで幅員がどれだけ、勾配は何％にすべきですねということが求められておりますので、あと配置板、案内表示板についても誰もがわかりやすいような表示の仕方、言葉の表現といったことが、あと色も含めて求められておりますので、そういったガイドラインに沿ってそれぞれの施設を設計していくということになります。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。安心しました。私も横並びの双子のベビーカーを買ったばかりで、通常、電車でいろんなところに行きますと倍時間がかかるということで、今非常に苦労しておる一人でございまして、そういった支援も入ったガイドラインであるということが確認できて安心いたしました。

もうあと一つなんですけれども、私が夢を見ているのは、東京オリンピック・パラリンピックも開催されるわけですが、これほどの規模の陸上競技場、また駅に近いということで、障害のある方にかかわる大会も誘致ができるのではないかなと大変楽しみにしておるところでございます。電車をおりてからが大切でございます。現知多奥田駅は、日本福祉大学があるおかげで駅に県内でもいち早くエレベーターが設置されたと聞いております。夢ばかり見ておっちゃいかんのですけれども、あの高架のところを電車をおりたらそのままスロープで運動公園までおりられるというようなことで、名古屋鉄道さん等は今回、この陸上競技場も含めた運動公園の開発について何かかわりだとか提案を持っておられるのでしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

知多半島には知多市と半田市が運動公園を持っております。議員も御承知のとおり、非常に交通の便の悪いところでございます。今回、美浜町につきましては、当然駅の目の前でございますので、この特性を生かさなければならぬと私たち担当も思っておりまして、実は昨年12月に副町長と私で名鉄のほうにこの整備の概要を御説明に伺いました。今議員がおっしゃるとおり、名鉄のホームからこの公園の中に直接入り込むような通路をというお話もありまして、実は私たちも少しそういうお話を、考えを持っておりますので、そういうことも少し、正式ではございませんけれども、お話の中には入れ込んで御説明をしておる状況でございます。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。とてもまた楽しみがふえたということで。

不明に思っている点は全て再質問でさせていただきましたが、もう時間もないところでございます。冒頭、町長からいろいろな会合の中でこの事業の説明をしているということで、これまでも住民説明会を開いているとは

いえ、やはり近隣にかかわる方だけの説明会というイメージを持っておられる方もやはり、特に三河湾側にお住まいの方は多いということで、もちろん私たちも参加はさせていただいておるわけですが、今後、やはり実施計画、詳細設計が始まるにおいて、もっともっと町としても説明をしていかなければいけないと感じております。各行政区、各学区別とか、今回非常に情報を、やはり特に東部の皆さんは持っていないということで、個別の学区を回るような説明会の予定とかはあるのでしょうか。

○町長（神谷信行君）

先ほどから横田議員につきましては、本当にこの事業に対しまして深い御理解をいただいた中での御質問をたくさん賜り、本当にありがとうございます。

また、先ほど夢のあるということのお話の中で、私は本当に夢を多く見ていただくことは非常に大切なことだと思っております。また、今からの若い方たち、そしてまた子供さんたちがやはりこういった美浜町にこんなに立派な施設がある、こういったことで活性を持っておるということがこれから住んでいただく中でも本当に大きな、住民の皆様方の大きなポイントとなり、また美浜町に多くの方が入ってきていただける。また美浜町から外へ出ていくことを少しでも抑止できるというようなことにこれが貢献できたらと思っておりますので、また、住民の皆様方にも多くの皆様方に喜んでいただけるような形で、先ほどもいろんな施設の御提案もございましたので、そういったものも当然検討に入れながら皆さんが喜んでいただける充実した施設にしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

そしてまた、先ほどの説明会の関係ですが、秋口から各学区において、それぞれ行政懇談会を今回予定させていただいておりますので、またその行政懇談会の中でこの運動公園の関係の御説明も、その時点での確定しております部分については御理解いただけるように御説明もしていきたいと考えておりますので、またそれと、先ほども言いましたが、広報の関係でも6月号から10回にわたってこの運動公園の経緯、または必要性、そして今からの計画等々を詳しく住民の皆様さん方にも事前に予備知識としても持っていただけるように、そういった形で御説明していきたいなとも思っておりますので、そういった形で周知をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。秋口からスタートしていただけるということで大変安心しました。

いろいろなことを聞いてまいりましたけれども、やはり前向きな状態でこの大きな計画が進んでいくことを望んでおりますし、私、チャレンジMIHAMAの会派に所属しておりますが、今回、この議会に運動公園に関する特別委員会の設置を依頼しております。きょう御質問申し上げた中でも、執行部側にしてみると各部に隔たりなく話し合いがなされるべきであろうと思いますので、ぜひ執行部側もこの大きな事業でございます。各部を超えたところで皆さんが情報、知恵を出し合えるようなプロジェクトチーム等も期待しておりますので、少しでもいい方向でこの事業が進んでいくことを御祈念申し上げまして質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田貴次君の質問を終わります。横田貴次君は自席に戻ってください。

〔7番 横田貴次君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、少し12時を回るかもしれませんが、もう一人質問を受けたいと思います。よろしく願いします。

3 番 鈴木美代子君の質問を許可します。

なお、本人より体調不良により登壇せず一般質問の席より質問したいと申し出がありました。これを許可します。鈴木美代子君、質問してください。

〔3 番 鈴木美代子君 登席〕

○3 番（鈴木美代子君）

では、議長の許可がありましたので、この席から座って質問させていただきます。

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、学校の先生たちの勤務実態についてお伺いします。

文部科学省は4月28日、2016年度の公立小中学校教員の勤務実態調査を公表しました。国が示す過労死ラインに相当する週6時間以上勤務だったのは、中学校の一般教員の57.7%、小学校で33.5%に上り、20時間以上残業しているとのことでした。

以下、質問いたします。

1、美浜町内の小中学校教員について、1週間当たりの勤務時間の平均値はどのくらいですか。

2、教諭の労働基準法に基づく時間外労働の上限はどれほどですか。文部科学省の実態調査では、週20時間以上の時間外労働をしており、おおむね月80時間超えが目安の過労死ラインを上回ると結論づけています。10年前の2006年度前回調査と比べて時間外労働時間が増加していると報告されていますが、美浜町での実態はどうか。

3、教諭の時間外労働が増加する主な要因は部活ではないかと思うんですが、町としては何が原因であると考えますか。

4、部活未亡人という言葉があるほど、土日、祝日も返上するような異常な勤務実態が一部では恒常化しています。部活動の練習を縮小する考えはありませんか。また、豊橋市教育委員会では、2017年度から市立中学校で部活動の朝練を禁止する方針を決め、市内22校に通知しました。それは、思春期に過度な運動をすると、成長に必要なエネルギーが不足し、けがをしやすくなる。特に女子は後に無月経や疲労骨折に悩むリスクが高く、全国的に問題視されています。朝練を禁止するのは未成熟な子供の健康を守るための措置であり、また、教師の長時間労働、多忙化の歯どめになると強調しています。豊橋市の教育委員会の山西教育長は、「中学校で強度の高い運動をさせられ、高校で潰れた有望な選手を多く見てきた。子供の健康を守るのを第一にしたい。」と話しています。県教育委員会によると、県内では北名古屋市と小牧市が朝練をしておりません。美浜町でも部活動の早朝練習を中止してはどうでしょうか。

5、教員の働き方改革の一環で、愛知県教育委員会は4月から中学校は週2日、高校は週1日、必ず部活動を休みとすることを決めました。県教育委員会は、一月80時間超えの残業が2カ月から6カ月続くと、業務と脳疾患や心疾患の発症との関連が強いとみなされると述べております。このため、16年度に策定した教員の多忙化解消プランに中学校は平日に1日、土日のいずれか1日の計2日、高校は土日のいずれか1日を休養日とすることを盛り込みました。先ほどの同僚議員の答弁で2日休養日としていたと言われましたけれども、学校に行ってきました。学校では朝練がない日を1日休みとする、月曜日ですね。それで、あと1日休みは努力目標だと先生は言っていました。それについて、また後から質問します。16年度に策定した教員の多忙化解消プランで、中学校平日1日、土日のいずれか1日の計2日、高校は土日のいずれかの1日を休養日とすることにしました。美浜町の2つの中学校では週2日が義務づけられているが、町内の中学校では県の通達が守られているか。

次に2番、介護保険の低所得者対策についてお伺いします。

高齢者の方々は、皆さん老後は病気やけがをせずに何事もなく元気に過ごしていきたいと思っています。老老介護などつらい老後は送りたくないと思っています。

以下、3点についてお伺いします。

介護サービス利用者の個人負担はどの程度増減しますか。

2番、平成29年度からの総合事業について、現状はどのように実施されていますか。介護予防・日常生活支援総合事業は、パンフレットに、この事業は65歳以上の全ての人を対象とした市区町村が行う介護予防事業とあります。介護保険の認定を受けていなくても受けることができるサービスだと説明されています。現状ではどのような方が利用していますか。

3番、低所得者層に対する救済対策を行う考えはありませんか。

以上です。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは御質問の2点目をお答えし、御質問の1点目につきましては、教育部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、介護保険の低所得者対策についての御質問の1点目、介護保険法の改正により介護サービス利用者の個人負担はどの程度増減するかについてでございますが、今回の改正で影響があるのは、個人の負担割合が2割の方のうち一定以上の所得がある方でございます。この条件に該当される方につきましては、平成30年8月から3割負担となりますが、それ以外の方には影響がございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、平成29年度から始まった総合事業の現状説明をについてでございますが、介護保険の総合事業と呼ばれている事業は介護予防・日常生活支援総合事業の略称であり、その内容は大きく2つに分かれています。1つ目は介護予防・生活支援サービス事業であり、その内容は、訪問介護サービスや通所介護サービスなどがございます。2つ目は高齢者が要介護状態になることをみずから防ぐ一般介護予防事業であり、その内容は、健康教室などを開催し介護予防に関する知識の普及を図る介護予防普及啓発事業などがございます。この総合事業では、従来の予防給付と介護予防事業が再編され、名称が変更となったものであり、サービスの内容に何ら変更はございません。今後も高齢者が自立した日常生活が送れるように、引き続き介護予防の取り組みを推進し、多様な地域関係者で支える日常生活支援体制の整備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、低所得者層に対する救済対策を行う考えはあるかについてでございますが、国におきましては、介護保険料に対する低所得者対策として平成27年4月から消費税引き上げによる公費を投入し、特に所得の低い方を対象に保険料の軽減を実施しております。具体的には、所得段階の第1段階の保険料基準額に対する割合を0.05%引き下げて、年額で3,100円を軽減しています。なお、このうち一部を本町が負担しております。また、消費税率10%への引き上げが行われることを前提に、市町村民税非課税世帯に対する保険料軽減を予定しておりましたが、消費税率の引き上げが平成31年10月に延期されたことに伴い、市町村民税非課税世帯には平成31年から軽減対策が実施されることとなっております。

これらを踏まえまして、現時点においては、低所得者層に対する本町独自の救済対策を行う考えはございませ

るので、よろしくお願いいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

それでは、鈴木議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、中学校の勤務実態についての御質問の１点目、美浜町内の小中学校教員の１週間当たりの勤務時間の平均値はについてでございますけれども、本年、平成29年４月の１カ月間の在校時間の調査結果を申し上げます。小学校の１週間当たりの平均在校時間は53時間５分でございます、中学校は59時間30分でございます。また、勤務時間終了後の在校時間が１カ月に80時間を超える者は小学校で14人、中学校で28人ございました。改めて、学期初めの多忙さが浮き彫りになっております。昨年度におきまして、４月は小学校が53時間41分、中学校が56時間53分ございましたけれども、翌月５月からは減少という、そういう傾向になっております。

次に、御質問の２点目、教諭の労働基準法における時間外労働の上限はどれほどか、また、10年前と比べ美浜町の時間外労働の実態はどうかについてでございますが、教員は労働基準法による労働時間に係る規制の適用除外となっております。その一方で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第３条におきまして、教育職員には職業としての教員の特性を考慮し、時間外手当を支給しないかわりに、給与月額４％相当額を教職調整額として一律支給するという、そういう仕組みとなっております。なお、10年前の資料でございますけれども、これはございませんものですから、比較することができません。御理解を賜りたいと存じます。

次に、御質問の３点目、教諭の時間外労働が増加する理由は何が原因だと考えるかについてでございますが、文部科学省が実施した平成26年11月時点の教職員の勤務実態調査では、負担を感じる割合が最も多かったのは、国や県、市町教育委員会から学校現場へ依頼される各種の調査でございまして、小学校教職員の87％、中学校教職員の86％に上っております。次いで割合が高かったのは、研修会などに提出するレポートの作成でございまして、小学校教職員の72％、中学校教職員の71％、また、保護者や地域住民からの要望ですとか苦情への対応につきましても小中学校教職員ともに71％負担と感じると、そういった調査結果となっております。個別の調査はしておりませんが、中学校の部活動指導が教職員が負担を感じる要因の一つであるほかに、授業準備、教材研究、各行事の準備等も負担になっているんであらうと考えられるところでございます。

次に、御質問の４点目、部活動の練習を縮小する考えはあるか、また、早朝練習を中止してはどうかについてでございますけれども、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われており、健やかな心身の育成を目指す上で大切な活動だと認識をしております。他の議員にも答弁申し上げましたとおり、県教育委員会が平成29年度、本年度に実態調査を行いまして、来年度、平成30年度に部活動指導ガイドラインの策定を予定しておりますので、本町も前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の５点目、部活動の休養日に関する県からの通達を各中学校は守っているかについてでございますが、毎年４月の校長会で、部活動の活動日については生徒が学校外での多様な活動を行ったり、体を休めたりできるよう、学校や地域の実態に応じて平日に１日、そして土日はどちらか１日を休養日とするよう周知しております。ただし、各種大会前に土日連続で練習するような場合には、時期をずらして休養日を設けるということとしておりまして、両中学校においても守られているものと認識しております。

先ほど鈴木議員から、学校で土日のいずれか１日を休養日とするのは努力目標だと聞いたということでございましたけれども、私どもは学校からはそのような報告を受けておりません。御理解をいただきたいと思っております。

以上、５点について申し上げましたが、教員の長時間労働を改善することは、決して教員だけの問題ではござ

いません。未来を支える子供たちの健全な育成のためにも、取り組むべき重要かつ差し迫った課題であると認識しておりますので御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○3番（鈴木美代子君）

まずお聞きしたいのは、いわゆる部活というのは正式な教科ではありませんね。つまり、教科を補充するという、そういう名目で部活ってあるんですよね。違いますか。

○教育部長（竹内康雄君）

部活動は教科ではございませんが、教育活動の一環でございます。

○3番（鈴木美代子君）

確かに教育活動の一環ではあるけれども、体を酷使して命をかけてやるような、そういうものではないと思いますがいかがですか。

ごめんなさい、そういう実態があるから聞いているんです。

○教育部長（竹内康雄君）

そういうことでございますと、議員がおっしゃるとおりでございますして、命をかけるということになりますと、それはまた大変なことでございます。そういう悲しい事故が過去にあったということについては、私も承知しておりますけれども、だからといってそれがもう認めているということは決してございません。大変悲しい事故であったということで理解をしております。

○3番（鈴木美代子君）

確かに悲しい事故ですけれども、これを教訓にしなければいけないと思うんですよね。だから、県教委の調査で月80時間超えの残業をしたという教員が中学校で38.7%、小学校で10.8%あるんですよね。県教委はこの80時間超えの残業が半年続くと体に異常が出る可能性もあると指摘をしていますが、その辺は、そういうことは自分たちの身内の中で勉強会とか学習会とかしたことがありますか。

○学校教育課長（竹内与七君）

議員の言われるように、私たちのほうでは県が平成29年3月に多忙化解消プランというのを出してあります。その中で、本町は新しい組織を教育長、それに部長、指導主事と私でいろいろ検討しておりますので、時期が来ましたら、校長会等でもまた指導させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番（鈴木美代子君）

そういう会には、例えば現場の子供たちとかに聞き取り調査なんかしますか。

○学校教育課長（竹内与七君）

現段階ではまだ3月ですので、まだ資料とかそういったことの収集のみで、そういったことはまだ行われておりません。今後そういったことも考えていかなければいけないかなと思っております。

○3番（鈴木美代子君）

今答弁の中に子供の自発的な活動だという答弁内容があったと思うんですけれども、子供が本当に自主的にやっているものならいいんですが、子供は朝練もやって、夕方は何時ごろまで部活をやっているんですか、一体。先生はつき合っていくわけですが、何時までやっていますか。80時間超えというと大分大きいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○学校教育課長（竹内与七君）

午後の部活でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（竹内与七君）

時期によってそれぞれ下校時間が違いますので、一番長い7月は6時半ぐらいだと思っておりますので、時期によって本当に1時間ぐらいやるとかそういうふうでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○3番（鈴木美代子君）

そうすると、先生の80時間超えというもってやっているように思うんですが、教師の方は、先生たちは、部活が終わってから今言っておった報告書を書いたりして、その時間が長いということですか。

○教育長（山本 敬君）

今の鈴木議員のお答えをする前に、学校の1日の流れをちょっとお話しさせてもらってよろしいですか。勤務時間と絡んでくるわけでありましてけれども、例えば中学校、本町の中学校は、いわゆる8時15分から正規の勤務時間開始です。それから終了が16時45分であります。これについては労働基準法で定められております7時間45分プラス休憩の45分で、基本在校時間が8時間30分になります。16時45分に勤務時間が終わりますが、6時間目が、通常、中学校が終わりますと16時です。正規の勤務時間が終了するまで45分間です。教員というのは昼の放課、いわゆる休憩がありますよね、民間、通常の公務員ですと。1時間ないし45分とるわけですがけれども、給食指導の時間なので、給食が終わった後15分とって、残りの30分はさっき言った帰りの短学活が終わった30分をとります。先ほど申し上げましたが、16時45分が終了ですので、その間30分休憩をとりますと実質15分。部活、確かに教員の多忙化の要因の一つでありますけれども、短学活が終わって休憩入れて15分、その15分で現実、仕事は何ができるかという話ですね。

お答えに戻りますが、そこから部活をやる。夏期なら例えば18時、下校までおりますので、18時半ぐらいまでは教員も必ずおります。でも、それからいわゆる事務仕事をする。そうすると、部活が例えば夏だったら18時半に終わるとすれば、それから仕事をする。1時間、1時間半で終わるときもありますし、もっと長くかかるときもあります。数年前ですが、個人情報用紙をU S Bで持ち出して盗難に遭ったという、そのような事件が何件もありましたよね。何で持ち出すんですか、あれ。持ち出したらいかんでしょう。だけど、あのU S Bの中には、例えば来週職員会で提案しなければいけない計画案がある、また例えば今週中に提出しなきゃいかんレポートの原稿が入っている等々のものが詰まっておるから、あのU S Bを持って家へ帰るんですね。

ですから、もう部活も確かにそうですが、教員の日常の仕事というのは、もうその日その日のうちに事務が処理できるようになっていないんです。昔からです、これ。例えば小学校の先生方、女性の先生方、早く帰られますよ。6時半から7時ぐらいにはぱっと帰ります。何でですか。お子さんがいるもんね。それからスーパー寄ってお惣菜買って、うちに帰って晩御飯をつくるんですよ。だけど、彼女たちはそこからまた御飯食べさせて、それから仕事をするんですよ。学校はできていないんです、昔から。

ですので、国や県が言っていますけれども、この問題は非常に根っこが深い。在校時間80時間と言います。早う帰れって言えますよ。帰らせられますけれども、一緒なんです、仕事があるんだから。ですので、このあたりを理解していただいて、我々も十分わかっています。大昔の搾取階級でおまえらは死んでも働けと、そんなこと誰も思っていないよ。誰も思っていない。でも、これは何十年もかかってきた結果、教諭の仕事が膨らんで膨らんで今があるんです。これだけ、議員の皆様も傍聴人の皆様も、C A T Vをごらんの皆様も理解してもらいたい。

ただ、夏休みは、昔は結構のんびりできました。これも平成に入ったぐらいから、教員は何をしておるんだ、もっと研修やれよ、休みがあるだろう。それで研修がじゃんじゃん入ってくる、平日となったものもそれに突っ込んでくる。夏休みは窮屈になりましたね。それは当然といえば当然かもしれませんが、もういろいろな社会要請で仕事が膨らみ膨らみ、今があるんです。

昔は仕事の数は少なかったですよ。ただ一個一個の時間がかかった。例えば高校の内申書を書きますよね。昔は手書きですね。あのカーボンコピーってやつですよ。コピーがありましたよ。でも内申書はカーボンコピーなんです。下書き書いて点検、進路指導委員会で点検を受けて、オーケーが出た。よし、書く。1字間違えたら、それはもう許されない時代でした。子供がかわいそうだろう、そんな訂正印押した内申書でいいのか。わかります。書き直しです。すごい時間がかかりましたよね。

それからもう一つ、これも笑い話みたいな話ですけれども、例えば中学校でいうと、進路指導委員会で私立の検討会があります。公立の検討会があります。公立高校の検討会には成績順に並べます。例えば半田高校なら半田高校が成績順でだ一つと並んでいきます。そのつくり方が、今は違いますよ。僕らが若いころは、まず自分のクラスのやつ、名簿をだ一つと1番から書きますよね、それをやる。それを切るんです。切って半田高校の子だけ集める。武豊高校だけ集める。作業するのが大抵もう夜中です。そんなん、みんながおるときにできませんので。例えば学年主任がおって担任がおる。その短冊を持っています。学年主任が、はい、半田高校いきます、45、45。はい、45。教科の合計ですよ。9教科掛けるオール5だったら45ですよ。45、45。45いませんか。44、44、はい、はい、はい。それを1枚ずつ張っていくんですね。1枚ずつ張って、半田高校なら半田高校の部分の進路指導の資料ができる。それを全部の高校でやります。

〔発言する者あり〕

○教育長（山本 敬君）

わかりました。聞いてほしいんです。それぐらい忙しい。その仕事を誰かに任せられない。何かちょっと俺都合悪いでおまえやっておけて、それはできないんですよ。教員の仕事というのはそういう仕事が多いです。私も内申書を半田市民病院で書いていました、下書きを。ちょっとあんたやっておいてってできない。そういう仕事も多いんです。いわゆる時間の問題もあるし、仕事の性質もありますので、そんな中でもう昔は仕事が少なかったですけれども時間がかかった。今はそれが能率化されていますけれども、仕事の量がふえています。というところで、部活も真剣に考えていきます。ただ、元の根っこはもっともっと違うところにあるんだということをぜひ御理解ください。

以上であります。

○3番（鈴木美代子君）

先ほどの、中学校は週に2日、高校は週1日の休みの件ですけれども、私は直接学校にお伺いして学校の先生に聞いたんです。2日目の休みは努力目標だと、必ず休みにするということがないということ聞いたものですから、これについては、やはりきちんと2日休めるように指導していただきたいと思います。いかがですか。

○教育部長（竹内康雄君）

先ほども答弁申し上げましたように、私どもは学校からそのような報告は受けておりませんが、もし教員がそのようなお答えをしたのであれば、これは認識不足だと言わざるを得ません。学校にも指導してまいりたいと考えております。

○3番（鈴木美代子君）

県のほうから、平成30年というと来年ですよ、来年通達が来るらしいんですけれども、朝練についても廃止の

方向で通達が来ると聞いています。やっぱり朝練は、朝の部活はやめたほうがいいと思いますが、もし通達が来たらそのとおりやるわけですね。やめますよね。

○教育部長（竹内康雄君）

今議員御指摘のその通達、全く私どもはまだ内容がわかっておりません。ただ、例えばその多忙化解消プランについても、平成30年、31年、32年というふうに、いわゆる在校時間を減らしていこうという努力目標というものがございます。部活のガイドラインがどのような形になるかはわかりませんが、当然、県教委でそういうものを定めたとすれば、市町教委としても学校とともにその目標が実現できるように努力してまいるのは当然なことだと考えております。

○3番（鈴木美代子君）

学校でお伺いしたときに、実は熱心な保護者さんがおってなかなかやめられんですわという話もあったんですよ。そうした熱心な保護者の方をきちんと上手に、もしそうになったら説得してほしいと思うんですね、教員にも休養日が必要だということを。いかがですか。

○教育部長（竹内康雄君）

先ほども御答弁申し上げましたように、そのような方向性が出れば、当然その方向に沿って努力してまいります。

○3番（鈴木美代子君）

本当に私たちは子供を預けて頑張りいよと言うだけでしたけれども、やっぱり先生たちは大変だなと思うんです。私の息子は陸上部をやっていたんですが、山本先生がよく御存じかもしれませんが、陸上をやっていて疲労骨折をしたことがあるんですね。疲労骨折で松葉づえをついたことがあるんです。その医者から、無理な、過度な練習はだめだよと、休養日が必ず必要だよということを言われて、私もよく覚えております。だから、本当に子供たちの部活は自主的かもしれませんが、子供たちにも、今はきちんと休養をとらないと本当に将来的に何か起きる可能性があるよということをきちんと指導していただきたいと思います。

○教育部長（竹内康雄君）

先日の、これは教育関係の新聞でございますけれども、スポーツ庁においてもそういった部活指導ですとか、そんなことの検討会を始めたと書いてございました。その中で、科学的な知見に基づいた、そういった指導のガイドラインを定めていくんだというような記述もございました。ですので、今鈴木議員がおっしゃったことと全くイコールかどうかはわかりませんが、当然私どもとしてはそういった、もう科学的にもこういうことは証明されているんだよということであれば、当然そのような、沿って指導していくことになるかと思います。

○3番（鈴木美代子君）

ありがとうございます。ぜひそういう指導をしていただきたいと思います。

今回の質問は、やっぱりそういう、中日新聞などに先生たちは過労死寸前だという記事が載って、えーと思って私もびっくりして、本当に学校へお聞きしに行ったんですけれども、こういう過労死寸前だという、今、山本先生がおっしゃったような多忙な先生の1日でトイレも行けないという女性の先生の1日の話が載っているんですね。本当に忙しくて自分の時間がとれないと載っています。それで子供たちが、例えば朝練が週に2日なくなれば、先生たちの休養日も朝練のために朝出てこなくていいからゆったりと朝食を食べて学校に来られると思うんですね。この辺は先生たちの体のことをぜひ考えて、また、子供の健康を守るためにも、こうしたいろんなニュースがあると思うんですけれども、ぜひ気をつけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

介護の問題に移りますが、介護については確かに、本当に個人負担は今まで2割負担の人がふえるという感じ

で、そんなに個人負担は増減しないかもしれませんが、でも、やっぱり年金暮らしの人でたくさん年金あれば、じゃ、個人負担は多少ふえてもいいかという、そうじゃないものですから、3割負担になるのが今すぐではありませんけれども、これから3割負担になるときに、この個人負担の増加はやっぱり極力抑えるべきだと思うんですがいかがですか。

○厚生部長（西田林治君）

当然払うほうの身になってみれば、個人負担は少ないほうがいいわけですが、ただ、給付する側としては、給付はちゃんと使った分だけ使えるようなことは措置しなきゃいけないという部分があります。そうすると、ある一定以上の所得を持っておる人にはある程度御負担いただかないと制度が続いていかないというおそれがございます。今かなりの、要するに65歳の方からが通常使う制度でございます。65歳未満の方からも、40歳のほうの方からももう介護保険料を納めていただいております。各健康保険のほうからも支援金ということで介護保険の制度の中では応援のほうをいただいておりますということからすると、ある一定以上の所得のある人の負担はやむを得ないのかなと考えておりますので、よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

3番の低所得者層に対する救済対策ですけれども、これは私、介護保険ができたときから、スタートしたときからもう17年ですか、ずっと求めてきました、美浜町独自の救済対策。近くでは武豊町なんかがやっていると思うんですけども、半田もやっていますか。こういった美浜町独自の救済対策を研究したことはありますか。

○厚生部長（西田林治君）

救済対策につきましては、各市町村がやっているものをどんなことをやっておるんだというのを資料を集めまして、当然研究したい各市町村がやっている部分は一覧表にしてございます。美浜町でもどうだろうかということ考えたんですが、各市町村がやっているものについては、各市町に聞いてみると、それほど利用がないという部分が出てきます。武豊のやっている部分については、要するに介護認定を受けて手すりや何か少額な助成、家の改装などなどについて、非課税世帯の方のときはそういうときの一部負担が出るものですから、そういうのを補助するというようなことをやっているんですが、ただ、非課税世帯の家でそういうことを申し出るところがやっぱり余りないというふうなこともありまして、ですので、そんなに使い道はされていないというような部分もございまして、ほかの市町村に聞いてもそんなにないということです。美浜町では、そういうことであればということでもまだ踏み切れないでおりますけれども、今後そういう部分が必要なことがわかってくれば、全くやらないということじゃなくて、検討のほうはしていかなきゃいかんだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

もしそういうのがわかってきましたら、全然やらない方向ではなくて、今部長さんおっしゃいましたように、やるという角度からぜひ調査をしていただきたいと思いますし、愛知県内なら近い先進町が例えばありますのでそういうところの先進地の教訓、そういうのを聞いたらどうかと思うんですけどもいかがですか。

○厚生部長（西田林治君）

そういうのも、当然うちのほうがやる必要があるだろうというふうな検討段階に入れば、そういうのもどんなことが一番有効なんだということも調べてまいりたいと思っております。ですので、やるかどうかという検討に入る段階には、ありとあらゆるところに先進地の視察も含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

もし先進地の視察に行くとしたらいつごろになりますか。もし行くとしたら。まだわかりませんか、全然。未定ですか。

○厚生部長（西田林治君）

まだ、この今の段階ではやらなきゃいけないという、すぐにやらなきゃいけないという認識は持っていないので、それが出てきたとき、先ほど答弁したように、それをやる必要があるんじゃないかなというふうなことがあってきたときに、周りの方の要望だとか各市町村がもっとどんどんやって、そういう利用実績もふえてきておるといような情報が出てきたときには、当然美浜町もそんな放かっつけはおけんだらうということになってきますので、今の段階ではまだ、いつだということなどは申し上げられません。よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

済みません。もう一回先生たちの話を一言だけお聞きしたいんですが、この間教育委員会から資料をもらいました。この4月の各先生方の在校時間の1カ月の合計をもらいました。これはもちろん匿名になっておりますので、その人の個人名はありません。その中で、例えば奥田小なんかは、14人先生がいてその中で6人、100時間を超えているんですね。148時間とか102時間とか、それから131時間。こんなに百何時間もおって何をやっているのかと、ぜひそれが知りたいです。例えば上野間小だと、15人おってそのうちに3人しか100時間を超えていないんですね。それで、河和中学校だと26人おって100時間を超えているのは7人です。野間中だと20人中6人おるんですね。さっき変なこと言いましたか。河和中だと7人ですよ。それでこんなに、例えば奥田小学校、例えば14人中6人も100時間を超えているんですね。学校で一体何をやっているんだらうと思うんですけども、この辺で一言だけ答えてください。部活と関係しているんでしょうか。幾ら先生たちの授業の予習にしたって、これはちょっと長過ぎるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○教育長（山本 敬君）

時間もほぼないですけども、これが河和小学校の4月の会議で使った資料であります。職員会の要綱もあります。それから現職教育、年間の研修に係ることですね。それから学習指導部、児童活動部、学習支援部、それから生徒指導部、保健体育支援部、定期健康診断実施要領、それからそのほかにPTA総会をやる前にこれをつくりますよね。これをつくるときにやっぱり検討会をやります。それから毎年配っております学校経営案、これも年度当初につくります。こういったものを年度末から作成していく、なおかつ先生がかわれば、ある程度の準備はしておりますが、当然前からおる人よりも時間はかかるわけです。これぐらい4月は事務量があって、これをやるということは、これだけ会議をしておるということですよ。

それからもう一つ、もう一つだけ聞いてください。奥田小と名前を言っちゃいましたけれども、ちょっとトラブルがありまして、担任さんやら役付の者が夜残ってその対応やら保護者の対応やらをしておったということがあります。本当は言いたくなかったですけども、もう何か学校名言われましたのでちょっと言っちゃいましたけれども。ということで、大変なことということで御理解いただきたいと思います。

○議長（野田増男君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔3番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩とします。再開時間を午後1時とします。

〔午後0時16分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 森川元晴君の質問を許可します。森川元晴君、質問してください。

〔1 番 森川元晴君 登席〕

○1 番（森川元晴君）

皆様、改めてこんにちは。おなかもいっぱいになりまして、大変厳しい時間帯ではありますが、私も2年ぶりの一般質問ということで大変緊張しておりますが、しっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。

平成29年度も新しい議会体制のもと、本格的に始動しました。神谷町長の平成29年度施政方針等について、その具体的な内容を第5次美浜町総合計画の施策の大綱である6本の柱に分け、伺います。

1、「自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり」に関して、生活排水処理にかかわる新たな手段の検討について伺います。

町長の選挙公約であった公共下水道整備計画の見直しを踏まえ、合併処理浄化槽による生活排水処理を推進していくとの方針により、合併処理浄化槽整備に関するアンケートが実施されましたが、「条件によっては設置を希望する」と回答した世帯は約985戸でした。この結果をどのように受けとめていますか。

次に、「安心・安全な暮らしができるまちづくり」に関して、循環型社会の推進について伺います。

防災・防犯等安全対策の充実を図り、身の回りの生活環境保全等に努め、循環型社会の推進に取り組むとありますが、循環型社会の推進のため、具体的に何を推進し、それをどのように安心・安全な暮らしができるまちづくりにつなげていくのか。

次に、「産業経済に活力のあるまちづくり」に関して、農地の環境保全について伺います。

基幹産業でもある農業、水産業、観光業の振興を図るため、さまざまな事業を計画されていますが、耕作放棄地、太陽光発電施設による開発などの農地の環境保全対策について具体的な取り組みの計画はありますか。

4、「支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり」に関して、地域包括ケアシステムの構築について伺います。

2025年問題も含め、地域包括ケアシステムの構築について具体的にどのようなシステムを構築することを目指し、どのような取り組みをされているのか質問させていただきます。

5、「人が学び合い、育ちあうまちづくり」に関して、小学校における英語教育等について伺います。

小学校における英語教育の必修化に伴い、外国語活動指導員を増員して、外国の生活や文化に親しむ等とはどのような学習が行われますか。また、町独自の防災・防犯教育を取り入れる考えはありませんか。

6、「参画と協働によるまちづくり」に関して、自助・共助・公助の適切な機能分担に対応できる効率的な財政運営について伺います。

地方創生事業交付金も活用し、イルミネーション事業、シティプロモーション事業など積極的に展開していますが、そうした事業における望ましい自助・共助・公助の適切な機能分担に対応できる効率的な財政運営とはどのようなものと考えますか。

大変多くの質問をしてしまいまして、時間配分をちょっと考えずに質問しましたので、スピーディーで明確な答弁のほうよろしくお願いいたします。

以上で壇上での質問とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、先ほどの森川元晴議員の御質問にお答えさせていただきます。

私からは、御質問の５点目以外をお答えし、御質問の５点目につきましては、教育部長より答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、「自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり」に関して、生活排水処理に係る新たな手段の検討についての御質問でございますが、本町では海や河川の水質浄化を目指し、し尿処理水及び生活雑排水の処理対策を進めるため、合併処理浄化槽の設置を推進しております。

具体的には、従来、自己用住宅に限定していた合併処理浄化槽の設置費補助金について、公共下水道計画の見直しを踏まえ、平成28年度からは補助対象者を事業所、店舗等まで拡大したところであります。

議員御質問の合併処理浄化槽整備に関するアンケートは、合併処理浄化槽が未設置であると思われる世帯4,555件を対象とし、昨年末に実施したものであり、本年３月31日現在で、3,321件の方より御回答をいただいております。

議員御指摘の「条件によっては設置を希望する」と回答した世帯の約985戸は、「現在の補助制度より補助率の高い制度になった場合には、合併処理浄化槽の設置を希望しますか」との問いに対し、「合併処理浄化槽の設置を希望する」及び「条件によっては希望する」という回答の合計でございます。

この問いでは、ほかに、「設置工事費により判断したい」が960戸、「判断できない」が58戸という結果も出ており、これらの方々についても、制度改正により設置を希望する可能性が高い方々であると思われ、大変多くの皆さんが制度改正への期待をされていると受けとめております。

今年度、このアンケート調査に基づき、浄化槽整備事業調査等の委託業務に反映し、住民にとっても、また本町財政にも負担が少なく、持続可能な補助制度への改正を考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「安心・安全な暮らしができるまちづくり」に関して、循環型社会の推進についての御質問でございますが、総合計画では、施策の大綱として「安心・安全な暮らしができるまちづくり」を挙げ、その一つとして循環型社会の推進を図っていくこととしています。

循環型社会の推進とは、ごみをなるべく出さず、できるだけ資源として使い、使えないごみはきちんと処分することで資源の消費を削減し、環境への負担を減らす社会を目指すことであると思っております。そして、環境に優しく、住みやすくかつ快適な暮らしができることは、先ほど申し上げた大綱の「安心」の部分につながっていくものと考えております。

また、総合計画では、これらの実現のため取り組む施策として、ごみ減量・資源化の推進を初め、５つの施策の推進を掲げております。

具体的な施策を１つ申し上げますと、今年度10月から開始する可燃ごみに含まれるミックスペーパーの分別収集の実施がございます。ミックスペーパーとは、純粋に紙だけではなく、紙をとめたホッチキス・クリップなど、ほかのものが少しまじっていても回収可能ということで、ミックスペーパーと呼ぶものでございます。

このミックスペーパーの分別収集は、平成27年度に美浜町ごみ減量化推進住民会議においていろいろな施策の実施について検討していただき、その結果を踏まえて、本町としてごみ減量化基本計画及び実施計画を策定し、実施に至ったものでございます。今月から８月にかけて、各地区の公民館、公会堂等において、ごみの分別方法、

収集方法等について説明会を開催し、住民の皆様の御理解と御協力をお願いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「産業経済に活力のあるまちづくり」に関して、農地の環境保全についての御質問でございますが、耕作放棄地については、今後、農業経営者の高齢化と後継者不足が進み、かつ農業で生活していける安定した経営体も少なくなることに伴い、遊休農地は今以上にふえていくことが、本町のみならず全国的に深刻な問題となってきたことは、議員も御承知のとおりでございます。

このような状況の中、耕作放棄地を含む遊休農地の問題を解決するための施策として、3月議会におきまして、他の議員からの質問に対し答弁をいたしましたとおり、人・農地プランと農地中間管理機構の活用を国が提唱するとともに、制度改正を行ってきているところであり、本町におきましても推進を図ろうとしているところでございます。

人・農地プランは、地域の農業の将来の姿を地域で決めるため、担い手や農地の情報を整理した計画でございます。一方、農地中間管理機構は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、地域内に分散し、複雑に入り組んだ農用地を集積・集約化し、まとまりある形で農地を利用できるように配慮し、担い手農家、また受け手への貸し付けを進めるため、都道府県ごとに設けられる組織でございます。

本町といたしましても、農地の出し手に対する支援や、新規就農者に対する支援等があるこの2つの施策を中心に、農業委員を初め、あいち知多農協、地域の農業関係者の協力をいただき、地域に入って、農地の集積・集約化を進め、農地の環境保全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、太陽光発電施設に関する開発についてでございますが、農地の太陽光発電施設への農地転用につきましては、農振法、農地法等の法的規制がある中、適法な手続が行われる事例に対しまして適正な管理を求めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり」に関して、地域包括ケアシステムの構築についての御質問でございますが、地域包括ケアシステムの構築は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで可能な限り住みなれた地域で生活を継続できるよう、包括的な支援とサービスの提供が可能な地域づくりを目指しております。

その取り組みとして、平成28年1月に美浜町地域包括ケアシステム推進協議会準備会を設置し、医療や介護関係者の皆様の御協力を得ながら、システムの構築について検討してまいりました。

また、本年4月には、医療・介護の関係者や区長会、民生委員協議会、ボランティア、愛知県及び日本福祉大学などの関係機関の皆様に御協力をいただき、美浜町地域包括ケアシステム推進協議会を設置し、主に3項目について取り組んでおります。

その内容を申し上げますと、1つ目は、在宅医療・介護サービス等の提供体制及び医療・介護連携のあり方について、2つ目は、高齢者の生活支援・介護予防のあり方について、3つ目は、認知症の方を支える体制のあり方についてでございます。

高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を送れるように、サービス提供者と利用者が、単に支える側と支えられる側というだけでなく、高齢者の社会参加を進め、地域住民がともに支え合う地域づくりを進めております。

なお、広報みはま6月号においても内容を説明しておりますので、ごらんいただければ幸いです。

次に、「参画と協働によるまちづくり」に関して、自助・共助・公助の適切な機能分担に対応できる効率的な財政運営についての御質問でございますが、まちづくりにおける自助・共助・公助とはどのようなものか、私の

考えを申し上げたいと思います。

まず、自助とは、住民一人一人が豊かな生活を送るために、個人レベルでできることに努力をすることであり、共助とは、地域の実情を一番よく知っている近隣住民が、お互いさまという意識で協力し合い、地域の課題解決に努めることであると思っております。そして、公助とは、個人や地域では解決できない課題に対して、法律や制度に基づき、行政や公的機関を通して、人的あるいは財政的な面から支援等を行い、解決に努めることだと考えております。

厳しい財源の中、社会情勢の変化や多様な住民ニーズなど、地域の課題に対して柔軟に効率よく行政運営をしていくことは、大変重要なことだと捉えております。

効果的な行財政運営とは、先ほど申し上げた自助・共助・公助を機能させ、それぞれが認め合い、責任を持ちながら、みんなで町をよくしていこうという意識のもとに、費用対効果を見きわめながら地域の課題に取り組んでいくことだと思っております。

そのためには、地域や住民が積極的にまちづくりに参画できる仕組みをつくっていくことが必要でありますので、本町では参画と協働によるまちづくりの実現に向け、エンジョイぷらん交付金を初め、さまざまな事業を実施しているところでございます。

なお、事業への採択に当たっては、公益性、継続性、そして自立性を重視した基準により決定し、まちづくりを進めているところでございます。

全てのことを町行政が担うのではなく、住民一人一人が自分たちのできることに積極的に取り組むとともに、住民、地域そして行政がお互いの立場と役割を尊重しながら、ともに汗をかき、住みやすい町をつくってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

それでは、森川元晴議員の御質問にお答えいたします。

5点目の、「人が学び合い、育ちあうまちづくり」に関して、小学校における英語教育等についての御質問でございますが、新学習指導要領により、平成32年度から小学校では拡充強化、中学校では高度化など小中学校を通じた英語教育全体の抜本的充実が図られます。

現在、小学校5・6年生で週1時間行われている「聞く」、「話す」の外国語活動は、3・4年生から実施されることになります。そして、5・6年生では、現行の外国語活動が改めて「英語科」という教科となり、これまでの「聞く」、「話す」に加えまして、「読む」、「書く」というものも入ってまいります。

このような国の動きに先駆けて、本町では、平成29年度、本年度より全小学校において1年生から英語教育を実施しております。小学校の早い時期から英語の特色などになれば、積み重ねていくことが大切であり、子供たちが余り負担を感じないように配慮をしながら、英語を使って自分の夢を語ることができるような国際化教育を目指してまいります。

また、町独自の防災・防犯教育を取り入れる考えはあるかの御質問でございますが、各学校におきましては防災計画をそれぞれ策定しております。校内防災組織として学校防災委員会の設置、幹部初め教職員の役割分担の明確化、教職員研修や防災教育の計画立案、学校施設・設備の日常点検、大規模災害等の発生を想定した児童・生徒の登校中、登校後、下校中、在宅中、それぞれの場合の対応マニュアル等を定めているところでございます。

この防災計画に基づき、防災訓練等を実践しているところでございますが、特に子供たちの命を守るという観

点から、防災教育の授業の中で災害時に身を守る方法、安全な避難の方法など必要な知識を習得させているほか、年間を通じまして、校内防災訓練に加え、学区合同防災訓練へ参加させることにより、防災に対する意識を高めるよう努めているところでございます。

防犯教育では、子供たちが犯罪に巻き込まれないようにするため、さまざまな機会を通じて危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要だと考えております。

なお、学校におきましては、保護者や地域の皆様の協力を得ること、並びに地元の警察、消防関係機関と密接な連携を図ることが重要であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○1番（森川元晴君）

それでは、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、（１）についてでございますが、今回の質問の趣旨は、そもそも神谷町長がまだ町の執行部で会計管理者だったところからの平成24年度公共下水道事業の整備・検討から始まり、さまざまな角度から同僚議員が美浜町の污水適正処理に対しての質問をしてきました。

例えば、污水处理普及人口の95％達成の目標や市町村設置型の補助制度、また財政的な負担や住民の負担は大丈夫か等のさまざまな角度で質問がなされてきました。議会としても、特別委員会の設置や污水適正処理構想策定委員会設置などを調査研究してきましたが、いまだ具体的な方向性が示されていないまま今日に至っていると感じております。

そこで初めに、過去の答弁では、市町村設置型を検討するとし、9割補助についても示していますが、住民アンケートをとり、まだまだ住民の関心も高い中、改めて町長の事業に取り組む決意をお聞きいたします。

○町長（神谷信行君）

それでは、森川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私の方向的なこういった決意ということでございますが、合併浄化槽に取り組んでいくという方向性は、これは出ております、しっかりと。ということで、公共下水に関しましては、はっきりと中止をさせていただき、そうした中でこの合併浄化槽への設置で污水处理対策をしていこうという方向性は出させていただいております。

ただ、そうした中で、先ほどもちょっとお話の中で出させていただきましたように、やはり町の財政的な負担、それから住民の皆様方がやはり少しでも軽くなるような、こういった形が一番いいのか、それともう一つは、継続的に維持管理していく上で、こういった形が一番いいのかということを検討しておる中でございまして、今のそういった中で市町村設置型でいくのか、それか個人設置型でいくのかということを、今現在、ことし1年かけて研究をさせていただいておる中でございます。

そうした中で、既に先ほどもちょっと答弁させていただきましたように、商店だとか個人事業主、そちらのほうへの補助金等も、こういった今まで出していなかったものに対して、そういった事業、企業等も呼び込む中でこれは活性化を求められるんじゃないかと、一番大きな負担がやはり浄化槽だとかそういった面に大きくのしかかっているというようなことで、そちらもそういった補助を打ちながら、少しでも多くの皆様方に入ってきていただきたいという形で、この合併浄化槽の設置推進については今現在も行っております。

たまたまこれは今、個人で設置をしていただくやり方で推進しておるわけでございますけれども、これをまた、先ほど述べましたような市町村の設置型で持っていくのかどうしようかなというのを、今、一生懸命検討させて

いただいておりますので、方向性としてはこういった形で動いておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○1番（森川元晴君）

アンケートの結果についてでございますが、先ほどの答弁で、制度改革により設置を希望する可能性が高いと思われるというような答弁がありましたが、これは私の持論であります。24年度から進められてきた美浜町污水適正処理計画については、住民の大方の人の思いは、公共下水は反対ですが、合併処理浄化槽設置に対しても、現在の制度でも負担がとても大きいと感じておると思っております。また、条件によって設置を希望すると回答した世帯、985戸についても、今の生活に困っていない限り、合併処理浄化槽への移行というものは考えにくいというふうに推測をしていますが、本音というわけじゃありませんが、本音のところ、改めて今回のアンケートの結果を見て、執行部の方はどのようなお考えを持っておりますか。

○経済環境部長（天木孝利君）

森川議員の御質問、アンケート結果についてどのように考えておるかという御質問かと思います。

その件につきまして、先ほど町長も答弁させていただきましたように、このアンケート結果の分析も含めまして、今年度の委託事業にかけたいと、その結果を待ちたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（森川元晴君）

そこで、今年度予算化されました、先ほど答弁にもありましたが、浄化槽整備事業調査等業務委託、今年度864万円の予算がついていますね。改めて、その内容を伺います。

○経済環境部長（天木孝利君）

森川議員の御質問にお答えさせていただきます。

浄化槽整備事業調査等業務委託の内容はということでございます。

調査の内容といたしまして、浄化槽整備事業の、まずノウハウを持ったコンサルタントに業務委託をさせていただきます。内容としまして、先ほど申しましたように、まずアンケート調査をより深く解析していただきます。それと、地域の状況を確認し、実際にその敷地に浄化槽が設置できるのかできないのか等についても、全域ではございませんが、部分的な抽出調査という格好での現地調査のほうも予定をさせていただいております。

その後、従来の現在進めておる個人の設置型の浄化槽の推進のほかに、先ほど来、話になっております市町村設置型での事業の推進についての財政、それから職員の体制、各個人の負担などについて、さまざまに、総合的に一応判断させていただいて、事業方式についても決定をしていく予定でございます。

最後には、事業決定に基づきますスケジュール等を作成いたしまして、浄化槽の整備事業計画として取りまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（森川元晴君）

せっかちな言い方になるかもしれませんが、今回の業務委託で、本当に今年度中に具体的な事業の方向性というものが示すことができるでしょうか。

○経済環境部長（天木孝利君）

先ほど来、申し上げておりますように、十分な比較検討をさせていただきまして、浄化槽整備事業計画を策定するということで、その方向性を示していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（森川元晴君）

わかりました。

先ほども言いましたが、24年度から進められてきてまして、この事業に関しましては、もう既に調査研究等、莫大な税金が投入されてきました。ぜひ今年度中に方向性を示していただきたいというのが率直な感想でございます。よろしくお願いいたします。

次の2番のほうに移ります。

この質問の趣旨は、単純に施政方針の2本目の柱、「安全・安心な暮らしができるまちづくり」について、ここでいう循環型社会の推進とは生活環境保全のことです。単純に安全・安心な暮らしとの接点というか、結びつきが理解できなかったからこのような質問をさせていただいたわけですが、そこで、身の回りの生活環境保全とは、環境保全の所管するところではありますが、先ほどミックスペーパー分別収集の答弁がありましたが、町としてそれ以外に、喫緊の課題として、また29年度の取り組みとして、生活環境保全についてどのような事業計画をされておりますか。

○経済環境部長（天木孝利君）

生活環境の保全に関しましては、どのような取り組みを行うのかという御質問かと思います。

生活環境の規制につきましては、主なものとして大気汚染ですとか土壌汚染、水質汚濁、騒音、振動など多岐にわたっております。町といたしましても、それぞれの公害といいますか、そういったものを未然に防止するためにも監視活動、そういったものについては年々続けてございます。もし、異常な数値等が発見された場合、当然その原因元に対する指導、そういったことをさせていただいております。

その中でも、特に水質汚濁に関します生活排水について、早急に合併処理浄化槽設置の推進のため、施策を打っていかうというところでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○1番（森川元晴君）

ありがとうございます。

自分が考えるには、生活環境に関して、やはり人の健康を阻害するようなことに関してはしっかりと取り組んでいただきたい。また今の水質保全の問題もそうだし、土壌の汚染なんていうのは、やはり一度汚染が始まると、なかなかもとに戻すというのは大変難しいというふうに感じておりますので、その辺しっかりと調査というか、仕事をしていていただきたいと思っております。

次にいきます。

3番目の質問でございますが、私は農業者ではありませんので、美浜を愛する住民の一人として質問をさせていただいておりますので、誤解のないようにお願いをしていただきたいと思いますと思っております。

この美浜の最大の魅力であります自然環境の視点から質問として、ここ10年足らずで、町長が思い描いている美浜の里構想ではありませんが、海も含め自然環境が年々さま変わりし、昔の面影すら思い出話になってきているなというふうに感じています。農業者の高齢化に伴い、担い手、後継者、さまざまな問題に対し、さまざまな事業に取り組まれていることは大変期待しているところでございますが、現実、28年度までの事業、特に農業者の数や、特に若い世代の農業者というのはふえているというのか、何か成果が出ているのか、お願いいたします。

○産業振興課長（小島康資君）

それでは、森川議員の御質問にお答えいたします。

農業者の数に関しましては、農林業センサスの数字で申しますと、農業就業人口ということで、2015年に711名、2010年が761名と減少傾向にある中、若い世代の農業者ということで、40歳未満の農業就業人口で申しますと、2015年が47名、2010年が37名と、10名の増加という結果になっております。

また、美浜町におきましては、農業人材力強化総合支援事業、従来の新規就農総合支援事業の補助対象者が、

平成24年度からの実績で2夫婦と12名の若手の農業者が支給対象となっており、今年度も数名の若手農家が対象となる見込みであり、そういった面では多少なりとも明るい兆しが見えているのかなと、また希望の光が多少なりとも見えてきているのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（森川元晴君）

済みません、本当に時間配分がわからずにやっていますので、先ほど町長の答弁にもありました人・農地プラン、また農地中間管理機構等を早く活用していただきまして、農地の保全に努めていただきたいなということを感じております。

それでは、次にいきます。

地域包括ケアシステムのことにに関してですが、今年度予算額の中で661万4,000円と広報にも書いてありますが、保険・医療・介護一体化の促進を図るために、今年度どのような事業が開催されるのか、お願いいたします。

○厚生部長（西田林治君）

先ほど町長がお答えしましたとおり、現在では3項目を中心に進めてございます。

1つ目、在宅医療の介護サービス等の体制整備、また連携のあり方について。それと、高齢者の生活支援介護予防、在宅のあり方、認知症をどう支えるかという3つを中心にしてやってまいります。その661万円の使途としては、この3つをやっていく形の中では大きく分けて2つございます。

1つ目は、医療や介護の関係者の多職種の連携を支える情報共有システムの導入でございます。これにつきましては、愛知県の地域医療介護総合確保基金の補助金を利用しました。補助率は4分の3と高いものでございましたので、これを借りましてやっていこうということになっております。この情報共有システムは、医療や介護を必要とする高齢者の様態をかかりつけ医や訪問看護師、薬剤師、またはケアマネジャーがパソコンやタブレット端末を用いて情報管理をするもので、セキュリティーレベルが高いシステムになっております。このシステムを使うことにより、在宅の利用者の容態が別の場所にいる医師と情報共有ができ、情報伝達をスムーズにすることで個別の支援計画がより立てやすく、より質の高い介護サービス、医療の提供が可能となるようなシステムでございます。

2つ目は、先ほども言いましたように、包括ケアシステムの推進協議会に出ていただける方たちの報償費と、それと認知症を支える人たち、専門職の方たちの高度な研修が必要となっております。認知症にかかわるという、ただ診断する場合はいいんですが、介護保険法で言っている支援だとか、そういう会議などの中にかかわって、町の支援体制を考えていくということには、専門職の研修を受けると国のほうから通達が参っております。お医者さんのそういうところへの参加費用だとか、訪問看護師だとか、リハビリの人、作業療法士、こういう方たちにも専門職の研修を受けてほしいという形になっております。その研修費の負担費用等を負担しております。それが、この661万4,000円と、町長の施政方針にも書かれております予算の使い道となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（森川元晴君）

ありがとうございます。

本当は福祉とか保健行政の集約とかいろいろ聞きたかったんですが、時間がありませんので、次の5番の質問に入らせていただきます。

ちょっとポイントだけを質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の英語の必須化に関しましてですけれども、この質問に当たって、一番ちょっと気になっている点を言いますと、各自治体の財政力によって現場での教育格差が生じるのではないかなということを勝手に思っておるわ

けですけれども、特に義務教育の中では絶対にあってはいけないと思っています。

現場の教員の負担の軽減の問題もありますが、ＡＬＴ、外国語指導助手の活用等が課題と新聞に掲載されていましたが、自治体の財政力というものは教育現場に関係してきますか。その辺、教育長、お願いいたします。

○教育長（山本 敬君）

自治体の経済力が義務教育にどう影響しているのかという、そういう御質問だと思います。

例えば、知多管内でいいますと、東海市が各小学校12校に外国人のＡＬＴ、英語指導員を置いております。外国人は高いです。12人という、これもやはり東海市の財力のなせるわざだろうなと思います。同じく東海市であります、中学校2年生、通常の学校はキャンプ、郡上へ行ったりいろんなところへ行っておりますが、東海市は沖縄、飛行機も臨時便を仕立てて行っておるという話であります。

それから、飛島村、これはちょっと別格ですので置いておいて、例えば大府市、最近ＪＲの大府駅前が開発されて、どんどんと人口がふえております。その中で、これは教育委員会というよりも市全体の施策の一つとしてＩＣＴ教育の充実、大府市は小中学校、どの学校も普通教室そして特別教室、ほぼ100％電子黒板が入っている。それからタブレットも2人または3人に1台は各学校に配置しているというところであります。

県内ではありませんけれども、同様なところで、滋賀県のある市に、昨年、研修に行っていました。そこで、大府市と同じように人口が爆発的にふえている、いわゆる若いまちでありますけれども、大府と同じようにそういったＩＣＴ教育に力を入れているというところであります。

ですので、格差が生まれつつあるといえれば生まれつつありますが、その多くはそれぞれの市町村の持つ経済力と、プラスその市町村の全体の施策の一つとして実行されているというのが実情であろうかと思います。

以上であります。

○1番（森川元晴君）

ありがとうございます。

学校現場で地域によって格差があるというのは非常にあってはならないと感じておるわけですが、それが現実かなと受けとめております。

いろいろなことをお聞きしたかったわけですが、本当に久しぶりの質問でちょっと時間配分を間違えてしまいました。

最後に、6番目の質問でございますが、今回、国からの交付金、地方創生交付金でございます。これがいつまで続くかわからないわけですね。それに対して今の各事業を継続していこうと、継続が続けられる体制ができていくかということを最後にお伺いするということで、また、各交付を受けている団体に対して自立する体制というか、指導というのはどのようにされているか、お答えをお願いいたします。

○議長（野田増男君）

時間がありません、簡潔に。

○企画部長（沼田治義君）

議員おっしゃられるとおりでございます、私ども美浜町、財政力非常に厳しい状況でございます。国の地方創生事業、これを十二分に活用しまして、今後ともまちづくりを進めていきたいと思っております。

それから、2点目の支援につきましては、この地方創生事業につきましても5年と言われておりますので、限りがあるものと私どもも認識をしております。

各団体におかれまして、まちづくり、さまざまところで一生懸命町民の方々にやっていただいております。そうした中で、支援についてもきっちり3カ年しっかり支援していただいて、その3カ年の間に自主運営ができ

るように、私どももしっかり指導していきたいと思っております。

それから、同時に団体の運営がきちっといくように、アドバイスする機関、そういった先生をお呼びして、まちづくりの講演会だとか勉強会だとか、そういうものもあわせてこの地方創生事業を使ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（野田増男君）

以上をもって、森川元晴君の質問を終わります。森川君は自席に戻ってください。

〔1番 森川元晴君 降席〕

○議長（野田増男君）

2番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君は、質問をしてください。

〔2番 山本辰見君 登席〕

○2番（山本辰見君）

皆さん、こんにちは。日本共産党議員団の山本辰見でございます。ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

きょうは、大きく3つに絞って、同僚議員と重なった項目もありますけれども、答弁のほうよろしく願います。

1つ目は、公共施設等総合管理計画に関連してでございます。

この3月末に数字が出ました公共建築物、いわゆる役所関係とか学校関係ですね、そのほか道路、橋梁等を含めたインフラ設備の更新費用が40年間で813億7,000万円必要だと、1年当たりに計算しますと、20億3,000万円必要と示されました。最近、直近の5年間の投資的な費用が7億円ぐらいですから、実に年間3倍の費用が必要となります。

具体的に質問します。

1つ目は、美浜町役場本庁舎は昭和40年に建設され、建築後50年以上経過しております。建てかえも含めた検討が急がれますけれども、これに対して財政の中長期計画も含めてどのような検討を考えているのでしょうか。

2つ目は、小中学校の学校教育系施設、保育所関係の子育て支援施設、公民館や観光センター等の町民文化施設など、いわゆる古いものでは1970年代前半に建設されており、本庁舎同様、更新計画を早急に検討しなければなりません。他の市町では、この管理計画に先立っても、26年度、27年度に更新計画をつくっている市町もあります。長寿命化計画などの管理計画にとどまらず、建てかえも含めた検討が必要だと思いますけれども、どのように進める予定でしょうか。そして、計画を検討するに当たっては、町民の多様な要望を入れることができる財政当局、あるいは施設管理担当、町民の代表も含めた、ここに議員も入っていいのかどうかというのはいろいろ検討するところですが、いわゆるそういうプロジェクトチームをつくって準備する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

2点目の大きな問題は、小中学校の教職員の多忙化を解消し、健康を守るための条件整備が必要だということに関連してでございます。

実は、おとといのテレビのニュースでも特集をしていました。公務員、教員のみならず、民間も含めて全国的に働き方改革の問題がクローズアップされております。先ほど同僚議員の資料の中に、ことしの4月の資料がありましたけれども、同じような状況で、私の手元には昨年4月の段階の資料があります。いわゆる残業時間というか、校舎にいる時間が長い人ですと、中学校で137時間、132時間、小学校が150時間、153時間、先ほどの資料とほとんど状況は一緒です。以前から指摘されている美浜町における小学校の教職員の実情、多忙化の解消に

ついて質問します。

1 番目は、小中学校の教職員の残業を含めた、残業という言葉を使っていないかもしれませんが、実態はどうでしょうか。現場の教員の皆さんの中での大きな問題・課題はどのようなものがあると認識しているでしょうか。

2 点目は、修学旅行など宿泊を伴う行事、これは修学旅行だけではありません。いわゆる休日、休校日に仕事をした場合、振りかえの扱いはどうなっているのか。そして、先ほど前任者の答弁の中に休憩時間のことが触れられていましたけれども、実際の実態基準と、あるいは現場の先生方の実態はどのようなものなのでしょうか。これは短くて結構です。先ほど聞きましたので大体わかりますから、お願いします。

指導・教育の面で、本当に部活だけではなくて、大変だというのは十分わかりますけれども、そういう面では、メンタル面も含めて健康管理が求められていると思います。各学校では労働安全衛生委員会など、組織的にどんな対応をしているのでしょうか。

4 つ目は、教員の多忙化解消プロジェクトについてでございますけれども、愛知県では29年の3月に、もう29年度からスタートしなさいということで資料を出しております。武豊町や常滑市などでは、もうスタートしておりますが、具体的には、県の目標では少なくとも、先ほどから論議に出ていました80時間を超える在校の時間を最低でも30年までにはその半分にしなさい、在校時間をもっと減らせということは一方であるわけですが、31年度は80時間を超える人はゼロにしなさい、こういう目標を提示しておりますけれども、町の見解と計画をお聞かせください。

それから、3 つ目は、放課後児童クラブの運営の充実を求めるに関連してでございます。

放課後児童クラブというのは、以前は学童保育と呼ばれていました。共働きや一人親家庭など、小学生の放課後、土曜日や春休み・夏休み等については一日中受け入れてくれる、生活を継続的に保障し、親御さんの働く権利を守る事業であって、その施設となっております。国のほうも方針というか施策がどんどん進んできて、今は放課後児童クラブ、市町村によってはまた違う名前の取り組みもあると思います。

私たちが結婚したころ、いわゆる30年前、40年前ですと、私の同僚もそうでした。半田市などで共働きをする親同士が自分たちでお金を出し合って、指導員も採用して、それで共同学童保育所をつくる運動から始まりました。そして、先ほど紹介したように、97年によりやく国の法律が整備されて、児童福祉事業として位置づけられ、さらに2015年からはそれまで3年生までだったのが6年生まで広がりました。

美浜町でも、当初非常に補助金がもらえるかどうか際どいところだったんですけれども、今は本当に利用状況は一気に広がっております。

1 点目は、放課後児童クラブの利用状況についてお聞かせください。そして、利用者や待機者の要望についてもお聞かせいただきたいと思います。

2 つ目は、奥田小学校区における放課後児童クラブ、ここは増築計画があるわけですが、28年度にそういう要望が出て、29年度にそういう予算がついたわけですが、本来だったら、今工事があって、もう1学期からとか、夏休みの利用希望者が多いときに利用できるとよかったと思うんですが、状況はどんなぐあいでしょうか。

最後になります。利用者の増加に伴って、施設の増設、改善、もちろん必要ですが、あわせて指導員の補充あるいは確保も大切になっていると思います。しかし、実際には、アルバイト・パートの方が中心ですので、どうしても処遇改善が求められると思います。国からの支援、あるいは県独自の上乗せ支援を要望していくようなことも含めて、どのような対応策を考えているのか、お尋ねをします。

壇上からは、以上で終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、ただいまの山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

私からは、御質問の１点目及び御質問の３点目をお答えし、御質問の２点目につきましては、教育部長より答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、公共施設等総合管理計画に関連しての御質問の１点目、美浜町役場本庁舎の建てかえについて、財政の中長期計画も含めどのような検討を考えているかと、御質問の２点目、本庁舎以外の施設について、長寿命化計画にとどまらず、建てかえも含めた検討をどのように進めているか。行政、住民代表による検討組織が必要ではについては関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

今回、策定いたしました美浜町公共施設等総合管理計画は、本町が保有する公共建物及び社会基盤施設である道路・橋梁等を今後40年間にわたり更新あるいは大規模改修し、維持し続ける場合に見込まれる費用を試算したものであります。

その前提条件は、庁舎等公共建築物を建築から30年後に大規模改修を行い、60年後に建てかえを行うというものでございます。

美浜町役場本庁舎は建築から既に50年以上経過し、その間、庁舎耐震補強工事を平成18年度に実施いたしました。現在のところ、庁舎本体での大きな不良箇所はございませんので、劣化の状態を定期的に点検し、維持管理に努め、長寿命化を図ってまいります。

また、学校教育系施設等の建てかえにつきましては、現在、保育所及び小中学校再編計画を策定中であり、その内容を踏まえつつ、施設の規模、配置等を検討することになっております。

これらの施設も含め公共施設については、国の指針により、平成32年度までに個別施設計画の策定を行うこととなっておりますが、それらは住民サービス面のみならず、本町の財政状況も考慮した上で進めることとなっております。

いずれにいたしましても、現在保有する公共施設等をそのまま維持・保有し続けることは、財政面からはほぼ不可能であると思われます。それゆえ、事業量の集中を避け、住民の皆様が安全かつ安心して公共施設等を利用しただくためにも、取捨選択をしっかりと行う必要があると考えております。

今後、建設等に当たり、関係各部署相互の打ち合わせや情報を共有するなど連携を図るとともに、住民の代表である議員の皆様とともに御相談し、さまざまな御意見をお聞きすることで、よりよい維持管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、放課後児童クラブの運営の充実についての御質問の１点目、放課後児童クラブの利用状況及び利用者並びに待機者からの要望についてどのような状況かについてでございますが、まず、利用状況について申し上げますと、河和児童クラブの利用者は42名、奥田児童クラブの利用者は30名でございます。

なお、利用者の方々には大変御好評をいただいております、特段の御要望はございません。また、待機者につきましては、現時点ございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の２点目、奥田小学校区における放課後児童クラブの増築計画について、利用希望者が多いと思われる夏休みに間に合うかについてでございますが、現在、国及び県への補助申請中であり、交付内示が必要で

あるため、工事着手は7月になってからと想定しております。

私も早期に完成させたいと思っておりますが、夏休み期間中の開設は、残念ながら難しい状況であります。できる限りの早期完成、運用開始を目指し、また児童の安全を最優先とし、学校との間で工事についての事前協議を進めておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、御質問の3点目、指導員の補充・確保の際、中心となるアルバイト・パートの処遇改善について、どのような対策を考えているかについてでございますが、職員の処遇につきましては、まず、人員配置の面で指導員の方へ過度の負担がかからないように、国の交付金を受けながら適正な職員の配置をまいります。

なお、賃金面につきましては、放課後児童クラブ以外の事業の職員とのバランスを考慮し、決定しております。

よって、この指導員について、特例的に本町独自の上乗せをする考えは現在のところございませんので、よろしく願いをいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

山本議員の御質問にお答えをいたします。

小中学校の教職員の多忙化を解消し、健康を守るための条件整備をの御質問の1点目、小中学校それぞれの教職員の残業を含めた実情及び現場の教員の中での大きな問題・課題はについてでございますが、先ほど鈴木議員の質問にも答弁申し上げましたように、これまで学校が果たしてきた役割や使命を維持しながら、一人一人の教員の働き方をいかにして見直していくかが大きな課題となっているものと考えております。

次に、御質問の2点目、宿泊を伴う行事、休校日の出勤に対する対応及び休憩時間はどのようになっているかについてでございますが、学校行事に関する業務につきましては、正規に割り振られた勤務時間を超えた時間と、休憩がとれなかった時間を他の日に振りかえております。

次に、御質問の3点目、指導・教育の課題だけでなく、メンタル面をあわせて健康管理が求められるが、労働安全委員会など組織的にどのように対応しているかについてでございますが、教員自身によるストレスのセルフケアとストレスの要因そのものの低減を目的に、ストレスチェックを年2回実施しているところでございます。

また、教員一人一人の在校時間を把握しており、月80時間を超える者に対しては、管理職から面接指導の声かけを行っているところでございます。

これに伴う医師による面接指導につきましては、平成20年度から予算化しておりまして、今年度、平成29年度におきましては、これまでの学校医に加えまして、専門医や臨床心理士等に面談したい旨の申し出があった場合にも対応できるようにしております。

次に、御質問の4点目、教員の多忙化解消プロジェクトについて町の見解をについてでございますが、平成29年3月に県教育委員会が多忙化解消プランを策定しておりますので、本町教育委員会といたしましても前向きに取り組んでまいります。加えて、4月の校長会において教員の多忙化解消並びに中学校の部活動につきまして、どのような対応ができるかの検討を指示したところでございます。本町教育委員会といたしましては、他市町の状況も見ながら、よりよい方向で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○ 2 番（山本辰見君）

順次質問させていただきます。

私は、あえて 1 番目に役場本庁舎と言いましたけれども、これは代表した施設で、役場を最初に建てかえないかんという立場でからではありませんので、今、答弁のほうも、学校も含めて保育所、それからその他の施設も含めてということで答弁いただきましたが、ややもすると、ほかのところでも、それまで40年ぐらいで建てかえをしていかなければならないのを60年に先延ばししたり、本来建てかえないかんのを、もちろん耐震補強とかいようなことは必要だと思うわけですが、そういう形で、ややもすると先延ばしするということが一定あっちゃなんなと思うわけです。しかし、それにしても、そういうことを含めても、先ほど私から出したように年20億円、町の予算が75億円前後のところで、その金額を見たときに、とてもじゃないけれども負担できる状況じゃないということです。

先ほど町長からこの答弁ありませんでした。いわゆる財政的な裏づけの中長期財政計画、以前に、前回かその前のときに、私の質問に対して町長のほうから、必要なので担当に検討させるということでしたけれども、これについてはいつ提示になるのか。もちろん、建物の計画があってその裏づけがあるわけですが、その前にこういうのが先にあるから、今、美浜町の貯金がこれだけだとかいうことでは、それが必要だと思いますが、いつ提示するのでしょうか。

○ 総務部長（本多孝行君）

中長期の財政計画についてということでお答えしたいと思います。

さきの、たしか12月議会だったと思いますけれども、議員から御質問がありまして、そういった経過が全く要らないと思っていないので、その辺は考えるということは町長も答弁いたしましたと思います。

その後、私どももいろいろ考えて、自分たちなりの計画を一遍つくってみました。ですが、やはり10年というスパンをもし見ますと、果たしてその計画が本来の目的に役立つような計画になるのかということは、残念ながら認められない。

こういう言い方をしますと大変おかしいんですけれども、私ども、毎回毎回、財政が厳しい厳しいと申し上げております。町の場合、今、72億円という予算でございますが、自主財源率というのはそのうち55%であります。ということは、半分近くは、他人さんというとおかしいですけれども、よそからのお金をいただいて運営をしているということでございます。これが100%自主財源で運営できるのであれば、そういった中長期、10年ですと長期になるかと思っておりますけれども、そういったものもある程度見通していくことが可能になるかと思っております。

ですが、残念ながら、美浜町の場合は特に地方交付税というのをいただいております。ところが、これも国の施策一つで大きく変わることが往々にしてございます。実際の平成28年度におきましては、おおむね変わらないはずなのに、1億数千万円減ってまいりました。減った部分を臨時財政対策債という国の交付税を肩がわり、借金して運営するというのも、これも約1億円減らされました。このように半分近くを占めるよそからのお金がどんどん変わってくる。こういった状況でありますと、長いスパンの計画等はできないということでございます。

ですので、前も答弁申し上げたかもしれませんが、実施計画という3年ぐらいのものにつきましては、ある程度のことは踏まえてまいることができると考えておりますので、現在の状況でありましたら3年ぐらいのもので進めていくことになるのではないかと考えております。

以上です。

○ 2 番（山本辰見君）

当然、10年先のことは大分変動があるのは承知の上です。ですけれども、率直に今、本多さんも大ベテランで

す。ところが、きょう、一番最初に新人の課長さんが7人、あと2年ぐらいすると、代がわりするわけですね。今、検討している一番前に座っている方々が今の時点での将来を見るときに、新人の方よりやっぱりいろんな経験で持ってみえると思います、見通しだとか。そういうことでいくと、当然変わることを前提で、他の市町でできているのに何で美浜でできないのというのはおかしいので、それはぜひ、町長はそうだねということよりも検討させると言いましたから、検討していただきたい。

それにあわせて、私がすごく心配なのは、先ほど20億円ということを言いましたけれども、きょうはほかの質問で時間をとりたいので簡単にしますが、この財政問題を考えたときに、同僚議員が運動公園のことをお話ししました。ここで、私ども日本共産党からも何度も質問して、建設費も含めてですけれども、維持管理費等からいくと、すごい負担になってくると。維持管理費は一般会計にも影響を与えると思うわけですが、そういう面では、奥田公園も含めて、新しい事業を展開するときにすごい負担になると思っているわけですが、足かせになりませんか。

○総務部長（本多孝行君）

運動公園につきましては、目的税であります都市計画税を充当してやっていくということは何回か申し上げておるところでございます。かといって、一般財源に全く影響ないと私どもも考えておりません。前も何かで答えましたが、担当課のほうで答えしたことがあろうかと思いますが、その運動公園だけを見るのであれば、使用料で賄うことはできないという考え方もあるかと思いますが、ですが、この運動公園を整備することが、ほかの新しい事業でも同じなんですけれども、整備することによって、例えばその地域、運動公園を例にするのであれば、大学という施設があって、運動公園を整備することによって環境が整うから、例えば下宿生がどんどんふえる、その下宿生がふえることによって地域の経済が潤う、そして町としても、直接は学校から固定資産税は入りませんが、地方交付税にちゃんと返ってくる。そういった波及効果ですか、そういったことも踏まえた上で考えるべきであり、また今回も考えておると思っております。そういった意味では、新しい事業といっても幅広く総合的に判断しておると思しますので、よろしくお願いいたします。

○2番（山本辰見君）

1番の質問については、先ほど町長から、さまざまな分野の建設というか、維持管理の計画をつくるに当たって、たくさんの方の意見を聞きたいということでした。これまで、たまたま奥田の整備については余り意見が寄せられなかった。だけど、先ほど同僚議員が、円卓会議とかいろんな形で住民、議員だけでなく、地域の方の声を聞いて計画を立てるということですから、この管理計画そのもの、それから長寿命化計画も含めて、そういう形で進めていただきたいと思います。

2つ目の問題に移させていただきます。

先ほど、教育部長のほうから、私が簡潔にと言ったら、余りに簡潔過ぎて、1番の教員の中でどんな課題があるんですかというのに触れられませんでしたけれども、率直に在校時間の管理、本来ですと自主申告で、管理者が、校長なり教頭先生が、今から帰りますということで、メモを書いているのか印鑑を押すのかわかりませんが、タイムカード的な管理はしていないものですから、管理職がどういう管理を、いわゆる人が何時に帰った、何時に出てきたというのをやっているのか確認したいと思います。

そして、私、昨年4月の資料ですと、野間中学校と河和中学校で学校にいた時間を計算するのがちょっと違うんですね。片方は7時間45分で引いてありました。片方は8時間30分引いてありました。要は休憩時間のことで、そこはなぜ違うのか、なぜ一緒にできないのか、お伺いします。

○学校教育課長（竹内与七君）

まず、1つ目の管理職の在校時間の確認でございますけれども、これにつきましては自己申告でやっておりますので、出勤時刻と退勤時刻を自分で入力することになっておりまして、時間数は職員自身が把握をしております、意識づけの意味も込めまして、業務改善につなげております。

80時間を超えた職員につきましては、管理職のほうから面談等の意向を聞いております。

それから、出退時間の7時間45分と8時間30分の違いはということでございますが、それにつきましては、休憩時間が45分ありますので、最終的な合計のトータルでは7時間45分を引いたのが、時間が載ってきている時間になりますので、全部、その学校も最終的には一緒の時間数になるかと思います。

以上でございます。

○2番（山本辰見君）

違っているから指摘しているんです。具体的に言いますけれども、河和中学校は学校にいた時間、例えば朝7時から来て夜10時に帰ったと、その在校時間を計算するのにマイナス8時間30分です。野間中学校は同じようなことで、マイナス7時間45分です。何で同じだと思いますと言えるんですか。

○教育長（山本 敬君）

それは去年の資料ですね。昨年、そういった指摘が、我々のほうで検討しているときにわかりまして、たしか6月の教頭会で、学校と違うのでそろえようという指示を出しております。加えて、どちらに統一したかということでもありますけれども、いろんな考え方でいろんな人がいるわけですが、愛知県の県立学校が8時半でそういった処理をしておりますので、それにそろえて8時半にそろえようという指示であります。現状は8時間30分で計算していると思います。

○2番（山本辰見君）

あえて指摘しますけれども、先ほどの同僚議員の質問に対して、教育長のほうから、勤務時間の中に45分あるけれども、朝も即授業が始まる、授業が終わってからも実態としてはとれていない、給食の時間に10分とるんだけれども、実は給食の休憩じゃなくて、それはもうどちらかというと、食育指導もありますからということですが、そこはいいです。

〔「ちょっと誤解がありますよ」と呼ぶ者あり〕

○2番（山本辰見君）

いいです。時間がないので、ほかのことを質問したいです。あえて後の私の質問に対しては言ってください。

実は、先ほどの答弁からも、せっかくですから、なぜ私は同僚議員と重なって質問したかということ、この問題は本当に、荒井議員も部活のことを含めて取り上げました。私はあえて部活のことに触れません。ですけれども、取り上げざるを得ないぐらい深刻な問題だと思っております。

そして、いわゆる先生たちには残ってもほとんど手当てがついていない。先ほど紹介ありましたように4%、これは昭和41年についたまま、その後見直されていません。4%は時間にしたら8時間です。

先ほど、申告の時間が80時間と言いましたら、いわゆる40%ついておってもおかしくないのが実態だと。平均するともう少し少ないかもしれませんが、そういう面では、お金をつければいいのかそういうことではありませんけれども、……………。

だから、そこはもう一つ触れますけれども、県の教育委員会から提示されたいわゆる改善計画の3月の計画に対して、町としてどういう段取りで今準備しているのでしょうか。

○教育部長（竹内康雄君）

これにつきましては、先ほど鈴木議員にもお答えをしたとおりでございます。県の教育委員会が作成いたしました多忙化解消プラン、そこで平成30年度には何%、31年度には何%等々、もう議員も御承知のとおりだと思います。県教委がそのように定めた以上は、市町教委も当然一緒にやっていきます。もちろん、そこに学校も入って、3者でその目標が実現できるよう進めてまいります。

○2番（山本辰見君）

もう一点は、このタイトルのところに、いわゆる教員の方たちの多忙化もですが、安全の問題で指摘しましたが、美浜町には公立学校安全衛生委員会設置要綱というのがあると思います。役場のほうにも当然、タイトルは違うかもしれませんが、どのように運営されているのでしょうか。率直にそれが各学校とも運営されて、先ほど学校医だとかお医者さんの話がありましたけれども、そういう形ではなくて、安全衛生委員会として機能しているのでしょうか。

これは、先ほどの資料を取り寄せましたけれども、安全衛生委員会は少なくとも年3回以上開く、そして大事な問題については議事録をとって3年間保存するべきだということが書いてありますけれども、実態はどのようなものなのでしょうか、お願いします。

○学校教育課長（竹内与七君）

設置されましたのは平成20年の学校内の安全衛生委員会という要綱でございますが、職員の健康管理や衛生管理に関することとなっております、実際、これは平成20年の要綱でありますので、昨年度はストレスチェックとか定期健康診断、それから在校時間の把握等をしております。

以上でございます。

○2番（山本辰見君）

私の質問に答えていないので、きちっと答えていただきたい。安全衛生委員会として開催しているのでしょうか。実はこの中身には、委員長は校長になるものとする。校内の安全衛生は、例えば先ほど別の件でありました衛生管理、いわゆる学校医さんということとか衛生推進者、これは本当は講習を受けてちゃんと資格を取らないかんわけですが、その方たちになるということですが、会議としてきちっと開かれて、記録は残っているのでしょうか。

○教育長（山本 敬君）

安全衛生委員会という言葉、初めて聞く方もおられると思いますので、お話をいたします。

まず、この安全衛生委員会でありまして、議員が最初言われたような労働安全、労働という言葉はつかないですね。委員会はつかないですね。安全委員会というのと衛生委員会というのが労働安全衛生法で定められております。

まず、安全委員会というのは、例えば50人以上の事業所、林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種（木材、化学工業、鉄鋼業）という危険が伴うところはちゃんとこういう安全委員会をつくってねという形であります。これが100人以上の業種になりますと、運送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、それに近いような危険が伴うようなところは100人以上でもやってくださいねという、それが安全委員会であります。

衛生委員会でありまして、衛生委員会はそういう条件がなくて、50人以上の事業所はやりなさいよというところあります。

これを受けて、両方やりたいところはひっつけて安全衛生委員会でもよいという、そういう条文があったかと思いますが、それを踏まえて、本町が平成20年に、先ほど課長が申し上げましたように、美浜町公立学校安全衛生委員会設置要綱というものをつくりました。

その中で、まず所掌事項、いわゆる目的であります、ここを読ませていただきます。

まず、第2条、校内安全衛生委員会は次の事項を調査審議する。（１）職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。まさしくここであろうと思います。（２）職員の健康の保持・増進。これも先ほど申し上げましたメンタルヘルスだとか絡んできます。定期健康診断も絡んできます。（３）業務災害の原因及び再発防止対策に関すること。これは今回のとは少し変わってくると思います。（４）前3号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する重要事項ということで、こういう要綱がつくられております。

これを踏まえて、いろんな経緯があると思うんです。私も平成24年に赴任してきましたので、そのころには実際に、議員の指摘のとおり野間小学校ではやっておられませんでした。ただ、そこで、御説明をしたいのは、例えばそれを突っ込んでいくと、業務内容、労働条件なんですね。そのときに、わざわざ校医さんと呼んで、そういう話をするべきなのかと。まさしくこれ、先ほど鈴木議員のときにもお話ししましたが、業務内容なんです。

〔「短くて結構なんで」と呼ぶ者あり〕

○教育長（山本 敬君）

業務内容が大事なんです。というところで、ただ業務内容は、また先ほどの話に戻りますけれども、もうやることが決まっている。では何を削るんだという話であります。したがって、学校がこういった会議をしていないという実情は、私はよく理解できます。

例えばこういった会議以外に、企画委員会だとか現職教育委員とかいじめ・不登校対策委員会だとか、教育支援委員会、特別支援教育委員会、学校保健委員会、学校防災委員会、もろもろの会議が学校は年間を通じて何十回も開かれる中で、そういった部分でこれがやれなくなったというのは、現場におった人間としてよく理解できます。

以上であります。

○2番（山本辰見君）

学校の実情は、先ほどの答弁も含めて今の答弁も含めて大変だというのは十分わかります。そして、紹介したように、資料にあったように、130時間、140時間、こういう方の実態は、特に4月の初めですから、最初は8時15分に間に合うように8時ぐらいに来て、6時ぐらいに帰っておったと。次の週はとてもしゃないけれども、それは間に合わないから、朝、学校に7時、帰りは10時、さすがに金曜日だけは6時に帰った日もありますけれども、そういう状況が続いて、それをプラスしていくと、土曜日から日曜日には2時間、4時間、それを足すと130、140という状況なんです。

その背景には、率直に正規の職員が足りないんじゃないかと。先日も、おととい、テレビを見ていたときも、これは民間ですけども、2時間早く帰れと言うけれども、仕事は減っていない、ノルマもある、今の学校の状況と一緒だと思いますから、一方でやっぱり必要な業務量に必要な教員、いわゆる事務職員も含めて、果たしてそうなのかということがあります。

もう一点、私が具体的に指摘したいのは、先日、5月のはなに、上野間小学校の学校訪問がありました。5月ですから、たまたまその担当の先生、4月に新しく担任を持った2年生の先生でしたけれども、率直に、学校訪問に対する先生方の準備が過重労働、多忙化の要因の一つになっていないかというのがあります。

美浜町だけでなく、全県でいろんなところでやっているわけですけども、県によっては、もっと簡素にやっているところもあります。

お話を学校の先生だった方に聞きましたら、名古屋市では行っているけれども、もっと準備も、いわゆる簡素にしていると。昼までに終わると。今、美浜町は、御存じのように、議員、それから教育委員会、指導主事を含

めて、半田市のほうからも来てやっていますけれども、そういうことでは、本来ある先生たちが学校訪問なり授業準備は、自分のいい授業をしたいということで準備するのが本来だと思うけれども、言葉はちょっときつい言い方をしますけれども、教育委員会を初め、上のほうからの押しつけになっていないか。

例えば、こういうことはできませんでしょうか。全ての学校、美浜ですと8校が、毎年きちっと行うのではなく、例えば隔年でできないかとか、6校だったら3校ずつ交代でやれないかとか、それから名古屋市のように資料をもっと簡素化するとか、そういう工夫はできないでしょうか。

○教育長（山本 敬君）

学校訪問も多忙化の要因の一つであるかもしれません。ただ、やらなければならない業務内容の一つであるとも認識しております。そういうことを踏まえて、県では平成29年、今年度、県内の小学校、中学校、高校を1つずつ選んで、その学校に経営コンサルタントを入れて、また業務のスリム化、何ができるのか、何を削ったらよいのかと、そういう事業を始める、もう始まっているのかもしれません。1つずつであります。そういった専門の経営コンサルタント、それも効率よい反面、本当にわかるのという気持ちも少しありますけれども、ただそういう専門家に学校に入ってもらって、指導を受けるということは大変うれしく思います。また、当然、県内全公立の学校では無理でありますので、そういったモデル校のノウハウを早く知りたいと私どもも思っております。

それから、議員の正規教員が少ないのではないかと、まさしくそのとおりです。もう35人、40人でやっているのは、少なくとも先進国では日本だけであります。欧米の欧は10人台がほとんどですね、米が平均20人ぐらい。その中で我が国にはこれだけの人数というところで、正規教員が少ないという、それは事実であります。

もう一個あるのが、生徒指導とか部活も含めてもろもろのことを幅広くやっているのは日本だけであると。運動会をやっておる国も少ないですよ。というところで、先ほど申し上げましたが、何十年もかけていろんなものを取り込んだ今の姿が学校であるというところでありますので、正規職員をふやしてほしいと、もう大賛成であります。それから、そういった経営コンサルタントのような専門の方に、これは削りなさい、これはもうだめですよと言ってくれたら、私どもはそれに従いたい、そんな思いであります。

以上であります。

○2番（山本辰見君）

時間がありませんので、最後になりますけれども、今のところ、1つだけ指摘したいのは、県の教育委員会の指導の一つの柱として、最低でも学校をあけるときは7時半以降、それから8時には帰らなさいじゃなくて、もう学校を閉めなさいと。その裏には、さっき言ったような教員をふやすだとか、見直しだとか、研修はもちろん大事ですけれども、過度な研修だとか、決してうちへ持って帰れとかいうことを言っているわけではありません。働き方の問題を本当に方針として、町なり教育委員会がきちっと出して、それを全ての学校でやるんだと。これは5市5町やらんと、転勤とか転校がありますから、知多半島そろって、愛知県全体がそろってやるべきだと思うし、それを愛知県の教育委員会が指導したわけですから、先ほどの多忙化解消プロジェクト、本当に実のあるものにして計画を立てていただきたいと思います。

最後に、学童保育の問題です。先ほどの答弁では、実は河和が60人の定員に対して42名、奥田が30人の定員に対して30名ということで、待機児童はいないということを言いましたけれども、私のところに率直に声がありました。

奥田に行きたいんだけど、多分、下の子が入っているんですけども、利用したいと申し込んだら、実は河和に行ってもらいたいということで、もちろん行きはタクシー代が出ます。これは利用してほしい制度ですけれども、しかし2人の場合は、今度はお母さんが迎えに行くときに、奥田にも行って河和にも迎えに行くと。そ

れから、もし保育所の子が下にいたとした場合、保育所にも行く、河和にも迎えに行くということで、実はその相談を受けた方は、だから今、上の子を入れていないんだということでした。

実は、この質問をするに当たり、担当のところに行ったら、もしかしたら、先ほど7月から工事を始めたいということでしたけれども、11月になるかな、12月になるかな、3学期になるかなというようなニュアンスでお答えいただいたものだから、ちょっとおかしいんじゃないのと。去年問題になって、ことしの事業に入っているんだったら早目にセットして、もちろん安全がありますから授業中に工事ができると思っていませんけれども、その辺のことでは、前倒しで、実際に先ほどの町長の答弁で、利用できるのはいつぐらいからになるんでしょうか。

○厚生部長（西田林治君）

奥田児童クラブが利用できるということでございますが、ただいま工事の発注業務をしております。その発注業務の中の建築の契約する予定としては、年内にはとりあえず建築完成はということになっております。先ほど町長申し上げたとおり、県の補助金は事前着工が許されませんので、国と県の補助金が国が3分の2、県が6分の1持っていただけます。美浜町は6分の1の負担でいいというふうな補助金を今申請しております。ですので、これを事前着工しますと、これは没になってしまいますので、これはちょっと町の財政力が弱い美浜町としてはつらいものではございますので、その関係上、7月の建設になるということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本君は自席に戻ってください。

〔2番 山本辰見君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩とします。再開時間を3時ちょうどとします。

〔午後2時40分 休憩〕

〔午後3時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 江元梅彦君の質問を許可します。江元梅彦君、質問してください。

〔6番 江元梅彦君 登席〕

○6番（江元梅彦君）

休憩を挟んでの6番 江元梅彦でございます。

スマートにやれよと言われておりますので、進めますので、よろしくお願いいたします。事前に議長宛てに提出をいたしました通告書に沿って質問をいたします。

美浜町の開発事業実施についての1点目でございます。

平成29年度予算に公園整備事業として、運動公園及び総合公園に係る委託料、土地購入費が計上されており事業に着手されます。これらの事業について、議会には説明をされていても町民に対する説明が不十分ではないかとの声を耳にいたします。周知を図る手だてをお聞かせください。

2点目です。これらの事業に都市計画税を充てることについて、他の事業を展開する経費を圧迫するのではないかという懸念の声もあります。また、公表された美浜の里構想をも重ねた財政を心配される声もありますが、いかがですか。

3点目です。運動公園整備事業委託費、総合公園整備事業委託費、土地購入費の各事業費について、町民にも

わかるように丁寧に説明をしてください。

4点目です。事業展開する運動公園とスポーツ科学部が新設された日本福祉大学内のプール、スポーツジム等に係る住民と大学生の相互利用及び連携について大学と協議する環境にありますか。

5点目です。奥田駅東部開発事業については、神谷町長が少子高齢化に直面する美浜町の将来を見据え、美浜町を活性化すべく、その推進力とする施策として実施されるものと承知しております。そのお考えに揺るぎはありますか。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、本日最後の一般質問となりました江元梅彦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、美浜町の開発事業実施についての御質問の1点目、運動公園及び総合公園整備事業について、町民に対する説明が不十分との声を耳にするが、周知を図る手だてにはについてでございますが、美浜町運動公園整備事業及び美浜町総合公園拡張事業につきましては、本年5月19日に都市計画事業として県より認可されております。

住民の皆様に対する説明でございますが、運動公園整備事業につきましては、昨年度、地権者説明会を開催し、47名の方にお越しをいただき、また住民説明会には137名の参加がございました。さらに、意見公募いわゆるパブリックコメントには10名の方からの御意見がございました。総合公園拡張事業につきましては、既に平成26年度までに拡張部分の土地の境界立ち会いを行い、昨年度、運動公園整備事業とあわせてパブリックコメントを行いました。今年度は、各種団体の総会、各地域のサロン等々におきまして、私から直接お話をいたしておりますし、今後もあらゆる機会を通じて説明を続けてまいりたいと考えております。

また、先ほども横田議員にお答えしましたとおり、ことしの秋口に予定しております地区別の町政懇談会の会場の場におきましても、この運動公園整備事業につきまして説明を、その時点でできる限りの内容の御説明をさせていただきますと考えておりますので、お願いしたいと思います。

また、今後におきましても、6月号から広報みはま、そして本町のホームページでも、これまでの経過、今後の計画内容等について継続して掲載をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。議員の皆様も住民の方々へのPRに御協力をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、これらの事業に都市計画税を充てることで他の事業展開経費を圧迫することや、美浜の里構想も重ねた財政を心配される声もあるが、いかがかについてでございますが、運動公園整備事業及び総合公園拡張事業の現段階での資金計画は、都市計画税、都市計画事業基金、起債——いわゆる借金でございますが——及び国からの補助金により策定をしております。起債の返済計画は、平成33年度から平成47年度の15年間で予定しておりまして、毎年度約9,000万円から1億円の都市計画税を充当する計画であります。現在の都市計画税の収入が1億9,000万円ほどでございますので、今後の減収を見込みましても毎年5,000万円ぐらいの他の都市計画事業分を確保できると試算をしております。また、第2グラウンド用地の売却費も収入として必要な事業に充てると見込んでおります。

また、これらの2つの公園事業と美浜の里構想を重ねた事業展開については、御心配をおかけしておりますが、公園事業と同時期に美浜の里整備のハード事業を行うものではありません。美浜の里構想につきましては、調査・計画等費用負担の少ないソフト業務を継続して進めてまいりますが、まずは公園事業を優先して取り組むも

のとし、公園事業の進捗を見ながら財政圧迫とならないよう注意し、整備計画を立ててまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の３点目、運動公園整備事業委託料、総合公園整備事業委託料、土地購入費の各事業費について、町民にもわかるよう丁寧に説明をについてでございますが、これらの事業費概要につきましては、広報みはま４月号の平成29年度町長施政方針及び当初予算概要説明でもお示しいたしましたところでございます。今年度分、運動公園に関する予算５億5,393万5,000円の内訳は、基本設計、現況測量、不動産鑑定等の委託費として7,393万5,000円、土地購入費として４億8,000万円でございます。

また、総合公園に関する予算２億2,967万2,000円の内訳は、実施計画、不動産鑑定等の委託費として5,217万2,000円、土地購入費として１億7,750万円でございます。土地の購入につきましては、土地の鑑定評価の結果により単価を設定し、今年度と来年度との２カ年で土地の取得を目指すものでございます。

施設の内容等は、今後、設計を進めることにより、規模や事業費等がより明確になってまいります。事業内容、資金計画ともに、その段階で本町広報等を通じて住民の皆様にお知らせする考えですので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の４点目、運動公園と日本福祉大学内のプール、スポーツジム等に係る住民と大学生の相互利用及び連携について大学と協議する環境にあるかについてでございますが、本町と日本福祉大学においては、既に協同で出資・運営するみはまスポーツクラブが組織され、総合公園体育館及びグラウンド並びに日本福祉大学体育館及びグラウンドを中心に活動中であり、本町と大学それぞれの施設の相互利用が行われております。

また、新しく開設されたスポーツ科学部の施設につきましても、大学においては、地域と大学との密接な連携・協働の象徴と位置づけしており、住民の施設利用について大学との調整を進めておりますが、早速その一例として、奥田保育所の園児を対象に更新された温水プールで学生さんとの交流が提案され、一昨日の６日に実施されたところでございまして、この関係につきましては、本日、中日新聞の知多版にも掲載をされておりました。

また、住民の方を対象とした施設見学会、一般開放も計画中であるとお聞きしており、今後も連携を密にとってまいります。

運動公園については大学の利用はもちろんのこと、附属高校での利用も想定しておりますし、完成後の施設の維持管理や運営を含めた大学側との調整を進め、本町と大学とがお互いの施設を効率的に利用できるよう考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の５点目、奥田駅東部開発事業について、美浜町の将来を見据え、活性化の推進施策として実施する町長の考えに揺るぎはないかについてでございますが、これまでも申し上げてまいりましたが、本町が抱える人口減少という課題に対処するための手段として、交流人口の増加に取り組んでいるところであり、今回の運動公園事業は、交流人口の増加を初め、この地区が活性化することによる駅西側での開発への結びつきが期待でき、将来的には定住者の増加にもつながるものと考えております。

また、当地区の課題であった山王川の改修や都市計画道路知多西部線の早期着工の実現性も見えてまいりました。

このように、本公園整備が将来に向けて奥田地区を、さらには美浜町を活性化するための一大事業であることを確信いたしており、この事業を進める考えに揺るぎはございませんので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問ありますか。

○6番（江元梅彦君）

この事業にける町長の熱い志といいますか、決意をお聞かせいただきました。5月19日には、愛知県の都市計画事業の認可を取られたということでございます。それで本年度着手されるということでございます。そして広報といいますか、パブリックコメントを実施されたということでございますが、そもそもパブリックコメントとは何でしょうか。

○建設部長（石川喜次君）

パブリックコメントにつきましては、町の重要な施策等を実施する場合、住民の御意見を聞くためのそういう機会を設けるということでございます。

○6番（江元梅彦君）

住民の意見を聞く機会を設けるという御答弁でございました。パブリックコメントをしましたという説明ですが、この中でパブリックコメントに寄せられた御意見の中には、どのような御意見があったかというのが知りたいんですが、例えば事業に関する関心といいますか、その辺はどのような御意見であったでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

パブリックコメントに関する御質問でございますが、日本語で言いますと意見募集というものでございまして、事業に対する計画を示して、それに対する御意見を広く募るものでございます。

今回のパブリックコメントにつきましては、昨年11月1日から30日の1カ月間行いまして、先ほど申し上げましたように10名の方から御意見をいただきました。意見の数としては30の意見をいただいております。大きく大別しますと、肯定的といいますか、事業に期待する意見が約半数、事業のいろんなものに対する質問として7件ほど、事業に対する否定的な意見もございまして8件ほどございました。ですので、いろんな意見をいただいた中で、やはり多いのは奥田地区での整備を期待する事業であるという意見をいただいております。

また、御質問としていただいておりますのは、今後どうなるのかと、中身の事について具体的にはどうなるんだとか、あとお金、維持管理費は大丈夫なんだろうという御心配の意見もいただいております。

また、運動公園をやる前にもっと違うことがあるだろうという否定的な意見もいただいております。

以上でございます。

○6番（江元梅彦君）

パブリックコメント、期待する御意見また否定される御意見もあったというふうにお聞きをいたしました。このような事業を町民に周知する手段として、町長は各種の団体、またサロンなどに出席をされた、またその席で御挨拶をされた中で説明をされていると思っておりますが、とてもそれは有意義なことだと思っております。町長の御自身のお言葉というのは、私たちも当然この事業について説明をしますけれども、私たちがしゃべるのとは違ったまた重みというものがありますので、その効果は絶大であろうと思っております。機会があるごとにまた町長から発信をされたらいいかなと考えておりますので、続けていただきたいと思っております。町長は、日々が政治活動また選挙運動と例えられております。町民の方が気がかりに思うこと、何か不安になるというようなことを払拭されるような説明をされることを期待いたしております。

それで、次に移っていきますが、運動公園の整備事業、また総合公園の拡張事業というように御答弁がありましたが、総合公園の拡張事業と説明をされておりますが、この事業については神谷町長が就任をされた時点の事業を縮小されたと私たちは承知をしておりますが、総合公園拡張事業と言われるのでしょうか。

○町長（神谷信行君）

この件につきましては、私から御答弁をさせていただきたいと思います。

確かに総合公園の拡張事業、今の現況からいくと拡張されるという意味でございまして、現実的には総合公園につきましては、今、懸念となっております第2グラウンド、いつも説明の中でもお話をさせていただいておるわけでございますけれども、第2グラウンドが御存じのように準工業地帯の中に今現在あるということでございまして、利便性だとか、そしてまた管理の上で非常にしづらいといういろんな難点も出てきております。また、そうした中で、そういった準工業地帯の中であり、やはり町としましては産業の活性化だとか地域活性の中で企業を招き入れたいという大切な土地でもございますので、そちらを売却し、そして総合公園のほうに移転をしていくという中で、同じものをそのまま移設するのではなく、今やはり皆様方が望まれております、こういった硬式野球がかなりニーズが高まってきておるということもお聞きしておりますので、そうしたニーズの高いものを取り入れ、第2グラウンドの代替としてそちらへ持っていきたいということでございますので、今の総合公園から見れば確かに拡張工事ということになろうかと思っております。

そしてまた、その前の段階で、私が就任する前の段階では軟式野球2面が予定されており、そして、そのところで文化ホールも一応建設されるという計画であったと聞いております。また、そうした中で、私といたしましても今の総合公園体育館または図書館の利用度等の中で、今の現状の施設で、ここの部分についてはいいではないかということと、それから先ほど言いました軟式野球2面をとることではなく、やはり硬式の1面で抑えていきたいと。

そして、そうした中で面積的には、用地の買収の面積に対しましては整備する面積イコールではなくて、防災、災害ですね、防災よりも災害時に備えた仮設住宅を仮にもしそういった場面がございましたら、そういった面積の確保だけはしていかななくてはいけないかなということで、用地の関係につきましては、そういった仮設住宅部分も見込んだ中での取得という形で今現在は考えていっております。そういった形でございますので御理解をいただければというふうに思っておりますが。

○6番（江元梅彦君）

現況に忌避して拡張していくという名称ということはよく理解できました。運動公園整備事業、総合公園整備事業、また町長が公表されております美浜の里構想など、ばんばんと事業をぶち上げて大丈夫かいなという町民の声なんですけど、先ほど、財源としては万全で15年間を計画してやっていきますという御説明でございましたが、今一度、この事業について美浜町の財源は万全ですよというお答えをいただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務部長（本多孝行君）

いつもお金がない、お金がないと言っておりますので、万全ですよということはなかなか難しいんですが、ただ、この事業に関して申し上げますのであれば、先ほどもほかの議員さんにもお答えいたしましたけれども、都市計画税という税金を充てることが可能でありますし、今、この先減るとしても15年先までは返還費用も十分見込むことは可能であります。そういった意味で運動公園等の整備に関しましては財政的に心配はいたしておりません。

以上です。

○町長（神谷信行君）

ちょっと補足させていただきますが、先ほどの総合公園事業の関係につきましては、こちらにつきましては先ほど申し上げましたように、あちらのほうの売却費を充てていくということで町の持ち出しを二重に総合公園と運動公園で持っていくということではございませんので、そちらの面もいかにこういった財政的な面を負担を軽くしていくかということも考えながら進めさせていただいております。

それともう一つが、返済が15年間ということでございますが、以前、公共下水の中でもお話しさせていただいたように、ちょうど15年先が1億5,000万円ほどの都市計画税の減収につながってくるということで、一度財政計画の中でお話をさせていただいた覚えがございますが、この返済の時期に当たり、そこまでの減収が生じる前の段階の中で、こういった今の返済の計画がなってきたおることということでございますので、減収した後にまたそれからずっと返済をしていくというわけではございませんので、そういった間の中でも今現在の1億9,000万円ほど、またそういった15年の返済が終わるときには、まだその間については私も今までいろいろ打ち出しております既存の市街化の再編整備だとか、そういった事業費に充てていく部分も見込みながら、当然この事業の返済計画を立てながら動いていっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○6番（江元梅彦君）

はい、わかりました。

土地購入費という言葉も出てきておりますので、それについてお尋ねをいたします。総合公園拡張事業、また運動公園の整備事業については、横田議員のほうからも微に入り細にわたりというところで質問されておりますので、私はちょっとがさつな質問になるかもしれませんが、土地購入費として4億8,000万円を予算化されております。それで、地権者の方に交渉に当たってもらうということになると思います。地権者の方にしてみれば御自身の財産を譲渡されるというか、譲るというか、非常に難しい立場でありますので、まあまあしようがないな、まあ協力するかというようなお答えをいただくには、なかなか御苦労もあるのではないかと想像されます。交渉に当たられる職員の方の資質といいますか、天性といいますか、人となりも重要な要素になるのかなと思います。交渉に当たられる心構えなど、お聞かせいただけたらありがたいと思います。

○副町長（永田哲弥君）

御心配いただき、ありがとうございます。まさに非常に大事なことでありまして、大事な農地、山林等を購入するに当たり、資質もしかり、人の気持ちもわかりということが大切なことだと思っております。それで、現在、主幹以上の職員を対象にしてチームを組ませていただきます。コンサル等のノウハウをいただいて、また統一した状況の中、知識の中で大事な農地等を購入に当たるというふうで、今現在、計画のほうをさせていただいております。よろしくお願いします。

○6番（江元梅彦君）

はい、わかりました。主幹以上の職員の方が当たられるということでございます。誠心誠意、交渉に当たられて、実現を早めていただけたら大変ありがたいなと思っております。

大学と美浜町のかかわりについてもお答えをいただきました。協同出資をしておられるみはまスポーツクラブを通して活動中ということでございました。その中で、6月6日には奥田の保育所の園児が温水プールを利用されたということだそうでございます。私たちも見学をさせてもらいましたが、水面が高くなったり低くなったりするプールでしょうか。園児たちはどのような感想を持たれたか、ちょっと知りたいところでもございますが。

今年度新設されたスポーツ科学部でございますが、定員について、定員は何名でしたかというのと、またそれが町財政また地域財政に期待される効果というものについて、お考えをお聞かせください。

○企画部長（沼田治義君）

本年4月から日福大にスポーツ科学部が新設をされました。そちらの定員を大学側からお聞きしますところ、180名と聞いております。ですから、これから先4年たつと720名のスポーツ科学部の学生が美浜に来て勉強されるというものでございます。

それから、総務部長の答弁でもあったように、そうした学生が美浜町に来られるということで、学生がこちらで生活をされるということで、家主の方もそうですし、それから物を買っていただくことも美浜のほうでしていただきますので、そういった経済効果というのは絶大になるんじゃないかなと私どもも期待をしております。

それから、地方交付税のほうも大学生1人当たり8万円の交付税が出てきますので、そういった効果もあわせて出てくるのかなと思っております。

以上でございます。

○6番（江元梅彦君）

財政的な効果についてもお答えをいただきました。

次に進んでいきます。大学との将来的な連携についてお尋ねをいたしますが、維持管理、運営などを含めた積極的な関与といたしますか、大学との協力関係について、現在、美浜町はどのような感触を持っておられますか、お答えをいただきたいと思えます。

○副町長（永田哲弥君）

大学との連携ということで、議員御存じのように包括協定から始まりまして、さまざまな連携をさせていただいております。地方創生もしっかりでございます。それで、今回の検討会の中でも大学との話し合いも当然のところ、話し合いでさせていただいておる現状でございます。それで、これからのかかわりということなんですが、購入ということが大前提になりますが、当然多額な経費で管理運営をしていくということは避けられません。そのためにも施設の先ほども、スポーツクラブを通じて美浜の施設、それと大学の施設との共有、それと人的な共有もしております。ネットワークもしっかりでございます。大学のノウハウを町がいただく、町のノウハウを大学に活用してもらうというのも非常にこれから大事になってまいります。

それで、維持管理につきましても、先日、大学にもお話をさせていただいております。これからどういうふうな形で進めていこうかと、スポーツクラブ、体育協会等、大学も交えて各部署、該当する部署で検討していかなければいけないということを両方で認識をさせていただいております。特に維持管理費につきましても、大学としては非常に運動公園メリットありということをおっしゃっていただきましたので、これからは強く要望も含めまして協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

力強い御答弁でございました。美浜町のひとりよがりではなくて、私が想像している以上に協議の深化がなされておると感じております。積極的な連携が期待できそうで、事業展開というものがとても楽しみで、弾みがつくんじゃないかなと感じております。

そこで、少々というか、想像の域ですけれども、今、運動公園整備事業について好機到来といたしますか、好機逸するべからずで、奥田駅東に完成したものを想像たくましくして見てみますと、大学あり高校ありという、まさに奥田という地の利を得た施設環境になりそうで、先ほども駅のホームから直接行けるといいんじゃないのというようなすばらしい発想もございましたけれども、なかなかこれは楽しい施設だなというふうに考えております。

そのような中に、交流人口も当然ふえますよというお話もありますが、私もそれを想像して、大きく交流人口がふえていく美浜町にどのようなメリットがありますかというのも先ほど民間の商業施設の増加ということもありましたが、これに伴う美浜町が思い描く夢といたしますか、その辺をお聞かせいただけたらと思えますが、いかがですか。

○町長（神谷信行君）

ちょっと周りを見渡してしまって、済みません。私が答弁すべき内容でございましたので、済みませんでした。

交流人口は非常にふえるということで私どもも以前の議会の中でも7万人強の交流人口、それぞれの公式試合だとか、そういったことをやることによって非常に多くふえてくるであろうというふうに報告をさせていただきました。

そうした中で、先日、私もスポーツクラブの総会というのが大学でございまして、そちらへ行ったときに、ちょうどサッカーグラウンドのほうでインターハイの予選を日本福祉大学の附属高校と、それから高蔵高校だと思えますが、その予選の大会を行っておりました。そうした中で、非常に多くのギャラリーの方、そして生徒の御家族であろうと思いますが、関係者の方々、また学校関係者、試合の関係者等々多くの方が非常にそちらのグラウンドで応援などをなさっておりまして、私どものこういったグラウンドが整備された折には各種そういった大会、いろんな面の中で、こうした皆様方がきっとお越しいただき、本当に地域の活性が成り立っていくのかなということで、ちょっと思いをはせたわけでございますけれども、多くの方が見えるということは、特にスポーツ関係の方が見えるということは、美浜町に宿泊をしていただけるということが非常に大きなメリットだと聞いております。そういうところで私ども、野間のほうにもたくさんの旅館がございまして、そしてまた宿泊施設もございまして。

それと、先ほどちょっと横田議員のほうからのお話の中でも、布土でありながら、あっちの西部のほうが開発されていく中で、ちょっとそこから出ておるのに寂しいなというお話もいろいろ出られたと思いますけれども、私も同じ布土の中で思っておる中で、奥田のそういった交流人口がふえることによって非常に通日も激しくなるということがございます。そういった非常に人の流れが多くなってくるということは、先ほど布土の例を一つ挙げますと、そういった交流される交通量も非常にふえてくる。そういった中で、今度は道路の整備、そういったものも今、私、布土につきましても交差点の改良工事だとか、いろんな河川の改良工事を現在上げさせていただいておりますが、そういった利用も多くなればなるほど、そういったことの改修関係もやはり早く前へ進んでいくんであるのかなという、そういったいろんな波及効果が町全体の中に出てくるのではないかなということで、非常にこういった交流人口がふえることによっての町の各地域でのそれに伴う活性というんですか、そういったものを非常に多く期待いたしております。

また、先ほどもちょっとお金のお話も出ましたが、こういった経済都市効果の部分で今回も地域のお仕事をやられてみえる方も、こういった大学の学生さんが多く来ていただくことによって、もっともっと街の明かりを寂しくないように点灯させていきたいというお話もちょっとお聞きしております。ということは、各飲食店の関係者だとかいろんな方たちとお話をしながら、やはりこういった若い方があふれ、そしてまた、まちが若返っていく。また、まちがいつも明るくなっていくということは、本当に若い方たちがここへ住み続けていただける、そういったことも一つの波及効果ではないかなと。今現状として奥田地区が美浜町の中でも若い方の減少率が一番少ないです。そういったことはなぜかという、やはり大学が若い方たちの、大学というか、まちの雰囲気若い方たちの中では過ごしやすいといったイメージを持っていたいて、奥田地区に定住していただいているんだらうなと。そういった効果もまた美浜町全体の中で起きてくることは、こういった美浜町で若い人たちが増加してくる、若い方の定住人口がふえてくる、また少子化にも逆につながってくると、対策にもつながってくると思っております。そういった多くの面において、私は今回のこういった交流人口の増加に対しまして期待をしておりますし、またそのように若い方たちが夢を持っていたけるような施設づくりということでも取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

町長の力強いお言葉をお聞かせいただきました。まさにこの施策、美浜町を活性化したいという町長は、またその施策を推進力とするんだという強い信念を持って美浜町をリードしていただくとを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、江元梅彦君の質問を終わります。江元君は自席に戻ってください。

〔6番 江元梅彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

ここで暫時休憩とします。再開時間は迫って連絡させていただきます。議員の皆様は議員控室に移動をお願いします。

〔午後3時45分 休憩〕

〔午後4時15分 再開〕

○議長（野田増男君）

では、再開します。

先ほどの山本議員の一般質問における発言に不穏当と思われる部分がありました。議長において後刻、記録を調査の上、山本議員と協議し処置します。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議会の都合により、6月9日から6月12日までの4日間を休会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、6月9日から6月12日までの4日間を休会とすることに決定しました。

来る6月13日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午後4時16分 散会〕

平成29年 6 月13日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成29年 6 月13日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第2 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について
日程第3 議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第23号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）
日程第7 発議第2号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書について
日程第8 発議第3号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書について
日程第9 発議第4号 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会の設置について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第9までの各事件
追加日程第1 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員の選任

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森 川 元 晴 君	2番	山 本 辰 見 君
3番	鈴 木 美代子 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 剛 君	6番	江 元 梅 彦 君
7番	横 田 貴 次 君	8番	荒 井 勝 彦 君
9番	大 岩 靖 君	10番	横 田 全 博 君
11番	野 田 増 男 君	12番	大 崎 卓 夫 君
13番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	経 済 環 境 部 長	天 木 孝 利 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君	教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮 崎 典 人 君

健康推進課長 久 綱 勇 君
環境保全課長 藪 井 幹 久 君
都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
学校教育課長 竹 内 与 七 君
学 校 給 食
センター所長 夏 目 明 房 君

産業振興課長 小 島 康 資 君
建 設 課 長 鈴 木 学 君
水 道 課 長 鈴 木 晴 雄 君
生涯学習課長 河 村 伸 吉 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

局長補佐兼
議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（野田増男君）

おはようございます。

先日、河和台でのあじさい祭りにお邪魔しました。案内状の文面に地域住民の相互の触れ合いと意識の向上とありました。まさにそのとおりだと思います。地域の人たちが町をきれいにしようとあじさいの花を植え、世話をし、年 1 回お祭りをする、それが 8 回目だそうです。この先も 20 回、30 回と続くことを願っています。他地域でも同じような活動を行っている会があるようですが、ぜひ続けていってほしいものだと思います。

また、けさの新聞に小学生の傍聴を認めないとありました。本議会ではそのようなことはありません。開かれた議会を目指していきたいと思います。よろしくお願いします。

お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。山本辰見議員から、6 月 8 日の会議における発言について、会議規則第 63 条の規定によって、その表現が誤解を与えるものであったとの理由により、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、山本辰見君からの発言取り消し申し出を許可することに決定しました。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 諮問第 1 号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（野田増男君）

日程第 1、諮問第 1 号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてお諮りします。

本案は、原案に異議なく答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案に異議なく答申することに決定しました。

日程第2 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（野田増男君）

日程第2、同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決定しました。

日程第3 議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第 3、議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 4 議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第 4、議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 5 議案第23号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第 5、議案第23号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（野田増男君）

日程第 6、議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第 7 発議第 2 号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第 7、発議第 2 号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。3 番 鈴木美代子君。

なお、鈴木議員より、体調不良により議席で説明したいとの申し出がありましたので、これを許可します。

○3番（鈴木美代子君）

発議第2号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書について。

核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年6月13日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、提出者、同じく山本辰見です。

提案理由。

この案を提出するのは、核兵器により唯一国民が被爆した国として、核兵器廃絶の取り組みを推進するため、国においては、国連本部で開催されている核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約の実現に努力するよう強く要望するためである。

意見書の本文はそんなに長くありませんので、本文を読ませていただきます。

核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書（案）です。

昨年12月23日、国連総会において核兵器禁止条約の制定交渉を本年3月から開始する決議が賛成多数で採択され、「核兵器禁止条約」制定を目指す初の交渉会議の前半が3月31日、国連会議で閉幕した。

「核なき世界」の理想に向け、少なくとも115カ国の非核保有国や市民団体が参加し、核兵器の使用や保有など具体的な禁止事項について意見を交わした。これらを踏まえてホワイト議長が核の保有、製造、取得、配備、貯蔵、移送などの禁止事項を含む条約草案を作成し、5月22日公表した。

草案では、条約前文で、核兵器使用の被害者（被爆者）及び核実験被害者の苦難に留意すると述べ、多数の非政府組織及び被爆者の取り組みを評価し、草の根の運動の意義が明記されることになった。

後半の交渉会議は6月15日から7月7日までの予定で開催され、「核兵器禁止条約」制定がいよいよ現実的な日程に上っている。

核兵器を条約で禁止し、廃絶することについては、長年にわたって国際社会が強く求めてきたところであるが、我が国は多くの核兵器保有国に同調し、この決議に対し反対票を投じた。

我が国は、核兵器の非人道性、残虐性をみずから体験した唯一の被爆国として、とりわけ核兵器廃絶への取り組みに積極的に貢献してきたところであり、政府は各国政府と協力して積極的にその役割を果たしていくことが求められている。

非核平和を求める国民の願いは全国に広がり、非核平和都市宣言自治体は全国の自治体の90.5%、愛知県では74.1%が実施しており、私たち美浜町でも宣言している。

よって、本町議会は、国においては、核兵器により唯一国民が被爆した国として、核兵器廃絶の取り組みを推進するため、国連本部で開催されている核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約の実現に努力するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県知多郡美浜町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、内閣官房長官。

以上です。

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第2号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書についての質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 横田貴次君。

○ 7 番（横田貴次君）

7 番 横田貴次でございます。

1 点、御質問申し上げます。先ほど、意見書の内容を読み上げられましたが、上段より 3 段目、「3 月 31 日、国連会議で閉幕した」と読まれましたが、大切な意見書でございますので、会議なのか本部なのか、お聞かせください。

○ 3 番（鈴木美代子君）

済みません、これは「国連本部で」が正解です。済みません、私、「国連会議」と読んでしまったようですが、済みません。

○議長（野田増男君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第 8 発議第 3 号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第 8、発議第 3 号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

2 番 山本辰見君、説明願います。

〔2 番 山本辰見君 登壇〕

○ 2 番（山本辰見君）

皆さん、おはようございます。

発議第 3 号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書について。

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 6 月 13 日提出、代表提出者として美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者として鈴木美代子でございます。

提案理由は、この案を提出するのは、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について、十分に時間をかけて議論し、幅広い観点から慎重に審議をすることを強く要望するためであります。

これも案文、そんなに長くありませんので、議員の皆さんにも、また当局の皆さんにも一緒に考えていきたいと思っておりますので、読み上げさせていただきたいと思っております。

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書（案）。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を３年後に控えており、テロ対策は最重要課題の一つである。テロ行為を防止するためには、国際社会と緊密に連携することが必要不可欠であり、こうした協力関係を構築する上で、既に187の国と地域が締結している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結することは極めて重要である。

今般、国会では同条約に基づく国内法の整備の一環として、「テロ等準備罪」の審議が進められており、既に衆議院を通過し、参議院に審議が移った。

しかし、現行法においてテロ行為等の準備行為を処罰する規定が既に存在しており、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般化する必要性や合理性が明らかにされなければならない。

また、「テロ等準備罪」については、一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる犯罪を絞り込む、構成要件に準備行為等を加えるなどの対応を図るとされているが、さまざまな懸念があると指摘されている。

犯罪の主体について政府見解は、正当な活動を行っていた団体であっても、その目的が犯罪を実行することに変えると認められる場合には、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしており、取り締まりの対象になる可能性がある」と指摘されている。

加えて、「テロ等準備罪」は、未遂に至らない段階の行為の処罰範囲を拡大することから、組織的犯罪集団への変化を知るため、電話、メール、SNSなどが常時監視され、捜査機関による監視等の範囲の拡大につながる恐れのあることが懸念されている。

また、愛知県の大村秀章知事は４月10日の記者会見において、「東京五輪に必要なら６月までにどうしても仕上げないといけないものでもない。十分に時間をかけて議論してほしい」と発言し、報道等に大きく取り上げられたところでもある。

よって、本町議会は、国に対して「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について、十分に時間をかけて議論し、幅広い観点から慎重に審議することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

これは採決の日ですから、日付は６月20日になります。

愛知県知多郡美浜町議会。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第３号「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。７番 横田貴次君。

○７番（横田貴次君）

ありがとうございます、７番 横田貴次でございます。

２点、提案者に御質問申し上げます。

１点目、提案理由において、本改正案について十分に時間をかけて議論しと申されておりますが、現在、国会

で何時間議論されているのか、また提案者が感じる十分な議論とは何時間ぐらいの議案を想定されているのかを1点伺います。

それと、先ほどの意見書の内容ですけれども、下から11行目、「その目的が犯罪を実行することに一変すると認められる場合」と提案のときには申されました。「一変した」と「一変する」とでは意味が全く違いますが、こちらはどちらを指してよいのかをお伺いします。

○2番（山本辰見君）

それでは、横田議員の質問にお答えします。

私たちは、この意見書をつくるに当たり、いろいろな方からもお話を聞きましたし、半田のほうで取り組んでいるいわゆる政党だとか議員だけじゃなくて、市民団体の方々ともよくお話をしました。そして、今、お話しになった十分な討論というのは、決して時間の問題じゃないと思っています。率直に今、参議院の委員会では16時間論議がされました。きょう、皆さん御承知のように委員会が開会されて、参考人質疑が行われます。午後からもやります。時間のことではないというのは、時事通信だと思いました。それから、ほかのマスコミの世論調査においても7割を超える77%の人たちが政府の説明は説明になっていないということですし、それからもう一つ、同じアンケートの中で、アンケートというか世論調査の中で6割を超える方々が急ぐべきではないということを表明しています。これは、時事通信の世論調査だけではなくて、先ほど言いましたようにほかのマスコミで取り上げていることもそういう状況ですので、十分な時間というのは、私たち国民、それからテレビを見ている方、国会の議員にもきちっとわかる形で審議をなさйтеということですから、先ほど愛知県の知事の発言にもありますように、6月末、18日が会期末ですけれども、決して時間ではないかと、中身の問題だと思っております。

それと、先ほど、私、ちょっと読み間違えたかもしれない、一変したと認められる場合ということで、この案文のとおりでございます。この「一変した」というのは、ちょっとつけ加えさせてもらおうと、私たちの、私たちというか一般の人が、ここに一般市民団体というのがありますけれども、一般市民のほうで判断するのでなくて、捜査当局のほうで判断するわけですから、私たちはそんなことしていませんよとかなんかいうこと、一変したとかなんかということは、一般市民の側では判断しかねる、できないということでございますので、よろしくお願いいたします。答弁になっているか、もし足りなければ再度お願いしたいと思います。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。7番 横田貴次君。

○7番（横田貴次君）

提案理由につきましてですけれども、時間ではないという割には十分に時間をかけて議論しと申されておりますよね。先ほどの説明の中では、国民が十分理解していないという、説明責任を果たしていないことと、議論がされていないことは全く別理由です。ですので、この意見書を出すに当たりまして、もうちょっと深く考えて、さまざまなことをお考えになられて提出することを望みます。

以上です。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありますか。1番 森川元晴君。

○1番（森川元晴君）

1番 森川です。

今回のこの意見書、内容の分ですが、先ほどの横田議員とちょっと関連しますが、政府が十分な時間をかけて議論をすることによって、この意見書というか今回の法案自体を賛同するという考え方を持っておられるのか、

そこをお聞きします。

○2番（山本辰見君）

本心は、私たち、この意見書を出す前に別な意見書の案を議運のほうに提示させていただきました。それは、もちろんこの意見書を出す、美浜町で出すときにはもう既に国会のほうで相当進んでいますけれども、率直に言ってテロ等準備罪、これを新しく創設することについて反対したいという立場でしたので、この慎重な意見を求めるというのは、先ほど世論調査の話もしましたが、多くの方々は慎重な審議で理解できないから、背景には反対したいというのがあると思います。理解すれば反対する理由はなくなるわけですから、そういう面では慎重な審議、国民に対して、国民だけでなく国会でも、それからマスコミやいろんな資料を使ってでも、もっと丁寧な審議が必要だと思っているところでございます。

もう一つあるのは、実は国会での論議を聞いていますと、担当である法務大臣がもう答えなくなる。大臣に話させないで当局のほうとか事務局のほうで答弁するというようなことも、ちょっとこれは本来だったら担当大臣が事細かく説明してやるべき内容だと思いますが、そういう状況にも、審議の中にはそういう状況になっているということを思うわけでございます。

以上です。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第9 発議第4号 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会の設置について

○議長（野田増男君）

日程第9、発議第4号 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 江元梅彦君、説明願います。

〔6番 江元梅彦君 登壇〕

○6番（江元梅彦君）

それでは、発議第4号 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会の設置について。

美浜町議会に美浜町運動公園整備調査研究特別委員会を設置するため、美浜町会議規則第13条（平成2年議会規則第2号）の規定によって別紙のとおり提出をいたします。

平成29年6月13日提出、代表提出者、私、美浜町議会議員 江元梅彦を初め、賛同される提出者、美浜町議会議員 大岩靖議員、鈴木美代子議員、横田貴次議員、丸田博雅議員でございます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、美浜町運動公園整備は、単なる運動公園の整備にとどまらず、学園ゾーンとしての整備、健康の拠点としての整備、にぎわいの拠点としての整備あるいは防災の拠点としての整備など、総務産業常任委員会と文教厚生常任委員会の２つの委員会にまたがる整備構想となっており、またその事業規模からの住民の関心も高く、町の将来にかかわる重要な案件として調査研究をする必要があるからでございます。

別紙を読ませていただきます。

１番、特別委員会の名称でございます。

美浜町運動公園整備調査研究特別委員会。

２番、設置目的。

（１）美浜町運動公園整備に係る整備内容・整備手法に関する調査研究。

（２）美浜町運動公園整備に係る管理運営・財政計画に関する調査研究。

（３）その他関連する調査研究。

３番、委員の定数は８人でございます。

４番、議会閉会中の活動。

美浜町運動公園整備調査研究特別委員会は、その目的達成のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第８項の規定により、議会閉会中においても継続して調査研究を行うものとするものでございます。

以上、慎重な御審議をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第４号 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会の設置についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。２番 山本辰見君。

○２番（山本辰見君）

２番 山本です。

提案者の方にお尋ねします。２点ほど、１つは、提案理由にありますように、この問題、本当に議員だけではなくて、町民全体にかかわる大事な、大事なという大きな事業でございますから、本当に一定必要なことは認めますが、両方にまたがるんだったらなおさらのこと、今回の一般質問の中でも多くの議員から発言がありました。それと、繰り返しいろんな形での質問もこれまでもあったと思いますけれども、議員の半分ぐらいでいいということがよく理解できない。私は、全員参加で取り組むべき問題ではないかなと。とりわけ一般質問なりの中でも、西と東の温度差があるということもあったと思うんですね。そういう面では、議員が聞かれてもなかなか答えられないとか、決して議員は当局の計画を代弁するわけではありませんけれども、自分たちがよく知らないまま進むことについては非常に問題だと思っているものですから、定数を８人にしたことの理由と、８人でいいんだということの理由は、私にはまだ理解できません。

以上で、いかがでしょうか。

○６番（江元梅彦君）

山本議員の、定員といいますか８人というのは理解できないということと、それを含めて全員でどうかという質問だと思いますが、確かに総務産業常任委員会、また文教厚生常任委員会にまたがることであるなら全員でどうかという御意見ももっともなことであろうかと思いますが、それを超えて専門的に調査研究したいという最大会派からの申し出もありましたし、それについて定数の８人ということについても最大会派のほうからこの人

数割り当てでいかがでしょうということを諮りましたところ、これに異議なしというところで決まって、議会運営委員会が提案させていただくというような形になったと思っております。全員でどうかという山本議員の御質問は、ごもっともなことでもあろうというふうには思っております。

○2番（山本辰見君）

この調査研究特別委員会というのは、もちろんいろんな資料を調べたり、いわゆる勉強する場だと思っておりますので、方向を決めるとかいうことではないと思っておりますから、必要に応じて、例えばどこかに調べに行くときとかそういうときは、委員会だけではなくて、ほかの議員にも声かけて自由に参加ということにはならないかもしれません。オブザーバーとかそういう形でたくさんの議員が意見をしたり、それから勉強できる機会を設けてほしいと思いますけれども、そういう配慮はしてもらえるのでしょうか。

○6番（江元梅彦君）

視察研修ということについてのお尋ねかと思いますが、その件につきましても話題に上りましたが、経費、全員で参加するという経費をなかなか見積もる予算的な都合ということで、全員参加はあり得ないなというところの結論に至ったと思っております。

○議長（野田増男君）

ほかにありますか。

今の件ですけれども、ほかの委員以外は公務災害の対象にならないそうです。それを付け加えます。

山本君、3回目です。

○2番（山本辰見君）

例えば遠くへ行く場合はそういうことがあるかもしれません。役場の中で例えば専門家を呼んで、建築のほうの専門家を呼んで勉強するとか、そういうところについては経費の問題、公務災害の問題はないと思っておりますから、先ほど、委員会がまだ今から進んで、その委員会にも直接申し入れしたいと思うんですが、議員は、基本的には、例えば総務産業の委員会だろうが文教だろうが、オブザーバーで傍聴もできるし、発言の制限は一定あるかもしれませんが、そういう面では参加できる内容だと思いますから、そういう意味でぜひ門戸を開いた特別委員会にしていいただきたいなという要望でございます。

○議長（野田増男君）

役場の中では参加できるそうです。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第4号 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会の設置についてを採決します。

本案は、設置することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は設置することに決定しました。

お諮りします。美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員の選任

○議長（野田増男君）

追加日程第1、美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、美浜町運動公園整備調査研究特別委員会の委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。休憩中に美浜町運動公園整備調査研究特別委員会を開催し、正副委員長の互選をされるようお願いいたします。

再開時間につきましては、追って連絡いたします。

〔午前9時40分 休憩〕

〔午前10時15分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諸般の報告をします。

休憩中に開催の美浜町運動公園整備調査研究特別委員会において、正副委員長が互選されましたので報告いたします。

委員長に大崎卓夫君、副委員長に丸田博雅君、以上のとおり決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。付託案件等の委員会審査及び日程の都合により、6月14日から19日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、6月14日から6月19日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る6月20日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時16分 散会〕

平成29年 6 月 20 日（火曜日）

第 2 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 4 号 ）

平成29年 6 月 20 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

日程第 1 議案第 21 号 美浜町税条例の一部を改正する条例についての修正

議案第 22 号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についての修正

日程第 2 議案第 21 号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議案第 23 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 24 号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 4 発議第 2 号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書について

日程第 5 発議第 3 号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書の撤回について

日程第 6 議員派遣の件

日程第 7 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 までの各事件

追加日程第 1 報告第 2 号 専決処分事項の報告について

議案第 25 号 河和中学校体育館吊天井撤去工事請負契約の締結について

議案第 26 号 児童生徒用机・椅子売買契約の締結について

日程第 6 から日程第 7 までの各事件

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番 森 川 元 晴 君

2 番 山 本 辰 見 君

3 番 鈴 木 美代子 君

4 番 石 田 秀 夫 君

5 番 杉 浦 剛 君

6 番 江 元 梅 彦 君

7 番 横 田 貴 次 君

8 番 荒 井 勝 彦 君

9 番 大 岩 靖 君

10 番 横 田 全 博 君

11 番 野 田 増 男 君

12 番 大 崎 卓 夫 君

13 番 丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27 名）

町 長 神 谷 信 行 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

教 育 長 山 本 敬 君

会 計 管 理 者 坂 本 順 一 君

総 務 部 長 本 多 孝 行 君

企 画 部 長 沼 田 治 義 君

厚生部長	西田林治君
建設部長	石川喜次君
総務課長	杉本康寿君
税務課長	夏目勉君
秘書広報課長	日比郁夫君
福祉課長	高橋ふじ美君
健康推進課長	久綱勇君
環境保全課長	藪井幹久君
都市整備課長	宮原佳伸君
学校教育課長	竹内与七君
学校給食センター所長	夏目明房君

経済環境部長	天木孝利君
教育部長	竹内康雄君
防災安全課長	石濱克彦君
企画政策課長	磯貝尚美君
住民課長	茶谷佳宏君
子育て支援課長	宮崎典人君
産業振興課長	小島康資君
建設課長	鈴木学君
水道課長	鈴木晴雄君
生涯学習課長	河村伸吉君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷充則君

局長補佐
兼議会係長 山下美幸君

〔午前９時００分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

入梅時期にしては雨が降らない日が続いています。作物にとっては雨が欲しいところだと思います。また、愛知用水のありがたみと大切さを痛感しています。来週くらいからは入梅時期らしくなると予報では言っているようですが、こう天候不順ですと、梅雨末期には激しい雨が降ることがよくあります。被害が出ないことを願っています。

本日もクールビズにて議事を進めさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。また、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についての修正から

議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についての修正まで２件一括

○議長（野田増男君）

日程第１、議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についての修正から議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についての修正まで、以上２件を一括議題とします。

以上２件について、修正理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆様、おはようございます。

それでは、議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についての修正の理由を申し上げます。

なお、議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についての修正の理由も同じでございますので、あわせて御説明をいたします。

この2つの条例については、本定例会初日の提案理由説明において、施行日や都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日とする旨を御説明いたしました。しかし、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が、この6月14日に公布、翌6月15日が改正法の施行日と規定されたため、このままでは町議会の議決をいただく日より、その前の日が条例の施行日となってしまいます。このような事態を避けるために、この2つの条例の施行日を公布の日と修正するものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

修正理由の説明が終わりました。

これより順次、議事を進めます。

お諮りいたします。最初に、議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についての修正について、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についての修正は、許可することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についての修正について、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についての修正は、許可することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開時間につきましては、追ってお知らせいたします。

休憩中に、総務産業常任委員会を開催し、修正後の「議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についての修正」及び「議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についての修正」の審査をお願いします。

〔午前 9 時05分 休憩〕

〔午前 9 時15分 再開〕

○議長（野田増男君）

会議を再開します。

日程第 2 議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてから

議案第23号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまで 3 件一括

○議長（野田増男君）

日程第 2、議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてから議案第23号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまで、以上 3 件を一括議題とします。

以上 3 件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る 6 月14日午前 9 時より役場 3 階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてから議案第23号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまで 3 議案につきまして、審査、採決の結果、3 議案とも全員賛成により可決されました。

議案第21号及び議案第23号につきましては、質疑はありませんでした。

議案第22号につきましては、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

今回の美浜町都市計画税条例の一部改正は、住民の立場でどのように変わったのかとの質疑があり、緑地保全・緑地推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地に係る改正であり、対象となる区域は、県内では名古屋市、豊田市にはあるが、本町にはないとの答弁がありました。

なお、3 議案とも討論はありませんでした。

また、議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例及び議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について、先ほど修正されたことに伴い、休憩中に改めて審査をいたしましたが、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第21号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

それでは、報告させていただきます。

ただいま議題となっております議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

今回、地方創生事業として不採択となり、一般財源に振りかえて執行する事業について、今後の展開及び町の方針は。補助金が採択されなければ執行しない事業、採択されなくても執行する事業としての色分けはしているのかとの質疑があり、一部、不採択となった分を減額執行する事業もあるが、今回の事業は必要な事業であり、執行していきたい。また、他の省庁の補助金制度が利用できれば活用したいとの答弁がありました。

また、不採択となった事業であっても5年間続けなければいけないのか。再度、申請して採択されることはあるのかとの質疑があり、5年間必ず補助金をもらえるものではなく、5年間の計画を立て、それを執行している。補助金の申請は単年度ごとに行っている。今回不採択となった理由は、人件費、ほかの省庁に同様の補助制度があるというものであり、人件費については再度申請しても難しいと考えている。今後については、国の方針を見きわめ、町の事業と適合させることにより、補助採択を目指したいとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る6月15日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、教育長を初め、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしました。

ので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

審査の過程において、子ども・子育て支援システム改修業務の具体的な変更内容はとの質問があり、主に国の制度改正により、未就学児の子供が2人以上いる家庭にかかわる市町村民税の非課税世帯についての第2子からの負担について、保育料が現行の半額から無償となることに対応するシステム改修であるとの答弁がありました。

また、図書館照明のLED化について、全体計画はどのようにになっているかとの質問があり、平成27年度より平成33年度までの7年間で計画しており、全体で約800万円から1,000万円かかるが、電気料金が約4割削減でき、四、五年で工事費を回収できることを見込んでいるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 発議第2号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第4、発議第2号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対討論はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

では、賛成討論はありませんか。2番 山本辰見君。

○2番（山本辰見君）

私は、発議第2号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

3月に行われた国連での第1回目の核兵器禁止条約の交渉会議に日本政府は出席しませんでした。その際、日本政府の席に折り鶴が置かれて、ここにあなたの国が参加していないことを残念に思います、このような趣旨のメッセージが添えられておりました。寂しい限りですし、残念でなりません。

核兵器禁止条約への日本の不参加という事実は、安倍政権が核なき世界平和と、これに逆行していることを国際社会に表明したのも同然ではないでしょうか。唯一の被爆国である日本政府の代表高見澤軍縮大使が、この核兵器禁止条約について、「禁止条約がつくられたとしても、北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとは思えない。」と、このように批判をし、何と条約の交渉にすら不参加を宣言したのであります。

原爆を落とされた広島出身の岸田外務大臣、核保有国と非核保有国の対立を深めるなどと言いつつ、一体どうやってこの地球から無用の兵器をなくしていくつもりなのでしょう。核を持つ国に追従するだけで意見はないのでしょうか。しかも、原爆だけでなく、原発での核の恐ろしさを体験したこの国、どこへ行こうとしているのでしょうか。また、何を発信したいのでしょうか。これは世界平和に対する挑戦というだけではなくて、被爆者への裏切りでもあり、恐ろしい暴挙だとも言えると思います。

核の恐ろしさを体験したこの国はどこへ行こうとしているのでしょうか。一体どうやってこの地球から無用の兵器をなくしていくつもりなのでしょう。核を持つ国に追従するだけで意見はないのでしょうか。しかも、原爆だけでなく、原発での核の恐ろしさを体験したこの国、どこへ行こうとしているのでしょうか。また、何を発信したいのでしょうか。これは世界平和に対する挑戦というだけではなくて、被爆者への裏切りでもあり、恐ろしい暴挙だとも言えると思います。

先週6月15日に、後半の第2回目の核兵器禁止条約の交渉会議が再開されました。100カ国以上の政府、そして市民団体が参加しております。私は日本政府に対して、核兵器により唯一国民が被曝した国として、核兵器廃絶の取り組みを推進するために、国連本部で開催されているこの核兵器禁止条約の交渉会議に参加をし、条約の実現に努力するように強く要望いたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第2号 核兵器禁止条約の交渉会議への参加を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第5 発議第3号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書の撤回について

○議長（野田増男君）

日程第5、発議第3号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書の撤回についてを議題とします。

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書についての撤回の理由を求めます。

2番 山本辰見君、説明願います。

〔2番 山本辰見君 登壇〕

○2番（山本辰見君）

私は、今議題になりました発議第3号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書について、改正組織犯罪処罰法が参議院議員法務委員会で採決されないまま、平成29年6月15日、参議院本会議で採決され、可決成立されたため、この意見書について撤回をしたいと思いますので、提案をさせていただきます。

この趣旨が生かされなかったことは、本当に残念に思っているところでございます。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

撤回理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書の撤回についてを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号 「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書について、撤回を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に第2委員会室で議会運営委員会を開催願います。再開時間につきましては、おって放送でお知らせします。

〔午前9時36分 休憩〕

〔午前9時50分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から報告第2号 専決処分事項の報告についてから議案第26号 児童生徒用机・椅子売買契約の締結についてまで、3件の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分事項の報告についてから議案第26号 児童生徒用机・椅子売買契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 報告第2号 専決処分事項の報告についてから

議案第26号 児童生徒用机・椅子売買契約の締結についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

追加日程第1、報告第2号 専決処分事項の報告についてから議案第26号 児童生徒用机・椅子売買契約の締結について、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、早速御説明させていただきます。

本日、追加上程いたしますのは、報告第2号 専決処分事項の報告についてを初め、3件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第2号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る4月26日水曜日午後7時30分ごろ、美浜町大字河和字六反田204番地、町営住宅の東側、海岸道路沿いにおきまして、本町所有の交通安全灯が、駐車中の車両の上に倒れ、車体を破損する事故が発生いたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として車両修理費用の全額22万8,161円を町が支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について6月14日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入する全国町村会総合賠償補償保険制度の適用がございますので、あわせて御報告いたします。

この事故の発生直後、海岸沿いに設置した交通安全灯などについては、緊急の点検を行い、危険な状態のものはないことを確認しております。また、そのほかの地域についても、引き続き順次点検を実施いたしております。修理が必要な場合には至急対応するなど、適切な維持管理に努めていますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第25号 河和中学校体育館吊天井撤去工事請負契約の締結についてでございますが、去る6月14日に指名業者8者による指名競争入札を執行いたしました。

その結果、お手元の資料のとおり伊藤組建設株式会社が5,650万円で落札いたしましたので、同日付で仮契約を締結いたしました。

消費税及び地方消費税452万円を加えた6,102万円で本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事内容といたしましては、体育館のつり天井の撤去及びLED照明器具への取りかえが主なものでございます。

なお、工期につきましては、平成29年6月20日から10月31日までの134日間を予定しております。

次に、議案第26号 児童生徒用机・椅子売買契約の締結についてでございますが、去る6月14日に指名業者7者による指名競争入札を執行いたしました。

その結果、お手元の資料のとおり消費税及び地方消費税を含む820万8,000円で、株式会社中本屋が落札し、同日付で仮契約を締結いたしました。

本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容といたしましては、児童用机・椅子177組、生徒用机・椅子203組の合計380組を各学校に納入するも

のでございます。

なお、納期につきましては、平成29年11月30日を予定しております。

以上3件につきまして、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって理由の説明を終わります。

これより議事を進めます。

初めに、議案第25号 河和中学校体育館吊天井撤去工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 河和中学校体育館吊天井撤去工事請負契約の締結についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第26号 児童生徒用机・椅子売買契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 山本辰見君。

○2番（山本辰見君）

先ほどの工事のことと関連しますが、入札の開札結果の表示の仕方がまるきり違うわけですが、物品と工事で違うのか、少しこの表示の仕方、例えば、今の椅子のほうですと、担当者とか立ち会いかいというのが載っていますし、そこの仕組みを教えてくださいと思います。

○総務課長（杉本康寿君）

山本議員の御質問にお答えいたします。

工事につきましては、入札する段階におきまして、税抜きで入札をしていただくように御依頼をしております。物品につきましては、税込みで入札のほうしていただくようお願いしておりますので、その違いでございます。以上でございます。

○2番（山本辰見君）

私が質問したのはそういうことではなくて、それは見てわかりました。そうじゃなくて、表示の仕方が全然違うパターンで表示されているんだけど、何か決めがあるんですかということをお尋ねしました。わからないので教えてください。

○総務課長（杉本康寿君）

こちらにつきましては、契約システムの関係になっておりますので、システム上、こういう書式になってきますので、あえて加工すれば様式はそろいますけれども、そのままシステム上のデータを出しておりますので、こういう結果になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 児童生徒用机・椅子売買契約の締結についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第6 議員派遣の件

○議長（野田増男君）

日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙のとおり、お手元に配付しました。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第7、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに、各常任委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各常任委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

平成29年第2回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた報告第1号 平成28年度美浜町一般会計繰越明許費についてを初めとする10議案につきましては、いずれも慎重審議の上、全議案御承認いただきましたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。

梅雨入りの予報がされてから2日間は雨が降り、梅雨らしい気候に入ったかなということを感じましたが、それ以降、晴天が続きまして、またあすから梅雨らしい空模様になるというような予報になっておりました。

議員の皆様方におかれましても、体調を崩すことなく、各方面における一層の御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて平成29年第2回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時05分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年6月20日

美浜町議会

議長 野 田 増 男

議員 杉 浦 剛

議員 大 岩 靖